

旬刊  
2018年8月  
上旬号

# 福利厚生

ISSN1343-568X  
No.2253

特集

本誌第40回調査

## 法定外の労災・通勤災害給付

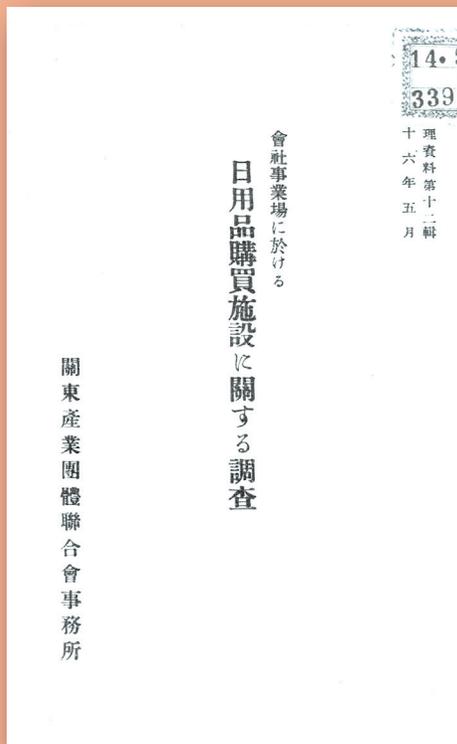
国家公務員宿舎の使用料改定  
本年4月から新使用料適用

消費者物価指数(全国6月分, 都区部7月分)

福利厚生関連指標(2018年8月分)

福利厚生アラカルト(7月下旬分)

福利厚生遺産を歩く(その34 王子製紙と苫小牧)



福利厚生関連史資料  
シリーズ④

日用品購買施設に  
關する調査

流通機構の発達以前、「購買」は福利厚生の重要施策であった。集落から遠く離れた鉱山などでは、鉱員家族達の生活全般を支えた。廉価販売による労働者への経済的支援、精算払いによる家計の安定機能もあり、一般の事業所でも実施されていた。第2次世界大戦末期には国の配給制度や物資の逼迫によって一時後退、戦後再び拡大するもインフラの整備とともに縮小した。(1941年刊)

(国立国会図書館蔵)

## 特集

本誌第40回調査

## 法定外の労災・通勤災害給付

1 法定外の労災遺族・障害給付額，所得保障	7
遺族給付額の水準	7
障害給付額の水準	9
18年調査での改定事例	10
身分保障，所得保障	11
2 法定外の通災遺族・障害給付額，所得保障	13
遺族給付額の水準	13
障害給付額の水準	14
18年調査での改定事例	17
所得保障，相殺，認定	18
別表 法定外労災補償・通勤災害給付の各社別一覧	19

## 国家公務員宿舎

国家公務員宿舎の使用料改定

本年4月から新使用料適用	56
使用料の算定方法	56
1戸当たり月額使用料の試算	57
貸与基準，所在地の区分	58
基準使用料	58
基準使用料からの控除額	60
駐車場の基準使用料	61

## 物価指数

消費者物価指数（全国6月分，都区部7月分）	63
-----------------------	----

## 指標

福利厚生関連指標（2018年8月分）	65
--------------------	----

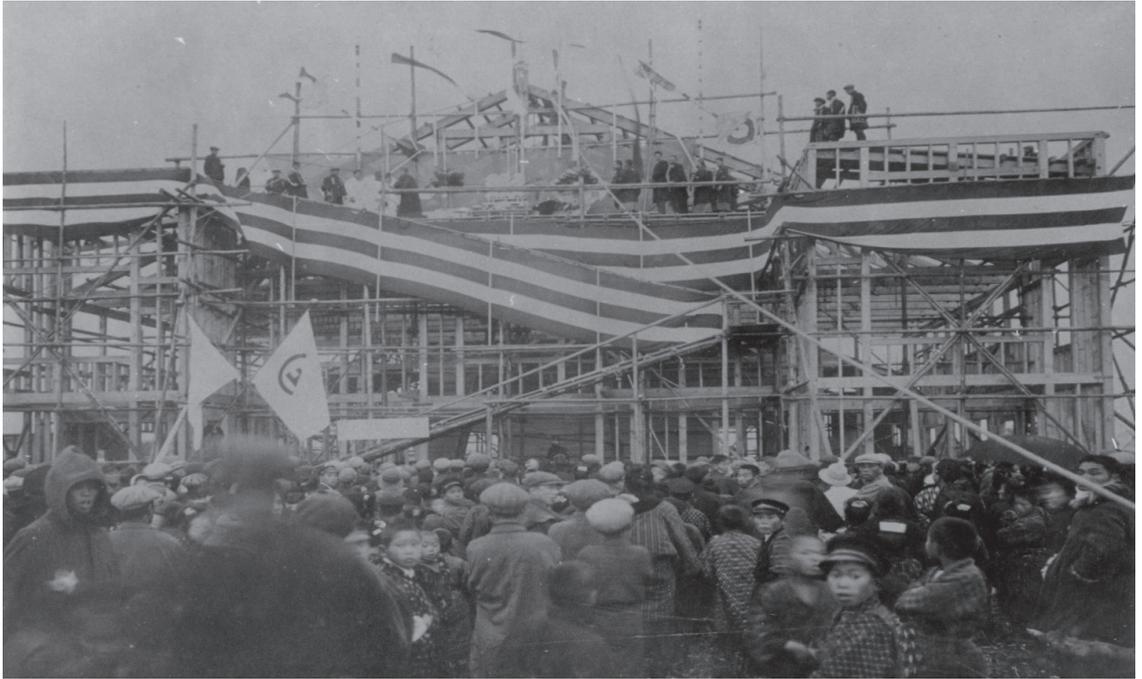
## アラカルト

福利厚生アラカルト（7月下旬分）	40
------------------	----

## グラビア

福利厚生遺産を歩く（その34 王子製紙と苦小牧）	3
--------------------------	---

王子製紙苦小牧工場の娯楽場，1915年建設・開場。回り舞台付き，花道2本，奈落は8人がかりで操作。停車場通（現・駅前通）に，東京の明治座を模してつくられ，木造2階建て，378.75坪，写真は棟上式（1925年10月31日）。1階にはホール，売店，喫煙室，事務所，楽屋，食堂，2階にはホール，喫煙室，映写室を設置。戦前期には，職員，職工の席席は区別されていた。（\*この頁掲載の写真3葉は，いずれも「紙の博物館」蔵による）



王子製紙王子工場の全景（戦前期，年代不詳）

仕上げ室では女性が働いていた



**福利厚生遺産を歩く  
（その34 王子製紙と苦小牧）**

苦小牧の人口は1871年に82人だった。王子製紙苦小牧工場の開業間もない1915年には1万人を突破した。

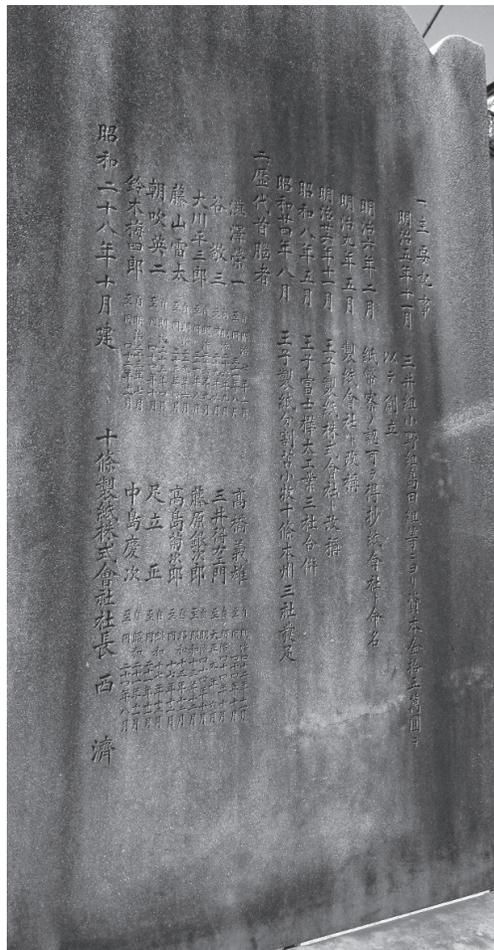
社宅は不可欠で、1909年時の1戸当たりの規模は、職員住宅1棟2戸建て22・4坪、平屋建て24・75坪、職工住宅1棟4戸建て10・75坪だった。全国に名をはせたスケートリンクは1937年開設、病院は1909年開設、内科、外科、眼科、伝染病科があり、のちに隔離病舎も新設され、市民にも開放された。娯楽場は中央より一流俳優を呼んだ。1914年には611戸に電気が引かれた。（北海道大学院工学研究所 建築史意匠研究室 角哲「近代日本における工業系企業社宅街の形成」による）

日本の製紙・板紙製造量は敗戦直後には27万トンに落ちたが、2000年には3,183万トンを記録した。

東京北区・王子駅前にある洋紙発祥の碑，1953年建立



碑の背面，渋沢栄一以下首脳12名を列記



紙の博物館の側面，1950年（財）製紙記念館，98年に現在地に移転，改称



碑文背面には「此地ハ明治5年11月渋沢栄一ノ發議ニ由リ創立シタル王子製紙株式会社力英國ヨリ機械ヲ輸入シ洋紙業ヲ起セシ発祥ノ地ナリ（以下略）」とある。

碑の説明文には「田園の中、煙を吐くレンガづくりの工場は、当時の錦絵にも描かれ、東京の新名所になりました」と記されている。

「紙の博物館」は、桜の名所として名高い北区・王子の飛鳥山公園内にある。館内には、「この紙は何から作られましたか」の展示があり、竹、バナナ、象の糞などと原材料が明かされている。近くに渋沢栄一の記念館もある。

昭和天皇が皇太子時代に利用した貴賓車輛



苫小牧工場一支笏湖, 25kmを運行, 1935年製



苫小牧駅前全国の知られたアイスホッケーの像



苫小牧市美術博物館



苫小牧工場では、1908年に千歳発電所を建設するために苫小牧工場～支笏湖25kmに軽便鉄道(通称「山線」)を敷設した。写真の機関車は「山線」4号車。小樽で製造された。1951年まで運行していた。貴賓車は1922年、皇太子が発電所視察時に客車を造り変えたもの。現在は苫小牧にあるが、以前は「紙の博物館」に展示されていた。

王子製紙は、1937年に専用リンクと400mスピードコースを整備。

博物館では、おりしも大日本再生紙株式会社の勇払での創業時を描いた辻井喬の『風の生涯』挿絵を中心とした展示会が開催されていた。

苫小牧市美術博物館には、製紙業従業員関連の展示物もある。作業衣、作業帽、バックル、ネクタイピン、パン引換券、社報、身分証明書、保険証など、貴重な品々が集められている。

また、館内の記念催事展『風の群像』では、一代でコンツェルンを築き上げた男・矢野重也(水野成夫)の講演録音が流されていた。

次頁写真は、1979年に東蝦夷地が幕府直轄領になった翌年に入植した江戸・八王子千人同心が勇払(現・苫小牧)で根拠とした会所跡に建てられた記念館。

入植は、千人頭・原半左衛門、弟・新介ほかが入植したものの、入植二年目にして早くも16人が死亡、帰郷者も続出し、1804年には解散となった。しかし、その後も半左衛門、新介は引き続き約10年にわたり各地で活躍した。墓石は、散在していたものを集約して記念堂に安置している。

(文責・本誌)

勇武津資料館，下の絵図を参考に再現。桑都・八王子千人同心100人が入植



組頭原家の旗指物



蝦夷廻浦絵図所収「蝦夷会所之図」，1854（安政元年）年，一瀬紀一郎筆，市立函館図書館蔵



八王子千人同心など29名（18基）が眠る隊士の墓，正面が地藏堂



地藏尊を祀った鈴木氏の墓



# 法定外の労災・通勤災害給付

— 法定外労災遺族給付額は労災3,262万円，通勤災害は1,975万円に —

厚労省調べによると17年度の労災と通勤災害，二次健診等を合わせた受給件数は延べ557万件，給付総額は7,380億円だった。労災と通勤災害を合わせた新規受給者数は65.1万人だった。こうした中で，18年7月時点の民間企業119社を集計した本誌調べの法定外の労災・通勤災害の遺族給付額は，労災で3,262万円，通勤災害で1,975万円となった。

## 1

## 法定外の労災遺族・障害給付額，所得保障

### 遺族給付額の水準

#### □遺族給付額は3,262万円に

法定外遺族給付額は図表1-1のとおりになった。18年は3,262万円となり，前回15年調査の結果を78万円，2.3%下回った。

法定外遺族給付額は96年に3,038万円と，初めて3,000万円台に乗って以来，15年の3,340万円まで緩やかな増加が続いていた。18年はサンプルの入れ替えもあり，給付額は3,262万円に減少した。

#### □3,500万円以上が19.3%占める

法定外遺族給付額の分布は図表1-2のとおりだった。最も多かったのは3,000万～3,500万円で，18年は66.4%を占めた。3,500万円以上の割合は95年には12.5%だったが，18年には19.3%に増えた。

図表1-1 法定外労災遺族給付額の動き



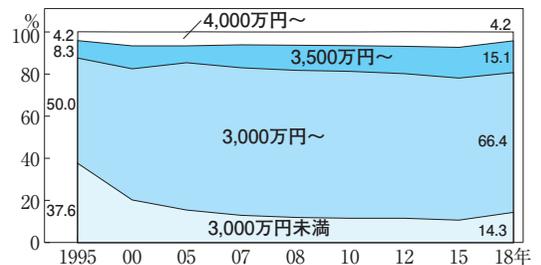
3,000万円未満の割合は95年には37.6%だったが，18年には14.3%に減った。

#### □改定企業の割合は4.2%

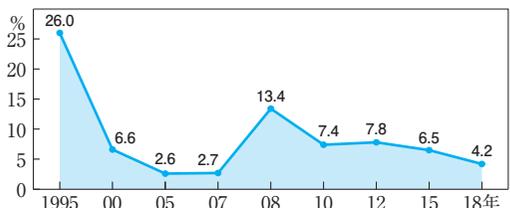
18年調査で法定外遺族給付額を改定した企業の割合は図表1-3のとおり4.2%だった。

改定企業の割合は95年には26.0%を示したが，00年以降は落ち込みが目立ち，08年の13.4%を除けば各調査年とも10%を下回っている。

図表1-2 法定外労災遺族給付額分布の動き



図表1-3 法定外労災遺族給付額を改定した企業の割合



## □給付額の支給方法は一律が44.5%

18年の法定外遺族給付額の支給方法は図表1-4、1-5のとおりだった。

最も多かったのは一律支給で44.5%、次いで扶養の有無で支給額に差を設けるもので26.1%を占めた。この両支給方法で約7割を占めた。

一律支給の割合は、製造業が42.4%、非製造業が51.9%だった。また、扶養の有無で支給額に差を設けるものは製造業が32.6%だったのに対し非製造業は3.7%だった。

このほか、基準賃金に一定の日数を乗じる方式、その上にさらに一定額を加算する方式、扶養家族数による方式、職階による方式、勤続年数による方式、こうした方式を組み合わせたその他の方式などがあるが、いずれも割合は10%に満たなかった。ただし、基準賃金を基準にした2つの方式を同じ方式とみなすと割合は12.6%となる。扶養家族数による方式を扶養の有無で支給額に差を設ける方式に準じたものとみなすと33.7%になる。

## □産業別の遺族給付額

法定外遺族給付額を産業別にみると図表1-6のとおりで、15年調査までは非製造業が製造業を上

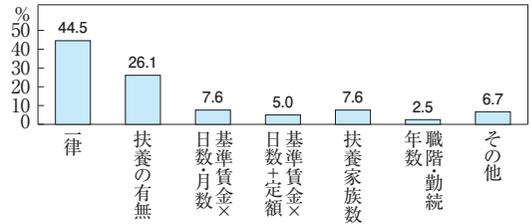
図表1-4 法定外労災遺族給付額の支給方法

(18年、%)

区 分	計	製造業	非製造業
一律	44.5	42.4	51.9
扶養の有無	26.1	32.6	3.7
基準賃金×日数・月額	7.6	2.2	25.9
基準賃金×日数+定額	5.0	5.4	3.7
扶養家族数	7.6	9.8	0.0
職階	0.8	1.1	0.0
勤続年数	1.7	2.2	0.0
その他	6.7	4.3	14.8

図表1-5 法定外労災遺族給付額の支給方法

(18年)



回っていたが、18年は、製造業の3,277万円に対し非製造業は3,214万円と製造業が上回った。00年に比べると、製造業は169万円、5.4%増、非製造業は△70万円、2.1%減だった。

今回調査では遺族給付額の減少がみられたが、これはサンプルの入れ替えによる影響であり、給付額を減額した例は皆無だった。

図表1-6

法定外労災遺族給付額の推移

(万円)

産業区分	1995年	00年	03年	05年	07年	08年	10年	12年	15年	18年
総平均	2,988	3,160	3,170	3,214	3,235	3,279	3,299	3,322	3,340	3,262
製造業	2,917	3,108	3,150	3,163	3,181	3,218	3,248	3,278	3,300	3,277
非製造業	3,187	3,284	3,226	3,371	3,407	3,475	3,461	3,463	3,484	3,214
金属工業	2,930	3,136	3,200	3,200	3,200	3,291	3,309	3,364	3,356	3,356
電気機器	2,977	3,117	3,120	3,120	3,154	3,154	3,245	3,263	3,263	3,272
輸送機械	2,963	3,183	3,200	3,191	3,200	3,277	3,292	3,330	3,390	3,391
精密機械	2,850	3,000	3,000	3,000	3,067	3,060	3,075	3,075	3,075	3,100
一般機械	2,883	3,085	3,160	3,173	3,182	3,220	3,220	3,233	3,244	3,250
紙パルプ	2,893	3,102	3,104	3,092	3,100	3,092	3,071	3,146	3,146	2,997
化学工業	2,917	3,139	3,196	3,224	3,258	3,281	3,341	3,356	3,380	3,276
ゴム工業	2,900	3,000	3,000	3,000	3,100	3,100	3,100	3,600	3,600	3,600
窯業	2,797	2,917	2,915	3,014	3,016	3,131	3,109	3,217	3,126	3,126
繊維工業	2,860	3,133	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,250	3,250
食品工業	2,961	3,102	3,180	3,193	3,193	3,221	3,236	3,231	3,308	3,280
その他製造業	-	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,400	3,400	3,400	3,400
鉱業・非金属	2,952	3,250	3,200	3,200	3,200	3,320	3,320	3,400	3,400	3,400
建設業	2,526	2,525	2,546	3,255	2,890	2,885	2,868	3,255	3,255	3,083
電力・ガス	3,375	3,640	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,500
運送業	3,454	3,197	3,183	3,183	3,255	3,387	3,406	3,406	3,466	3,162
通信業	4,450	4,729	5,183	5,100	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	3,250
金融業	3,076	2,834	2,790	2,930	2,860	2,824	2,757	2,777	2,777	2,772
商事サービス業	3,000	3,026	3,271	3,373	3,509	3,526	3,467	3,420	3,560	3,228

注1 扶養家族加算あるときは配偶者+子2人として計算（表1-9、1-10も同じ）

2 97年以降は、対象企業数の増加により、過年度の数値とは接続しない

# 障害給付額の水準

## □障害補償・給付額の等級格差

障害等級1級への18年の法定外障害給付額を100としたときの等級格差と労基法別表第2の障害補償1級への補償日数を100としたものとを比べると図表1-7、1-8のようになる。

両者は同じような等級格差を示しているが、障害等級1～3級は、法定外障害給付額の格差が労基法別表第2の等級格差を上回っている。法定外障害補償給付では、障害等級1～3級を同額とする企業が多いことによる。

なお、自賠責保険の等級格差は、労基法別表第2の等級格差より大きいため、法定外障害給付額の等級格差がすべての等級で上回っている。

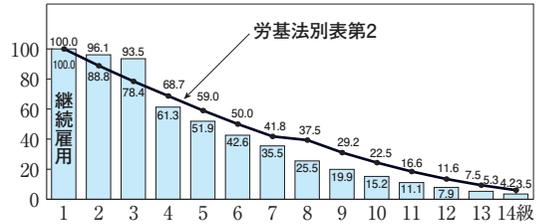
## □障害1級退職は3,182万円

法定外障害給付額の動きは図表1-9のようになった。

18年の障害等級1級への法定外障害給付額は、退職の場合で3,182万円となり、前回15年調査で55万円下回った。継続雇用の場合は2,341万円増で27万円減少した。障害等級1級への障害給付額を00年と18年で比べると、退職の場合は59万円増に、継続雇用の場合は121万円増になった。継続雇用

図表1-7 労災障害補償額と給付額の格差

(18年)



図表1-8 障害補償額と給付額の障害等級別間の格差

(18年)

障害等級	本誌18年調査		労基法別表第2	自賠責
	退職	継続雇用		
1級	100.0	100.0	100.0	100.0
2	97.7	96.1	88.8	86.3
3	96.5	93.5	78.4	74.0
4	61.8	61.3	68.7	63.0
5	52.6	51.9	59.0	52.5
6	43.3	42.6	50.0	43.2
7	37.5	35.5	41.8	35.0
8		25.5	37.5	27.3
9		19.9	29.2	20.5
10		15.2	22.5	15.4
11		11.1	16.6	11.0
12		7.9	11.6	7.5
13		5.3	7.5	4.6
14		3.5	4.2	2.5

が多いと思われる障害等級8級では、同期間に24万円増加した。

18年の法定外障害給付額は図表1-10のとおりだった。退職1級を100にすると、継続雇用1級は73.6であり、製造業では73.6、非製造業では73.3だった。

図表1-9

法定外労災障害給付額の推移

(万円)

障害等級	自賠責(参考)	1995年	00年	03年	05年	07年	08年	10年	12年	15年	18年
		退職の場合									
障害1級	3,000	3,112	3,123	3,113	3,117	3,151	3,192	3,202	3,217	3,237	3,182
2	2,590	3,036	3,051	3,046	3,051	3,082	3,123	3,141	3,153	3,168	3,110
3	2,219	2,978	2,998	2,997	3,000	3,037	3,075	3,096	3,110	3,123	3,071
4	1,889	1,927	1,943	1,909	1,893	1,910	1,953	1,974	2,023	2,020	1,967
5	1,574	1,661	1,674	1,645	1,619	1,635	1,678	1,695	1,727	1,737	1,675
6	1,296	1,352	1,363	1,339	1,324	1,319	1,359	1,371	1,407	1,424	1,379
7	1,051	1,172	1,180	1,159	1,142	1,137	1,176	1,188	1,216	1,226	1,192
継続雇用の場合											
障害4級	—	1,363	1,366	1,418	1,409	1,411	1,424	1,434	1,451	1,468	1,436
5	—	1,167	1,169	1,185	1,193	1,195	1,206	1,212	1,224	1,241	1,216
6	—	954	957	973	984	983	989	995	1,006	1,020	997
7	—	799	803	816	821	821	828	831	839	849	832
8	819	566	572	579	585	586	590	591	598	609	596
9	616	449	453	455	460	459	462	463	469	476	465
10	461	341	344	346	349	349	350	352	357	363	356
11	331	254	256	254	258	259	260	260	262	265	259
12	224	179	180	194	182	183	185	184	187	189	185
13	139	122	123	124	124	125	126	125	126	127	124
14	75	79	79	78	79	80	80	81	82	82	82

注1 「退職の場合」の8級以下は継続雇用が多いと思われるため集計せず、10年の「継続雇用の場合」の1～3級は表1-10参照  
 2 扶養加算あるときは配偶者+子2人として計算、自賠責保険は退職・継続雇用の区分なし

# 18年調査での改定事例

## 〈日本精工〉

退職	6級	1,150万円→1,170万円
	7級	950万円→ 970万円
	13級	160万円→ 180万円
	14級	110万円→ 130万円
継続	6級	1,150万円→1,170万円
	7級	950万円→ 970万円
	13級	160万円→ 180万円
	14級	110万円→ 130万円

## 〈旭化成〉

死亡	有扶	3,300万円→3,400万円
	無扶	2,475万円→2,550万円
退職	1～3級	有扶 3,300万円→3,400万円
		無扶 2,475万円→2,550万円
継続	1～3級	1,650万円→1,700万円
	4級	1,275万円→1,310万円
	5級	1,090万円→1,125万円
	6級	925万円→ 955万円
	7級	775万円→ 800万円
	8級	625万円→ 645万円
	9級	485万円→ 500万円
	10級	375万円→ 385万円

11級	275万円→ 285万円
12級	195万円→ 200万円
13級	125万円→ 130万円

## 〈明治〉

死亡	3,000万円 + 扶養家族1人100万円 (5人まで)
	→3,200万円 + 扶養家族1人100万円
葬祭料	10万円→50万円
退職	1～3級 3,000万円→3,200万円
	4～5級 2,010万円→2,100万円
退職加算	
	1～5級 扶養家族1人100万円 (5人まで)
	6～8級 扶養家族1人 30万円 (5人まで)
	→1～ 7級 扶養家族1人100万円
	8～14級 扶養家族1人 30万円
継続	4級 1,500万円→1,600万円
	5級 1,290万円→1,400万円
	6級 1,140万円→1,200万円
	9級 630万円→ 650万円

## 〈日揮〉

死亡 (遺族加算)	
配偶者・子を有する者	3,000万円
上記以外の者	2,000万円
	→3,500万円

図表1-10

法定外労災障害

産 業 区 分	退 職 の 場 合							1級	2級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
総 平 均 製 造 業 非 製 造 業	3,182	3,110	3,071	1,967	1,675	1,379	1,192	2,341	2,249
	3,216	3,187	3,163	2,041	1,715	1,426	1,229	2,366	2,324
	3,067	2,851	2,757	1,753	1,564	1,247	1,089	2,247	1,958
金 属 工 業 電 機 器 業 輸 送 機 械 業 精 密 機 械 業 一 般 機 械 業 製 紙 パ ル プ 業 化 学 工 業 ゴ ー ム 工 業 窯 業 織 維 工 業 食 品 工 業 そ の 他 製 造 業	3,311	3,311	3,311	2,013	1,780	1,417	1,267	1,725	1,725
	3,272	3,241	3,208	2,401	1,776	1,402	1,149	3,048	3,014
	3,345	3,290	3,254	1,794	1,573	1,270	1,104	1,664	1,580
	3,100	3,100	3,100	1,960	1,623	1,327	1,037	2,800	2,800
	3,154	3,117	3,067	1,849	1,615	1,368	1,156	2,627	2,592
	2,997	2,997	2,997	907	779	660	552	1,053	979
	3,234	3,210	3,186	2,133	1,747	1,507	1,298	2,331	2,286
	3,600	3,600	3,600						
	3,126	3,126	3,126	2,076	1,836	1,310	1,074	2,362	2,362
	3,250	3,250	3,250	1,255	1,075	913	763	1,625	1,625
3,064	3,002	2,969	2,076	1,873	1,642	1,497	2,659	2,601	
鉱 業 ・ 非 鉄 金 属 業 建 設 業 電 力 ・ ガ ス 業 運 輸 業 通 信 業 金 融 保 険 業 商 事 サ ー ビ ス 業	3,400	3,400	3,400	2,040	1,752	1,485	1,242		
	2,447	2,379	2,335	1,194	1,043	895	751	2,447	2,379
	3,500	3,500	3,500	2,160	2,160	1,440	1,440	1,750	1,750
	3,162	3,138	2,937	1,828	1,670	1,214	1,121	1,894	1,849
	3,750	3,750	3,750	2,800	2,450	2,100	1,750	3,250	3,250
	1,722	1,722	1,722	1,435	1,215	1,004	813	1,722	1,722
	2,827	1,745	1,668	1,275	1,157	924	829	2,733	1,381

注 「退職の場合」の8級以下は継続雇用が多いと思われるため集計せず

# 身分保障，所得保障

## □身分は3年間保障が44.5%

被災労働者の身分保障期間，所得保障期間，3年経過後の措置をまとめると図表1-11のとおりになった。詳細は次頁の図表1-12，1-13を参照されたい。

このうち，身分保障をみると，期間としては最も短い被災後3年間とする企業が44.5%，3年を超える一定期間あるいはその都度事情勘案して判定するが合わせて20.2%，最も長い治癒・定年までが26.9%だった。

身分保障期間は，法定では3年間となっている。しかし，業務上での被災であることを勘案すると，法定どおりで済ますこともいかがかとする企業の思惑もあり，これが，結果的に法定どおりとする企業の割合を半数以下の44.5%にとどめたと思われる。

## □治癒・定年まで所得保障は15.1%

被災による休業期間中には，法定で平均賃金の60%プラス20%相当額を傷病補償年金の給付が開始されるまでの期間（1.5年）給付される。

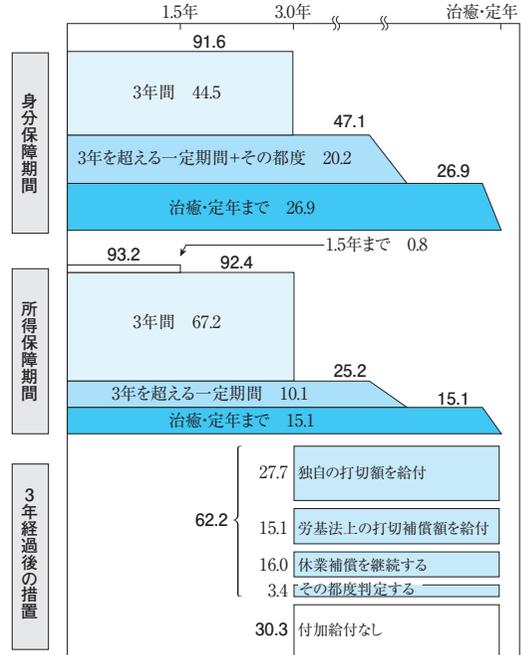
給付額（18年）

（万円）

継続雇用の場合											
3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
2,190	1,436	1,216	997	832	596	465	356	259	185	124	82
2,285	1,457	1,216	1,006	829	609	472	362	262	188	129	84
1,824	1,347	1,212	957	844	549	438	338	249	175	107	72
1,725	1,241	1,079	897	757	524	423	312	234	164	118	74
2,980	1,956	1,588	1,298	1,033	763	581	436	313	225	155	106
1,505	1,111	955	784	655	467	347	271	191	136	92	60
2,800	1,693	1,373	1,090	840	583	457	332	247	173	127	82
2,511	1,406	1,200	984	797	556	436	335	240	173	122	84
906	618	530	443	375	291	224	178	136	100	68	38
2,241	1,567	1,266	1,063	878	660	522	400	292	211	144	92
	1,300	1,100	900	750	540	420	320	240	170	115	80
2,362	1,384	1,150	964	782	570	450	340	254	184	126	83
1,625	1,255	1,075	913	763	615	478	368	273	193	123	68
2,572	1,471	1,257	1,045	894	673	515	413	288	208	145	94
2,335	1,194	1,043	895	751	648	504	389	288	202	130	72
1,750	1,320	1,320	850	850	537	427	325	284	169	97	53
1,622	1,270	1,153	864	784	410	410	210	210	110	110	110
3,250	2,480	2,170	1,860	1,550	1,210	900	745	523	310	185	148
1,722	1,435	1,215	1,004	813	622	478	335	239	153	105	57
1,277	1,125	1,027	824	739	510	396	334	216	171	102	71

しかし，法定どおり1.5年とする企業の割合は0.8%と少なかった。労基法上の打切補償実施時である療養開始後3年を経過した時点に合わせ3年間補償する企業が最も多く67.2%を占めた。

図表1-11 身分保障期間は3年超が47%，所得保障期間は3年超が25%（18年，%）



注 図表1-12による

このほか、3年を超える一定期間が10.1%、治療・定年までが15.1%あった。

この間の所得保障率は図表1-12のとおりだった。平均賃金もしくは当該企業の基準内賃金の100%と法定補償（平均賃金の80%）との差を給付する企業が圧倒的に多く91.6%を占めた。法定を超え平均賃金の100%未満を付加する企業は4.2%だった。

休業期間中の昇給・賞与の取り扱いでは、出勤扱いが79.8%にのぼった。

### □療養補償は付加給付なしが70.6%

医療・治療費など療養補償への取り扱いは、付加給付なしとする企業が70.6%を占めた。

法定では療養補償は現物給付が原則であり、予め、どの分野にどのくらいの費用がかかるかが分からないということもあって、規定化が難しい。付加給付なしとした企業が多かったのは、こうした事情によるものと思われる。

こうした中で、医師の指示によらない温泉治療、家族の見舞費用・交通費などのうち、会社が認めた費用に限り、実費と法定給付との差額を支給する企業が25.2%あった。

しかし、「会社が認めた費用」の範囲をどの程度までとするかについても、予め規定するのは難しく、企業内でこれまで積み重ねてきた給付事例によって判断されることが多いと思われる。

### □独自の打切補償実施が27.7%

労基法第81条（打切補償）では、療養開始後3年を経過しても傷病が治らない場合、平均賃金の1,200日分の打切補償を行ない、その後は補償をしなくてもよいと定めている。また、1年6カ月を経過して法定の傷病補償年金に移行したときは、打切補償を実施したものとみなされる。

これを前提に図表1-12、1-13で企業の対応をみると、企業独自の打切額を給付（大部分は法定外遺族給付額と同額）を実施するが27.7%、労基法上の打切補償額と同額を給付するが15.1%、解雇せず法定外の休業補償給付を継続付加するが16.0%、法定どおり（法定外の所得保障・打切補償なし）が30.3%だった。

このように、3年経過後の措置では取り扱いが企業によって様々だった。法定どおりは少数派で

何らかの上乗せ給付を行なう企業が多かった。

退職金の取り扱いでは、会社都合扱いが62.2%、定年退職扱いが20.2%だった。

### □第三者補償と相殺が64.7%

労災事故の多くは事業所内で発生するため第三者補償との相殺は一般には生じないが、交通機関利用中の事故などでは第三者補償の可能性が十分ある。

相殺の有無では、相殺ありが64.7%を占めた。

図表1-12 法定外休業給付等の取り扱い内容

(18年、%)

項目	補償内容	実施率	
療養補償	付加給付なし	70.6	
	実費と法定との差額	25.2	
	ケース・バイ・ケース	2.5	
身分保障期間	被災後3年間	44.5	
	被災後3年を超える一定期間	8.4	
	治療・定年まで	26.9	
	その都度事情勘案して判定	11.8	
休業	所得保障期間	1年6カ月	0.8
		3年間	67.2
		3年を超える一定期間	10.1
		治療・定年まで	15.1
給付	所得保障率	平均賃金と法定との差額	91.6
		法定を上回り平均賃金未満まで	4.2
付	昇給・賞与	出勤扱い	79.8
		減額あり	4.2
3年経過後の措置	独自の打切額を給付	27.7	
	労基法上の打切補償額を給付	15.1	
	解雇せず休業補償を継続	16.0	
	その都度事情勘案して判定	3.4	
	付加給付なし	30.3	
退職金の取り扱い	会社都合扱い	62.2	
	定年退職扱い	20.2	
	その他	17.6	
相殺の有無	あり（一部相殺を含む）	64.7	
	なし（規定なしを含む）	23.5	
	ケース・バイ・ケース	3.4	

注 各項目とも100%との差は規定なしまたは不明分

図表1-13 打切補償の取り扱いと給付額

(18年)

区分	実施率 (%)	給付額 (万円)
付加給付なし	30.3	-
労基法上の打切補償を給付（平均賃金の1,200日分）	15.1	-
独自の打切額を給付	27.7	2,578
（法定外遺族給付額に同じ）	(16.0)	3,308
〃 遺族給付額超	( 1.7)	2,561
〃 遺族給付額未満	( 8.4)	1,516
〃 遺族給付とは基礎額が異なる	( 1.7)	96

注 カッコ内は金額不明分を除いた割合

## 2

# 法定外の通災遺族・障害給付額，所得保障

## 遺族給付額の水準

### □遺族給付額は1,975万円

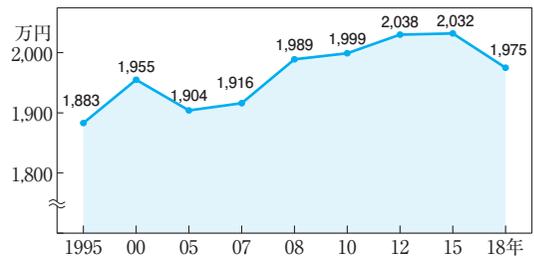
法定外通勤災害の遺族給付額の動きは、図表2-1のとおりだった。

おおむね上昇傾向にあり、18年は10年調査以来2,000万円台を下回り1,975万円を示した。前回15年調査に比べると57万円減、2.8%減少した。

法定外通勤災害遺族給付額の集計を本誌では2種に分けて行なっている。1つは、法定外給付を実施していない企業または実施していても給付額が500万円以下の見舞金程度である企業を除いた集計、他の1つは、法定外給付を実施していない企業または給付額が500万円以下である企業を含めた集計で、図表2-2のとおり、前者を「A」集計、後者を「B」集計としている。

図表2-1はA集計による。A、B両集計の差額は、かつては大きかったが、制度拡充につれ縮小しつ

図表2-1 法定外通災遺族給付額の動き



つある。

A集計によって産業別にみると図表2-2のとおり、各年とも非製造業が製造業を大きく上回っている。18年は、非製造業の法定外遺族給付額が製造業のそれより1.5倍高額だった。

非製造業の法定外遺族給付額が高額だったのは、各年とも通信業、建設業、運輸業の高額な産業が含まれていることによる。

A集計によって、08年と18年の法定外遺族給付額を比べてみると、製造業は63万円増、非製造業は194万円減だった。

図表2-2

法定外通災遺族給付額の推移

(万円)

産業区分	2008年		10年		12年		15年		18年	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
総平均	1,989	1,907	1,999	1,925	2,038	1,971	2,032	2,001	1,975	1,930
製造業	1,728	1,661	1,746	1,690	1,783	1,729	1,794	1,760	1,791	1,775
非製造業	2,839	2,695	2,829	2,682	2,880	2,720	2,860	2,860	2,645	2,457
金属工業	1,711	1,458	1,711	1,467	1,720	1,597	1,722	1,722	1,722	1,722
電気機械	1,770	1,770	1,787	1,787	1,808	1,808	1,815	1,815	1,821	1,821
輸送機械	1,423	1,423	1,425	1,425	1,550	1,550	1,570	1,570	1,455	1,455
精密機械	1,758	1,466	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758	1,843	1,843
一般機械	1,577	1,419	1,577	1,419	1,680	1,493	1,686	1,499	1,686	1,686
紙パルプ	1,541	1,541	1,539	1,539	1,513	1,513	1,516	1,516	1,502	1,502
化学工業	1,997	1,997	2,063	2,063	2,064	2,064	2,065	2,065	2,062	2,062
ゴム工業	1,200	1,200	1,200	1,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
窯業	1,543	1,336	1,543	1,336	1,549	1,341	1,549	1,341	1,563	1,353
繊維工業	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,625	1,625	1,625	1,625
食品工業	1,923	1,923	1,930	1,930	1,928	1,928	1,974	1,974	2,011	2,011
その他製造業	1,300	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350		
鉱業・非鉄金属	1,660	1,660	1,660	1,660	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
建設業	2,811	2,811	2,797	2,797	3,255	3,255	3,255	3,255	3,083	3,083
電力・ガス	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	3,500	3,500	3,500	3,500
運輸業	3,137	2,639	3,137	2,639	3,137	2,639	2,993	2,993	2,621	2,379
通信業	3,800	3,800	3,800	3,800	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	2,500
金融保険業	2,824	2,824	2,757	2,757	2,777	2,777	2,777	2,777	2,772	2,772
商事サービス業	3,615	3,015	3,017	3,017	2,970	2,970	2,960	2,960	2,704	2,704

注1 「A」欄は法定外給付ゼロもしくは500万円以下の見舞金額を除いた企業の平均

注2 「B」欄は法定外給付ゼロもしくは500万円以下の見舞金額を含む全企業の平均

注3 扶養加算あるときは配偶者+子ども2人として計算（表2-8、2-10、2-12も同じ）

ちなみに、前掲図表1-6によって労災の法定外遺族給付額の同期間中の増加額をみると、製造業は58万円増、非製造業は261万円減であり、非製造業の給付額の減少が目立った。

### □1,500万円未満は12.0%

法定外遺族給付額の分布は図表2-3、2-4のとおりだった。1,500万円未満は18年には12.0%と前回調査に比べ2.0ポイント増加した。

法定外遺族給付額を改定した企業の割合は図表2-5のとおり、08年を除けば各年10%未満であり、18年調査も5.0%だった。

### □法定外労災との格差は縮小

法定外遺族給付額を労災=100として通勤災害と比べてみると図表2-6のようになった。05年にかけて格差は拡大傾向にあったが、近年は縮小している。

## 障害給付額の水準

### □障害1級給付額は1,879万円

法定外通勤災害の障害給付額の動きは図表2-7のとおりだった。

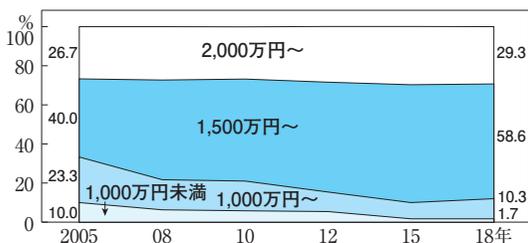
障害給付額のうち、退職1級の給付額は18年に

図表2-3 法定外通災遺族給付額の分布 (%)

区分	2015年計	18年		
		計	製造業	非製造業
500万円以下	1.6	2.5	1.1	7.4
501～999	1.6	1.7	2.2	0.0
1,000～1,499	8.1	10.1	10.9	7.4
1,500～1,999	59.3	57.1	65.2	29.6
2,000～2,499	9.8	10.9	10.9	11.1
2,500～2,999	3.3	2.5	1.1	7.4
3,000万円以上	16.3	15.1	8.7	37.0

注 給付ゼロを含む（図表2-2の「B」欄）

図表2-4 法定外通災遺族給付額分布の動き



は1,879万円になった。前回15年調査に比べると74万円減、3.8%減少した。障害等級1級への法定外障害給付額は、12年、15年は1,900円台になったが、18年は10年調査以来の1,800万円台だった。

継続雇用4級への給付額は前回15年調査に比べ37万円減少し18年は856万円だった。

### □障害給付額の等級格差の推移

法定外障害給付額の等級別給付額の推移は図表2-8のとおりになった。

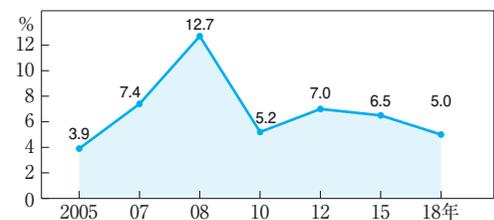
退職の場合を障害等級1級=100としてみると、95年では、3級が95.9、4級が84.4、7級が50.0だったが、00年は、3級が94.1、4級が73.8、7級が46.3に、05年は、3級が90.6、4級が70.7、7級が42.7に、18年は、3級が95.3、4級が64.4、7級が39.6になった。

障害等級1級の障害給付額に対する等級間格差は、3級は各年で僅かに異なるが95前後、4級は95年の84.4が18年には64.4に低下、7級は95年の50.0が18年には39.6に低下し、拡大傾向にある。

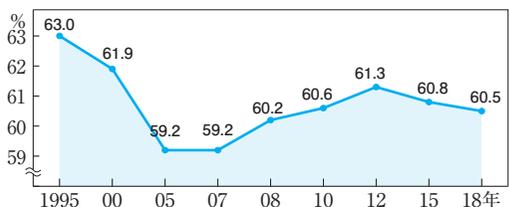
継続雇用の場合を障害等級4級=100としてみると、95年では、7級が59.9、8級が39.4、14級が6.0だったが、00年は、7級が59.3、8級が43.2、14級が6.0に、05年は、7級が60.4、8級が41.2、14級が5.9に、18年は、7級が59.9、8級が42.3、14級が6.1になった。

障害等級4級の障害給付額に対し、7級は概ね60前後、8級は40前後、14級は6.0程度で推移している。退職の場合に比べると動きは小さかった。

図表2-5 法定外通災遺族給付額改定企業の割合



図表2-6 法定外通災遺族給付額と法定外労災遺族給付額の格差



## □労災の等級別給付額との格差

法定外労災の等級別給付額を100として法定外通勤災害の等級別給付額との格差をみると、退職の場合で、障害1級は、95年が56.0、00年が59.4、05年は57.5、18年は59.1だった。

継続雇用の場合では、障害等級7級は、95年が74.1、00年が71.6、05年が68.5、18年が61.7だった。

退職の場合では、労災障害1級の給付額に比べた通勤災害1級給付額の格差は一定水準で推移していたが、継続雇用の場合では、労災障害7級の給付額に比べた通勤災害7級の給付額の格差は拡大傾向にあった。

## □退職1級は非製造業で2,382万円

18年の法定外通勤災害の障害等級別給付額は図表2-9のようになった。

退職の場合、障害等級1級の1,879万円が3級の1,790万円まで緩やかに低下したのち4級になると一挙に1,210万円に低下、7級は744万円だった。

継続雇用の場合は、給付額は緩やかな低下を示した。4級は856万円で、退職4級=100として70.7の水準だった。

退職の場合の法定外通勤災害の障害等級別給付額を図表2-10でみると、先にみた図表2-2の遺族給付額の場合と同じように製造業、非製造業間での金額差が大きかった。

退職の場合の障害等級1級の給付額は、製造業が1,732万円、非製造業は1.4倍の2,382万円だった。非製造業の給付額が高額だったのは、3,500万円の電力・ガス、3,250万円の通信業、2,447万円の建設業が含まれていることによる。非製造業では、労災と通勤災害の給付額を同一に設定する企業が多く、このことも、全体の水準を引き上げている。製造業では、化学工業が2,065万円だったほかはいずれも1,000万円台だった。

障害等級2級以下について、製造業の給付額=100とした非製造業の給付額の倍率をみると、2級1.3倍、3級1.2倍、4級1.4倍、5級1.5倍、6級1.4倍、7級1.4倍となっている。2級、3級に比べ4～7級での倍率が大きくなっている。

障害等級1～3級への給付額は産業による格差を示しながらも1,000万円を超えているが、4級になると製造業では1,000万円を下回る産業がみられるようになり、6、7級では製造業のすべてが1,000万円を下回る水準だった。

図表2-7 法定外通勤災害の障害給付額の退職1級、継続4級の動き



図表2-8

法定外通災障害給付額の推移

(万円)

障害等級	1995年	00年	03年	05年	07年	08年	10年	12年	15年	18年	
退職の場合	障害1級	1,742	1,858	1,811	1,791	1,816	1,878	1,877	1,939	1,879	
	2	1,712	1,790	1,758	1,739	1,764	1,823	1,822	1,879	1,817	
	3	1,670	1,748	1,713	1,623	1,720	1,785	1,785	1,846	1,790	
	4	1,471	1,372	1,313	1,267	1,260	1,277	1,271	1,305	1,263	1,210
	5	1,197	1,193	1,132	1,090	1,085	1,108	1,101	1,124	1,094	1,052
	6	985	987	934	890	892	914	909	928	900	862
	7	869	860	802	764	766	791	788	803	777	744
継続雇用の場合	障害4級	988	969	944	931	921	936	937	940	893	856
	5	852	835	822	805	799	808	803	805	774	743
	6	702	688	677	662	655	661	657	657	634	605
	7	592	575	570	562	556	561	557	557	537	513
	8	389	419	392	384	380	383	383	387	372	362
	9	317	325	315	308	304	305	305	308	297	285
	10	239	246	241	236	233	235	234	236	227	221
	11	182	186	180	176	174	175	175	177	170	163
	12	130	131	125	126	124	125	125	125	120	115
	13	86	88	84	82	83	84	83	83	79	76
	14	59	58	55	55	55	56	55	55	53	52

注 「退職の場合」の8級以下は継続雇用が多いと思われるため集計せず、「継続雇用の場合」の1～3級は退職が多いと思われるため集計せず

## □障害退職1～3級の格差は接近

18年の法定外通勤災害の障害等級別給付額の格差を1級=100としてみると図表2-11のようになった。

障害等級1～3級は退職の場合だが、格差は極めて接近しており、2級は96.7、3級は95.3だった。これを自賠責保険の障害等級別保険金額の格差と比べてみると、2級、3級ともに法定外障害給付額が上回っている。法定外通勤災害給付では、障害等級1～3級を同額とする企業が多いことによる。

一方、障害等級4級以下の給付額格差をみると、法定外給付額は継続雇用の場合を表示したこともあって、障害等級1～3級に比べると、一挙に指数が落ち込み、4級は45.6に、7級は27.3に、14級は2.8になった。これを、自賠責保険の保険金格差と比べると、4級以下では14級を除き、自賠責保険の格差を上回る状態になっている。自賠責保険では、退職、継続雇用の区別がないことによると思われる。

先の図表1-8でみた労基法別表第2の障害等級別の労災保険金格差と比べると、4級は法定外通勤災害給付額が45.6であるのに対し、労基法は68.7、7級は同じく法定外通勤災害の27.7に対し労基法は41.8、14級は同じく法定外通勤の2.8に対し

労基法は4.2であり、各等級とも労基法の格差の方が小さかった。

## □非製造業の継続雇用4級は1,120万円

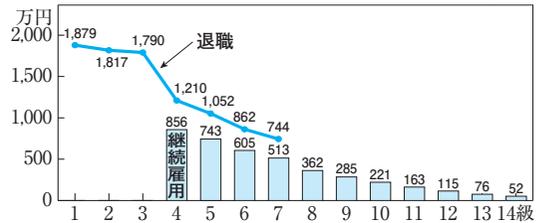
法定外通勤災害の障害等級別給付額を継続雇用の場合についてみると、18年の水準は図表2-12のようになった。

総平均は4級で856万円、7級で513万円、14級で52万円だった。しかし、給付額には、製造業と非製造業との間で大きな差がある。

4級では、製造業が766万円であるのに対し非製造業はその1.5倍の1,120万円、7級では製造業が446万円、非製造業はその1.6倍の707万円、14級では製造業が49万円、非製造業は1.2倍の58万円だった。非製造業では、労災と通勤災害の法定外給付額を同額に設定する企業が少なくないことによる。

図表2-9 法定外通勤災害の障害給付額

(18年)



図表2-10

法定外通勤災害の障害等級別給付額

(18年, 退職の場合)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
総平均	1,879	1,817	1,790	1,210	1,052	862	744
製造業	1,732	1,717	1,708	1,112	955	798	678
非製造業	2,382	2,160	2,069	1,532	1,398	1,093	977
金属工業	1,678	1,678	1,678	1,050	850	725	600
電気機器	1,777	1,765	1,754	1,164	1,029	807	651
輸送機械	1,418	1,418	1,481	803	703	541	463
精密機械	1,843	1,843	1,843	1,197	955	747	580
一般機械	1,597	1,584	1,570	983	836	704	593
紙パルプ	1,502	1,502	1,502	453	389	330	276
化学工業	2,065	2,045	2,033	1,349	1,136	972	826
ゴム工業	1,600	1,600	1,600				
窯業	1,569	1,569	1,569	775	680	589	509
繊維工業	1,625	1,625	1,625	125	125	125	125
食料品工業	1,830	1,778	1,755	1,296	1,148	979	861
その他製造業							
鉱業・非鉄金属	1,700	1,700	1,700				
建設業	2,447	2,379	2,335	1,194	1,043	895	751
電力・ガス	3,500	3,500	3,500	2,160	2,160	1,440	1,440
運輸業	2,379	2,355	2,162	1,758	1,668	1,186	1,126
通信業	3,250	3,250	3,250	2,480	2,170	1,860	1,550
金融保険業	1,722	1,722	1,722	1,435	1,215	1,004	813
商事サービス業	2,458	1,391	1,327	1,067	971	779	705

# 18年調査での改定事例

## 〈三菱電機〉

死亡 有扶 660万円→710万円  
 無扶 580万円→610万円  
 特別弔慰金 940万円→990万円

## 〈日本精工〉

継続 6級 575万円→585万円  
 7級 475万円→485万円  
 13級 80万円→90万円  
 14級 55万円→65万円

## 〈旭化成〉

死亡 有扶 1,650万円→1,700万円  
 無扶 1,240万円→1,275万円  
 退職 有扶 1,650万円→1,700万円  
 無扶 1,240万円→1,275万円  
 継続 1～3級 205万円→215万円  
 5～7級 125万円→130万円

## 〈日本板硝子〉

死亡・退職 1～3級 1,930万円→2,000万円  
 継続 1～3級 1,180万円→1,200万円  
 5級 620万円→630万円

## 〈明治〉

死亡 1,500万円→1,600万円 + 扶養家族1人50万円

円

退職 1～3級 1,500万円→1,600万円  
 4～5級 1,010万円→1,100万円  
 6～7級 870万円→900万円

退職加算

1～5級 扶養家族1人50万円 (5人まで)  
 6～8級 扶養家族1人15万円 (5人まで)  
 →1～7級 扶養家族1人50万円  
 8～14級 扶養家族1人15万円

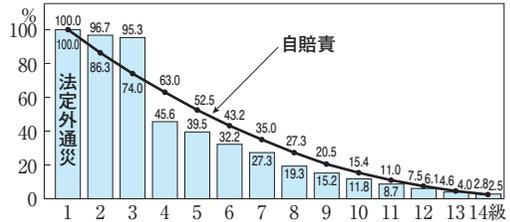
継続 4級 750万円→800万円  
 5級 650万円→700万円  
 6級 570万円→600万円

## 〈日揮〉

死亡 (遺族加算) 有配偶者・子 3,000万円  
 その他 2,000万円  
 →3,500万円

図表2-11 通勤災害の障害給付額の格差

(18年)



注 法定外通災の1～3級は退職、4級以下は継続雇用

図表2-12

法定外通災障害給付額

(18年, 継続雇用の場合)

区分	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
総平均	856	743	605	513	362	285	221	163	115	76	52
製造業	766	652	537	446	331	258	200	147	104	73	49
非製造業	1,120	1,009	804	707	450	361	279	205	143	85	58
金電	581	498	417	350	268	206	159	116	84	59	37
輸送	1,072	897	739	596	471	360	275	205	145	99	66
精密	492	448	330	296	190	138	111	74	58	40	31
一般機械	1,063	828	630	478	360	280	212	148	107	82	62
一製紙	772	653	545	453	294	233	179	129	94	66	47
化学	350	300	250	213	163	125	100	78	58	40	23
ゴム工業	870	727	601	500	372	303	222	180	121	86	58
窯業	613	524	438	357	244	198	154	120	87	60	42
繊維工業	125	125	125	125	55	55	55	55	15	15	15
食品工業	914	800	665	557	422	321	261	175	130	89	58
その他製造業											
鉱業・非鉄金属	646	555	471	394	316	246	190	140	98	63	35
建設	1,194	1,043	895	751	537	427	325	284	169	97	53
電力・ガス	1,320	1,320	880	880	410	410	210	210	110	110	110
運輸業	1,032	950	715	651	317	271	201	150	118	67	45
通信業	2,288	2,002	1,716	1,430	1,126	840	697	487	286	161	124
金融保険業	1,435	1,215	1,004	813	622	478	335	239	153	105	57
商事サービス業	967	881	709	635	447	346	296	187	152	87	64

## 所得保障，相殺，認定

### □所得保障は法定外労災に同じが52.1%

通勤災害への法定給付の大部分は労災への法定補償と同一に扱われている。しかし、これに対する法定外給付の水準は、労災と通勤災害とで大きく異なっている。

通勤災害による被災労働者の身分保障期間の取り扱い、通勤災害は厳密には業務上の災害ではなく、労基法上の解雇制限期間は適用されない。したがって、身分保障期間は企業の規定によって定められることになる。図表2-13でこれを見ると、業務上災害の法定解雇制限期間である3年間または3年間以上とする企業の割合が43.7%を占めた。3年未満または私傷病扱いとする企業は11.8%だった。

休業期間中の所得保障（休業給付）は、法定では平均賃金の合計80%が業務上災害と同じように傷病補償年金の給付が始まるまでの1.5年間給付されるが、通勤災害の場合にも、法定外労災給付と同じ扱いとする割合が52.1%を占めた。先の図表1-12では、業務上災害の所得保障を平均賃金と法定との差額とする割合が91.6%を占めており、これから計算すると、48%の企業が通勤災害でも平均賃金と法定給付との差額を保障していることになる。一方、法定外労災給付の一定減を通勤災害に適用する割合も23.5%あった。

### □付加給付なしの療養給付が88.2%

法定の療養補償は業務上災害と同じように現物給付が原則となっている。これに対し、法定給付を超えて費用がかかった時には法定給付との差額を支給するとしている割合は図表2-13のとおり8.4%だった。先の図表1-12では、療養補償に法定外の給付を付加していた割合は25.2%、ケース・バイ・ケースが2.5%だったが、通勤災害ではこの割合を大きく下回った。見舞金程度を支給する企業は3.4%だった。

療養給付は、予め法定外給付の範囲を規定することが難しい。このため、図表2-13では、法定外の給付なしあるいは取り扱い不明が88.2%を占めた。

図表2-13 法定外通災休業給付等の取り扱い

(18年、%)

項目	補償内容	実施率
療養給付	実費と法定との差額	8.4
	見舞金程度支給	3.4
身分保障期間	3年間または3年間以上	43.7
	3年未満または私傷病扱い	11.8
休業給付	法定外労災給付に同じ	52.1
	法定外労災給付の一定減	23.5
賞与	出勤扱い	35.3
	減額扱い	3.4
	欠勤、私傷病扱い	5.9
相殺の有無	あり（一部相殺を含む）	79.8
	なし（規定なしを含む）	15.1
	ケース・バイ・ケース	0.8
認定	監督官庁による	98.3
	独自に認定	1.7

注 各項目とも100%との差は規定なしまたは不明分

休業中の賞与の取り扱いは図表2-13のとおり、出勤扱いが35.3%だった。先の図表1-12では、業務災害での休業中の賞与を出勤扱いにする割合が79.8%にのぼっていた。

### □第三者給付との相殺ありが79.8%

通勤災害では、第三者からの損害賠償が発生するケースが多い。この場合には、まず第三者からの損害賠償額と法定給付が調整される。仮に、第三者からの賠償額の方が多ければ、調整の結果、法定給付が行なわれないこともある。ただし、調整は同一の損害に対する給付に限られ、慰謝料は労災、通勤災害とも給付項目に含まれていないため、調整の対象外になる。自賠責保険からの保険金支払いがあったときでも、保険金全額が調整対象になるわけではなく、死亡保険金の25%、損害保険金の40%は慰謝料とみなされ、調整対象から除外される。

このような調整を経てもなお第三者からの給付額が法定給付額を上回ったとき、その残高をもってさらに法定外給付額と相殺するか否かをみると図表2-13のとおり、相殺あり（一部相殺を含む）が79.8%を占めた。

### □監督官庁認定によるが98.3%

通勤災害が法定外給付の対象になるかに対する認定は図表2-13のとおり、圧倒的多数の98.3%が監督官庁の認定によるとした。

# 法定外労災補償・通勤災害給付の各社別一覧

注 会社名欄の「相殺あり」は第三者補償と法定外補償を相殺するもの、「相殺なし」は相殺しないもの、「相殺規定なし」は定めのないものを示す

(労務研究所調べ 2018年7月上旬現在)

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料、障害補償	休業補償、昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
<b>金属工業</b>				
新日鉄住金 (24,152名) 相殺はケース・ バイ・ケース	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 4級 1,350 8級 590 12級 190 5 1,160 9 460 13 130 6 980 10 360 14 90 7 820 11 260 ②退職の場合 1~3級 3,400万円	補償期間 定めなし 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 1年6カ月経過後、1年 の措置につき給付基礎日額の 365倍を年金で支給、 ただし法定分は控除	会社が必要 と認めた 場合は付 加	身分保障 定年まで 退職金 年満退職 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 1,700万円、ただし、自賠責保険給付または第三者からの給付があるときは300万円 ②継続雇用の場合(万円) 4級 675 5級 580 6級 490 7級 410 8級 295 9級 230 10級 180 11級 130 12級 65 13級 65 14級 45 ③休業給付 給付基礎日額の85%と法定との差額 ④休職に至るまでの6カ月間は昇給・賞与を査定上欠勤扱いとしない		<認定> 監督官庁による	
JFEスチール (20,000名)	死亡 3,400万円 葬祭料 会社が葬儀を実施 ①継続雇用の場合(万円) 4級 1,350 8級 590 12級 190 5 1,160 9 460 13 130 6 980 10 360 14 90 7 820 11 260 ②退職の場合 1~3級 3,400万円	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 平均賃金と法定との の措置 差額のうち会社が認め た額	会社が認め た実費と 法定との 差額	身分保障 定年まで 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 1,700万円、ただし、第三者からの給付があるときは300万円 ②休業期間中の動怠は、業務上傷病による休業に準じて取り扱う		<認定> 監督官庁による	
神戸製鋼所 (10,489名) 相殺あり	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 4級 1,350 8級 590 12級 190 5 1,160 9 460 13 130 6 980 10 360 14 90 7 820 11 260 ②退職の場合 1~3級 3,400万円	補償期間 定めなし 賃金補償 平均賃金手取相当額と 法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	費用の全額 会社負担 (法定給付 と実費と の差額)	身分保障 停年まで 退職金 停年退職 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 障害1~3級退職 自賠責保険、第三者給付なし 1,700万円 あり 300万円 ②継続雇用の場合(万円) 4級 675 8級 295 12級 95 5 580 9 230 13 65 6 490 10 180 14 45 7 410 11 130 ③休業給付 平均賃金85%相当額と法定給付・第三者給付・自賠責保険との差額 ④昇給・賞与 出勤扱い		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
日本発条 (4,700名)	死亡 有扶 3,400万円 無扶 2,800万円 ①継続雇用の場合 (万円) 有扶 無扶 有扶・無扶 1~3級 1,700 1,400 9級 360 4 900 700 10 270 5 700 600 11 180 6 600 500 12 140 7 500 450 13 90 8 430 430 14 50 ②退職の場合 (万円) 有扶 無扶 有扶・無扶 1~3級 3,400 2,800 9級 360 4 1,800 1,400 10 270 5 1,400 1,200 11 180 6 1,200 1,000 12 140 7 1,000 900 13 90 8 430 430 14 50	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金の95%と法定との差 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおりの措置	法定どおり	退職金 定年扱い
[通勤災害]	①死亡 有扶 1,700万円 無扶 1,400万円 ②継続雇用の場合 (万円) 有扶 1~3級 850 4級 450 5級 350 6級 300 7級 250 無扶 700 350 300 250 225 共通 8級 215 9級 180 10級 135 11級 90 12級 70 13級 45 14級 25 ③退職の場合 (万円) 有扶 1~3級 1,700 4級 900 5級 700 6級 600 7級 500 無扶 1,400 700 600 500 450 共通 8級 215 9級 180 10級 135 11級 90 12級 70 13級 45 14級 25 ④賃金補償 平均賃金の90%と法定の差額 ⑤昇給・賞与 出勤扱い ⑥療養補償 法定どおり		<認定> 監督官庁による	
日新製鋼 (4,199名)	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 相殺あり 4級 1,350 8級 590 12級 190 5 1,160 9 460 13 130 6 980 10 360 14 90 7 820 11 260 ②退職の場合 1~3級 3,400万円	補償期間 定めなし 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおりの措置	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 定年扱い
[通勤災害]	①死亡・障害1~3級退職 自賠責保険, 第三者給付なし1,700万円 あり300万円 ②継続雇用の場合 (万円) 4級 675 5級 580 6級 490 7級 410 8級 295 9級 230 10級 180 11級 130 12級 95 13級 65 14級 45 ③休業給付 平均賃金90%と法定との差額(有扶), 平均賃金85%と法定との差額(無扶) ④昇給・賞与 出勤扱い		<認定> 監督官庁による	
古河電気工業 (3,591名)	死亡 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 相殺規定なし 1~3級 1,600 10~11級 225 4~5 1,120 12~13 120 6~7 825 14 60 8~9 450 ②退職の場合 (万円) 1~3級 有扶 3,400 無扶 3,200 4~5 2,240 6~7 1,650 8~9 1,120	補償期間 4年間 賃金補償 ①基準内賃金相当額 ②健保標準報酬の80% (1年6カ月以降60%) ①, ②のいずれか高い額と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 別に定める措置	法定どおり	身分保障 原則として3年間 退職金 定年扱い
[通勤災害]	①死亡・障害1~3級退職 有扶 1,700万円 無扶 1,600万円 ②継続雇用の場合 4~5級 250万円 6~7級 170万円		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
大同特殊鋼 (3,121名)	死亡・障害退職1~3級 3,400万円 葬祭料 工場葬とし実費会社負担 継続雇用の場合(万円) 4級 1,250 8級 550 12級 170 5 1,070 9 430 13 120 6 910 10 330 14 80 7 760 11 240	補償期間 労基法の打切補償実施 賃金補償 時または労災法の傷病 昇給・賞与 基本賃金の20% 3年経過後 出勤扱い の措置 法定どおり	法定どおり	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 定年扱い
[通勤災害]	①死亡・障害1~3級退職 1,700万円 ②継続雇用の場合(万円) 4級 625 5級 535 6級 455 7級 380 8級 275 9級 215 10級 165 11級 120 12級 85 13級 65 14級 40 ③休業給付 基本賃金の10%		<認定> 監督官庁による	
金属工業① (2,733名)	死亡 職能等級により3,000万~3,200万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 1級 2,000 5級 1,200 9級 350 13級 100 2 2,000 6 1,000 10 250 14 50 3 2,000 7 800 11 200 4 1,300 8 450 12 150 ②退職の場合(万円) 1級 2,800 5級 1,700 9級 500 13級 150 2 2,800 6 1,400 10 400 14 100 3 2,800 7 1,150 11 300 4 2,000 8 650 12 200	補償期間 打切補償実施時まで 賃金補償 欠勤開始3カ月間基準 昇給・賞与 内賃金100%, のち平 3年経過後 均賃金と法定との差額 の措置 出勤扱い 打切補償を実施	法定どおり	身分保障 原則とし て定年ま で 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]	①死亡 職能等級により1,900万~2,100万円 ②継続雇用の場合(万円) 1~3級 1,200 4級 800 5級 700 6級 600 7級 500 8級 300 9級 200 10級 150 11級 120 12級 90 13級 60 14級 30 ③退職の場合(万円) 1~3級 1,700 4級 1,200 5級 1,000 6級 850 7級 700 8級 400 9級 300 10級 240 11級 180 12級 120 13級 90 14級 60		<認定> 監督官庁による	
日本軽金属 (2,000名)	死亡 3,200万円 葬祭料 社葬扱い ①継続雇用の場合(万円) 1級 1,600 6級 820 11級 220 2 1,600 7 650 12 140 3 1,600 8 480 13 110 4 1,200 9 380 14 70 5 980 10 290 ②退職の場合 1~3級 3,200万円	補償期間 治療まで 賃金補償 基準賃金と法定との差 昇給・賞与 額 3年経過後 出勤扱い の措置 定年まで	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 普通退職 扱い 死亡は会 社都合扱 い
[通勤災害]	①死亡 1,500万円 ②継続雇用の場合(万円) 1~4級 500 5級 410 6級 340 7級 270 8級 200 9級 160 10級 120 11級 90 12級 60 13級 45 14級 30 ③退職の場合 1~3級 1,500万円		<認定> 監督官庁による	
<b>電気機器</b>				
日立製作所 (33,500名)	死亡 有配・有扶 3,400万円 左記以外 3,200万円 葬祭料 社葬扱い ①継続雇用の場合(万円) 1級 3,000 6級 1,360 11級 300 2 3,000 7 1,070 12 220 3 3,000 8 760 13 150 4 2,100 9 580 14 110 5 1,660 10 430 ②退職の場合 有配・有扶 3,400万円 左記以外 3,200万円	補償期間 3年間 賃金補償 賃金から所得税相当額 昇給・賞与 を控除した額と法定と 3年経過後 の差額 の措置 出勤扱い 法定どおり	原則として 法定どお り	身分保障 休業開始 後3年間 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]	死亡・労働不能退職 有配・有扶: 業務外死亡給付(210万~310万円) + 1,390万円 相殺あり 上記以外: / (160万~220万円) + 1,380万円		<認定> 原則として監督官庁 による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
富士通 (33,000名)	死亡 有扶3,400万円 無扶3,200万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 1~3級 3,000万円 7級 1,070 11級 300 4 2,100 8 760 12 220 5 1,660 9 580 13 150 6 1,360 10 430 14 110 ②退職の場合(万円) 有扶(無扶) 1~3級 3,400 (3,200) 4 3,200 (3,000)	補償期間 3年間 賃金補償 基準賃金と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 3年間 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]	①死亡 有扶1,700万円 無扶1,500万円 ②葬祭料 法定どおり ③退職の場合 1~4級 250万円		<認定> 監督官庁による	
三菱電機 (30,000名) 相殺あり	死亡 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 葬祭料 平均賃金の80日分(最低保障50万円) 継続雇用・退職共通(万円+平均賃金) 1~3級 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 4 1,455+460日10級 290+103日 5 1,110+39511 195+ 77 6 890+33512 145+ 54 7 680+28013 105+ 34 8 520+17214 85+ 19 9 395+134	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額(所得税控除) 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 打切補償として, の措置 ①労働不能は死亡に同じ ②労働能力劣る場合は 有扶1,800万円 無扶1,600万円 ③災害前と同程度の能力の場合は 有扶700万円 無扶400万円	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 710万円 無扶 610万円の弔慰金+特別弔慰金 990万円 ②障害 1~3級は①と同額の見舞金 ③休職期間 結核に同じ(最長 欠勤7カ月+休職54カ月)		<認定> 監督官庁による	
電気機器① (23,000名) 相殺あり	死亡 3,200万円 葬祭料 実費と法定との差額 継続雇用・退職共通(万円) 1級 3,200 6級 1,100 11級 220 2 3,200 7 800 12 160 3 3,200 8 600 13 120 4 1,600 9 400 14 80 5 1,400 10 300	補償期間 3年間 賃金補償 賃金より所得税を控除した額と法定(休業, 傷病補償年金)との差額 昇給・賞与 出動扱い	会社が認めた一定の費用	身分保障 3年間 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,600万円 葬祭料...法定を超えた部分の半額 ②継続雇用・退職共通(万円) 1~3級 1,600 4級 800 5級 700 6級 550 7級 400 8級 300 9級 200 10級 150 11級 110 12級 80 13級 60 14級 40 ③休業, 療養給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
電気機器② (16,089名) 相殺あり	死亡 勤続3年未満2,120万円+平均賃金1,000日 3年以上2,220万円+平均賃金1,000日 10年以上2,320万円+平均賃金1,000日 葬祭料 香典50万円 継続雇用・退職共通(万円+平均賃金) 1級 2,320+1,000日 8級 670+320日 2 2,040+ 900 9 515+250 3 1,760+ 800 10 395+200 4 1,480+ 700 11 290+160 5 1,245+ 600 12 200+120 6 1,030+ 500 13 155+ 80 7 840+ 400 14 90+ 40	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 打切補償として, 退職 の措置 餞別金 3,400万円	法定どおり	身分保障 3年間 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 勤続3年未満1,700万円 3年以上1,750万円 10年以上1,800万円 葬祭料...香典20万円 ②継続雇用・退職共通(万円) 1級1,800 2級1,750 3級1,700 4級 735 5級 625 6級 515 7級 405 8級 90 9級 80 10級 70 11級 60 12級 50 13級 35 14級 25 ③休業給付 平均賃金と法定との差額		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
富士電機ホールディングス (10,000名) 相殺あり	死亡 3,200万～3,400万円 (本人の責任程度と扶養する家族を考慮して決定) 葬祭料 10万円 ①継続雇用の場合 (万円) 1級 3,000 6級 1,360 11級 300 2 3,000 7 1,070 12 220 3 3,000 8 760 13 150 4 2,100 9 580 14 110 5 1,660 10 430 ②退職の場合 1～3級 3,200万～3,400万円	補償期間 3年間 賃金補償 基準賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 法定どおり	法定どおり	身分保障 3年経過しても治療しない場合は解雇することもある 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 故意等の場合 相殺あり	①死亡 有扶 1,310万円 無扶 1,120万円 ②傷害見舞金 程度により 5万～10万円 ③休業給付 理論賃金の80%と法定給付のいずれか高い額		<認定> 監督官庁による	
安川電機 (3,208名) 相殺あり	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 4級 2,100 8級 760 12級 220 5 1,660 9 580 13 150 6 1,360 10 430 14 110 7 1,070 11 300 ②退職の場合 (万円) 1～3級 3,400 7級 2,270 11級 1,500 4 3,300 8 1,960 12 1,420 5 2,860 9 1,780 13 1,360 6 2,560 10 1,630 14 1,310	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 3年経過後の措置 就業不能で退職の場合、打切個別金を支給	実費と法定との差額	身分保障 打切個別金支給時まで 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,700万円 ②継続雇用・退職共通 (万円) 1～3級 1,700 4級 80 5級 70 6級 60 7級 50 ③休業給付 私傷病休職に同じ		<認定> 監督官庁による	
電気機器③ (3,000名) 相殺規定なし	死亡 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 葬祭料 平均賃金の120日分を保障 ①継続雇用の場合 (万円) 1級 3,000 6級 1,360 11級 300 2 3,000 7 1,070 12 220 3 3,000 8 760 13 150 4 2,100 9 580 14 110 5 1,660 10 430 ②退職の場合 1～3級 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 4級 3,200 3,000	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 3年経過後の措置 障害退職と同額の打切補償を実施	法定どおり	身分保障 打切補償後は解雇 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 1,700万円 無扶 1,600万円 ②休業給付 私傷病休職に同じ		<認定> 監督官庁による	
G S ユ ア サ (3,000名)	死亡 3,200万円 葬祭料 平均賃金の10日分 継続雇用・退職共通 (万円) 1～3級 3,200 7級 1,050 11級 350 4 1,800 8 800 12 250 5 1,500 9 600 13 150 6 1,250 10 450 14 100	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 平均賃金50日分	全額補償	身分保障 維持 退職金 加算なし
[通勤災害]	①死亡 有扶・無扶共通 1,600万円 ②葬祭料 法定どおり ③継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,600 4級 900 5級 750 6級 625 7級 525 8級 400 9級 300 10級 225 11級 175 12級 125 13級 75 14級 60 ④退職の場合 (万円) 1～11級 継続雇用と同じ 12～14級 175		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
電気機器④ (3,000名) 相殺なし	死亡 3,400万円 葬祭料 平均賃金の120日分 ①継続雇用の場合(万円) 1~3級 2,800 7級 1,070 11級 350 4 1,960 8 840 12 240 5 1,610 9 650 13 170 6 1,320 10 480 14 120 ②退職の場合(万円) 1~3級 3,400 7級 1,120 11級 350 4 2,750 8 890 12 240 5 2,400 9 700 13 170 6 1,410 10 480 14 120	賃金補償 平均賃金の20% 3年経過後 打切補償として, の措置 3,400万円	法定どおり	身分保障 原則として定年まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡(万円) 勤続5年未満 有扶 1,500 無扶 1,400 5年以上 1,550 1,450 10年以上 1,600 1,500 ②継続雇用の場合(万円) 1~3級 1,400 4級 980 5級 810 6級 660 7級 540 8級 420 9級 330 10級 240 11級 180 12級 120 13級 90 14級 60 ③退職の場合(万円) 1~3級 勤続5年未満 有扶 1,550 無扶 1,450 5年以上 1,600 1,500 10年以上 1,650 1,550 4級 1,330 1,230 5 1,160 1,060 ※6級以下は上記②に同じ ④休業給付, 療養給付 業務上災害と同じ ⑤身分保障 原則として定年まで ⑥退職金 原則として自己都合扱い(ただし休職期間満了退職は会社都合扱い)		<認定> 監督官庁による	
電気機器⑤ (1,460名) 相殺あり	死亡 有扶 3,000万円 無扶 2,100万円 継続雇用・退職共通(万円) 1~3級 3,000 7級 930 11級 260 4 1,820 8 660 12 190 5 1,440 9 500 13 130 6 1,180 10 370 14 90	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	実費と法定 との差額	退職金 確定拠出 年金, 一 時金なし
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	
電気機器⑥ (1,111名) 相殺あり	死亡 2,800万円 葬祭料 50万円 継続雇用・退職共通(万円) 1級 2,800 6級 1,000 11級 280 2 2,700 7 850 12 200 3 2,600 8 640 13 140 4 1,500 9 510 14 80 5 1,300 10 390	賃金補償 4日未満減額なし, 4日 以上固定給と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 規定なし の措置	法定どおり	身分保障 原則として定年まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,500万円 葬祭料...50万円 ②継続雇用・退職共通(万円) 1級1,700 2級1,600 3級1,500 4級1,030 5級 890 6級 740 7級 620 8級 510 9級 390 10級 310 11級 230 12級 160 13級 110 14級 70 ③休業給付, 昇給・賞与, 身分保障, 退職金 業務上災害と同じ		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
アンリツ (1,074名)	死亡 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 葬祭料 法定を含み基準内賃金の120日分 ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 3,000 7級 1,070 11級 300 4 2,100 8 760 12 220 5 1,660 9 580 13 150 6 1,360 10 430 14 110 ②退職の場合 1~3級 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 4級 3,200 3,000	賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償として障害 の措置 補償と同額を支給	法定どおり (施行規則 35・36に よる)	身分保障 原則とし て定年ま で 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 1,700万円 無扶 1,600万円 (共済会弔慰金, 特別弔慰金含む) ②継続雇用の場合 1~4級100万円 ③退職の場合 1~4級 有扶 1,700万円 無扶 1,600万円 ④休業・療養給付, 退職金 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
ダイヘン (1,038名)	死亡 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円 葬祭料 平均賃金の140日分 ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 3,000 7級 1,070 11級 300 4 2,100 8 760 12 220 5 1,660 9 580 13 150 6 1,360 10 430 14 110 ②退職の場合 1~3級 死亡に同じ	賃金補償 平均賃金と法定との差額 3年経過後 特別見舞金として, の措置 有扶 3,400万円 無扶 3,200万円	実費会社負 担	身分保障 原則とし て定年ま で 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 有扶 1,700万円 無扶 1,600万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級1,500 4級404 5級319 6級261 7級206 ③休業給付 平均賃金の80% ④3年経過後の措置 休職期間満了退職のとき見舞金 有扶1,700万円 無扶1,600万円 ⑤身分保障 原則として定年まで ⑥退職金 会社都合扱い		<認定> 監督官庁による	
電気機器⑦ (800名)	死亡 3,000万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 3,000 7級 1,140 11級 420 4 1,910 8 920 12 290 5 1,640 9 720 13 190 6 1,380 10 560 14 120	賃金補償 4日未満減額なし, 4日 以上固定給と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 規定なし の措置	法定どおり	身分保障 原則とし て定年ま で 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺なし	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	

## 輸送機械

輸送機械① (32,552名)	死亡 3,400万円 葬祭料 法定金額相当額 ①継続雇用の場合 (万円) 1級 2,130 6級 950 11級 250 2 1,850 7 780 12 170 3 1,600 8 610 13 110 4 1,370 9 460 14 60 5 1,150 10 350 ②退職の場合 (万円) 1級 3,600 2級 3,500 3級 3,400	補償期間 3年間 賃金補償 1日につき給付基礎日 額から所得税相当額を 控除した額と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 解雇または退職の時 の措置 3,400万円	法定どおり	身分保障 3年経過後 解雇が適 当と認め られる時 点まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害 1~3級退職 (欠勤36カ月超で解雇) 1,700万円 ②休業給付 平均賃金の85%と法定との差額		<認定> 監督官庁の認定もしくは 準ずると認めた場合	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
日産自動車 (32,200名)  相殺あり	死亡 有扶 3,200万円 無扶 2,700万円 葬祭料 実費会社負担 ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,500 7級 600 11級 150 4 1,100 8 350 12 100 5 900 9 250 13 80 6 800 10 200 14 50 ②退職の場合 (万円) 1～3級 有扶 3,200 無扶 2,700 4 1,800 1,350 5 1,500 1,130 6 1,300 980 7 1,100 830	補償期間 3年間 賃金補償 理論賃金 (基準内) と 法定との差額 昇給・賞与 法定との差額 3年経過後 出勤扱い の措置 その都度協議	法定どおり	身分保障 原則とし て定年ま で、ただ しその都 度協議 退職金 最高乗率 を適用 (定年以 上)
[通勤災害]  相殺あり	①死亡 1,500万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1～3級 600 4級 350 5級 300 6級 250 7級 200 8級 150 9級 120 10級 80 11級 60 12級 50 13級 40 14級 20 ③退職の場合 (万円) 1～3級 1,500 4級 600 5級 500 6級 400 7級 320 ④休業給付 休業開始より3カ月間は出勤扱いで、理論賃金と法定との差額、のち休職 発令となり、最長2.5年間は基準内賃金の60～80%と法定との差額		<認定> 会社が認める通勤手 段による災害のみ対 象	
本田技研工業 (26,273名)  相殺あり	死亡 ①会社管理範囲内…有扶 3,500万円 無扶 3,000万円 ②会社管理範囲外…有扶 3,000万円 無扶 2,500万円 葬祭料 法定含み150万円限度 ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,510 9級 300 4 980 10 225 5 830 11 165 6 570 12 115 7 475 13 75 8 380 14 65 ②5年経過し、治癒せず就労不能退職 (万円) ①に加算 1～3級 2,190 4級 1,535 5級 1,405	補償期間 治癒まで 賃金補償 基準内賃金と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 事例がでてきた時点 の措置 で検討	法定どおり	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]  相殺あり	①死亡 有扶 1,500万円 無扶 1,250万円 葬祭料…法定含み100万円限度 ②継続雇用の場合 (万円) 1～3級 755 4級 490 5級 415 6級 285 7級 240 8級 190 9級 150 10級 113 11級 83 12級 58 13級 38 14級 33 ③退職の場合 (万円) 1～3級 1,095 4級 765 5級 705 6級 490 7級 380 ④休業給付 基準内賃金と法定との差額 ⑤昇給・賞与 出勤扱い		<認定> 監督官庁による	
マツダ (22,121名)	死亡・有扶 3,400万円 無扶 3,000万円 ①継続雇用の場合 1級 1,100万円 6級 500 11級 120 2 1,100 7 400 12 90 3 1,100 8 300 13 60 4 700 9 200 14 40 5 600 10 150 ②退職の場合 有扶 (無扶) 1級 3,400万円 (3,000万円) 5級 1,200 (1,000) 2級 3,200 (3,000) 6 900 (700) 3 3,200 (3,000) 7 750 (600) 4 1,500 (1,300)	-	-	-
[通勤災害]	死亡・有扶 1,000万円 無扶 800万円 ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 400 4・5級 270 6・7級 160 8～10級 70 11・12級 35 13・14級 20 ②退職の場合 有扶 (無扶) 1～3級 1,000 (800) 4級 670 (510) 5級 500 (380) 6級 390 (310) 7級 330 (260)		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料、障害補償	休業補償、昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
<b>輸送機械②</b> (15,508名)  相殺あり	死亡 3,400万円 葬祭料 必要経費の一部または全部を会社負担 ①継続雇用の場合(万円) 1級 2,130 9級 460 2 1,850 10 350 3 1,600 11 250 4 1,370 12 170 5 1,150 13 110 6 950 14 60 7 780 8 610 ②退職の場合(万円) 1級 3,600 2 3,500 3 3,400	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償を実施 の措置 ※昇給については、欠勤減額そのものがない	法定どおり	身分保障 打切補償 実施後は 解雇 退職金 定年扱い
〔通勤災害〕  相殺あり	①死亡・障害1～3級退職 1,700万円(第三者補償ある場合、1,450万円まで相殺) ②休業給付 平均賃金の85%と法定との差額(3年間) ③賞与 180日限度に無給公休扱い ※昇給については、欠勤減額そのものがない		<認定> 監督官庁による	
<b>輸送機械③</b> (13,400名)  相殺は休業補償、障害補償のみあり	死亡 有扶 3,400万円 無扶 2,800万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 1級 1,300 9級 240 2 1,300 10 190 3 1,300 11 130 4 800 12 100 5 700 13 80 6 600 14 50 7 500 8 320 ②退職の場合 1～3級 有扶 3,400万円 無扶 2,800万円	補償期間 3年間 賃金補償 1日につき給付基礎日額から所得税相当額を控除した額と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 事例がでてきた時点で の措置 検討	法定どおり	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 会社都合 扱い
〔通勤災害〕  相殺あり	①死亡・障害1～3級退職(欠勤36カ月超で解雇) 1,000万円 ②休業給付 給付基礎日額の85%と法定との差額		<認定> 監督官庁の認定もしくは準ずると認めた場合	
<b>輸送機械④</b> (13,000名)  相殺あり	死亡 有扶 3,400万円 無扶 2,700万円 葬祭料 実費会社負担 ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 1,440 7級 450 11級 160 4 735 8 360 12 110 5 630 9 280 13 70 6 535 10 215 14 50 ②退職の場合(万円) 1～3級 3,400 7級 900 11級 320 4 1,470 8 720 12 220 5 1,260 9 560 13 140 6 1,070 10 430 14 100	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償を実施 の措置	法定どおり	身分保障 最低3年 間 退職金 会社都合 扱い
〔通勤災害〕  相殺あり	①死亡 有扶 1,700万円 無扶 1,000万円 ②継続雇用の場合(万円) 1～3級 540 4級 275 5級 235 6級 200 7級 170 8級 135 9級 105 10級 80 11級 60 12級 40 13級 30 14級 20 ③退職の場合(万円) 1～3級 1,700 4級 550 5級 470 6級 400 7級 340 8級 270 9級 210 10級 160 11級 120 12級 80 13級 60 14級 40 ④休業給付 平均賃金と法定との差額(3年間) ⑤3年経過後の措置 打切補償を実施		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
I H I (7,990名) 相殺はケース・バイ・ケース	死亡 3,400万円 葬祭料 社費扱い, 会社が葬儀を行わない場合 葬祭料の実費 (30万円限度) を支給 ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 その都度 4級 1,370 10級 350 5 1,150 11 250 6 950 12 170 7 780 13 110 8 610 14 60 9 460 ②退職の場合 (万円) 1級 3,600 2 3,500 3 3,400 4~5 その都度	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額, ただし2%は所得税相当額として控除 昇給・賞与 3年経過後の措置 出勤扱い ①継続雇用の場合… 休職期間満了まで平均賃金と傷病年金との差額, 満了時に下記②の一定額 ②退職…3,400万円	法定どおり	身分保障 事例がでてきた時点で検討 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 250万円+1,450万円 (第三者給付がある場合はその分1,450万円から差し引く) ②休業給付 当初3日間賃金の85%, 4日目を降5% (3年間) 勤怠は無事故扱い		<認定> 監督官庁による	
ボッシュ (5,261名) 相殺なし	死亡 有扶 3,400万円 無扶 2,800万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,700 9~10級 250 4~5 1,100 11~12 125 6~7 850 13~14 75 8 400 ②退職の場合 (万円) 1~3級 有扶 3,400 無扶 2,800 4~5 1,800 1,600 6~7 1,150 1,050 ※8級以下は上記①に同じ	賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い	法定どおり	身分保障 原則として定年まで 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺なし	①死亡 1,500万円 ②継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 1,500 4~5 900 6~7 600 8 300 9~10 150 11~12 75 13~14 45 ③昇給・賞与, 身分保障, 退職金 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
トピー工業 (2,228名) 相殺あり	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,700 7級 810 11級 255 4 1,330 8 585 12 180 5 1,140 9 455 13 130 6 965 10 350 14 85 ②退職の場合 (万円) 1~3級 3,400 7級 1,620 11級 510 4 2,660 8 1,170 12 360 5 2,270 9 910 13 260 6 1,930 10 700 14 170	賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 3年経過後の措置 出勤扱い 法定どおり	法定どおり	退職金 非自己都合扱い (中間率)
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,700万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 850 4級 665 5級 570 6級 485 7級 405 8級 295 9級 230 10級 175 11級 130 12級 90 13級 65 14級 45 ③退職の場合 (万円) 1~3級 1,700 4級 1,330 5級 1,140 6級 965 7級 810 8級 585 9級 455 10級 350 11級 255 12級 180 13級 130 14級 85		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
佐世保重工業 (1,064名)	死亡 3,400万円 葬祭料 社葬扱い ①継続雇用の場合 (万円) 1級 2,130 5級 1,150 9級 460 13級 110 2 1,850 6 950 10 350 14 60 3 1,600 7 780 11 250 4 1,370 8 610 12 170 ②労働不能による退職の場合 (万円) 1級 3,600 2級 3,500 3級 3,400	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金の97%と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償を実施 の措置	法定どおり	身分保障 打切補償 後は解雇 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 1,000万円 (第三者給付:600万円相殺) ②休業給付 業務上災害に同じ ③賞与 出勤扱い		<認定> 監督官庁による	

## 精密機械

富士ゼロックス (9,711名)	死亡 有扶 3,200万円 無扶 2,550万円 葬祭料 平均賃金の90日分 継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 3,200 7級 960 11級 290 4 1,920 8 640 12 220 5 1,600 9 520 13 170 6 1,280 10 380 14 110	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償として, 平均 の措置 賃金の1,500日分	実費会社負担	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 有扶 1,550万円 無扶 1,100万円 ②継続雇用の場合 (万円) 有扶 無扶 有扶 無扶 有扶 無扶 有扶 無扶 4級 1,040 740 5級 775 550 6級 530 360 7級 390 300 8級 270 220 9級 220 190 10級 180 150 11級 110 12級 100 13級 90 14級 80		<認定> 監督官庁による	
精密機械① (6,662名)	死亡 3,100万円 葬祭料 20万円 継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 3,100 7級 900 11級 300 4 1,900 8 700 12 200 5 1,500 9 550 13 150 6 1,200 10 400 14 100	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 2,480万円 ②継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 2,480 4級 1,520 5級 1,200 6級 960 7級 720 8級 560 9級 440 10級 320 11級 240 12級 160 13級 120 14級 80 ③休業給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
東京計器 (1,200名)	死亡 基礎額2,200万円 配偶者400万円 その他 扶養家族1人につき200万円加算 (人数制限 なし) 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 2,100 6級 790 9級 300 12級 100 4 1,260 7 660 10 215 13 60 5 1,020 8 410 11 150 14 35 ②退職の場合 (万円) 1~3級 3,000 7級 1,250 11級 375 4 2,060 8 850 12 260 5 1,770 9 660 13 170 6 1,500 10 500 14 110	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 基礎額1,140万円 配偶者 180万円, 扶養親族1人につき90万円加算 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,050 4級 630 5級 510 6級 400 7級 325 8級 250 9級 180 10級 135 11級 95 12級 60 13級 35 14級 25 ③退職の場合 (万円) 1~3級 1,500 4級 1,030 5級 890 6級 750 7級 630 8級 510 9級 390 10級 300 11級 225 12級 155 13級 105 14級 70 ④通院治療のための欠勤, 遅刻, 早退については通常の賃金保障 ⑤休業給付 平均賃金と法定との差額		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
<b>一般機械</b>				
ダイキン工業 (7,455名)	死亡 3,500万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 2,450 7級 880 11級 290 4 1,450 8 660 12 210 5 1,240 9 520 13 140 6 1,050 10 400 14 80 ②退職の場合 (万円) 1~3級 3,500 5級 2,070 7級 1,470 4 2,410 6 1,750 ※8級以下は上記①に同じ	賃金補償 通常賃金と法定との差額 3年経過後の措置 傷病付加給付として1,750万円	会社が認め た実費と 法定との 差額	身分保障 原則とし て定年ま で退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺なし	①死亡 1,750万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 875 4級 725 5級 620 6級 525 7級 440 8級 330 9級 260 10級 200 11級 145 12級 105 13級 70 14級 40 ③退職の場合 (万円) 1~3級 1,750 4級 1,205 5級 1,035 6級 875 7級 735 8級以下は上記②に同じ ④休業, 療養給付 業務上災害に同じ 身分保障…原則として定年まで ⑤3年経過後の措置 傷病付加給付として875万円 退職金…定年扱い		<認定> 監督官庁による	
日本精工 (7,726名)	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 3,400 7級 970 11級 330 4 1,700 8 730 12 230 5 1,450 9 570 13 180 6 1,170 10 440 14 130	賃金補償 平均賃金と法定との差額 3年経過後の措置 法定どおり	法定どおり	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害 業務上災害の50% ②休業給付 業務上災害に同じ ③昇給・賞与 6カ月間出勤扱い		<認定> 監督官庁による	
コマツ (6,873名)	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 3,400 7級 710 11級 230 4 1,320 8 530 12 180 5 1,090 9 400 13 120 6 980 10 330 14 90	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 3年経過後の措置 法定どおり	法定どおり	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺規定なし	①死亡・障害1~3級退職 1,700万円 ②休業給付 ・当初3日間平均賃金80% ・欠勤した日より1年7カ月目の1カ月間平均賃金の20%		<認定> 監督官庁による	
住友重機械工業 (2,526名)	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1級 2,130 6級 950 11級 250 2 1,850 7 780 12 170 3 1,600 8 610 13 110 4 1,370 9 460 14 60 5 1,150 10 350 ②労働不能退職の場合 (万円) 1級 3,600 4級 2,800 7級 2,160 2 3,500 5 2,580 3 3,400 6 2,360 ※本人が障害を事由に退職を希望した場合は上記 ①4~14級 (特別支給金除く) に10%加算	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金の98%と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 退職する場合 3,400万円	法定どおり	身分保障 3年経過 した時点 で検討 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・労働不能退職 1,700万円 (第三者給付:250万円限度に相殺) ②休業給付 標準報酬日額の85%保障 (1年間) ③1年間は勤怠上影響なし (無事故扱い)		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
一般機械① (2,649名)	死亡 最低3,200万円～最高3,500万円 葬祭料 実費会社負担 ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 3,000 9級 450 4 1,500 10 350 5 1,250 11 250 6 1,000 12 180 7 750 13 140 8 550 14 100 ②退職の場合 1～3級 3,200万円～3,500万円	賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおりの措置	法定どおり	身分保障 3年間 退職金 通常の支給率適用
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1～3級退職 最低1,000万円～最高1,200万円 ②継続雇用の場合(万円) 1～3級 1,000 9級 180 4 600 10 140 5 500 11 100 6 400 12 75 7 300 13 50 8 220 14 40 ③休業, 療養給付 業務上災害に同じ ④3年経過後の措置 退職期間終了まで ⑤身分保障 退職期間終了まで ⑥退職金 通常の支給率を適用		<認定> 監督官庁による	
椿本チエイン (2,158名)	死亡 3,000万円 葬祭料 平均賃金の60日分 ①継続雇用(在籍)の場合(万円) 1級 1,800 6級 800 11級 200 2 1,800 7 700 12 150 3 1,700 8 500 13 100 4 1,200 9 400 14 80 5 1,000 10 300 ②退職の場合(万円) 1級 3,000 6級 1,400 11級 500 2 2,800 7 1,200 12 300 3 2,800 8 800 13 300 4 2,000 9 800 14 200 5 1,700 10 500	賃金補償 3日目まで平均賃金の80%, 4日目以降法定どおり 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおりの措置	法定どおり	身分保障 3年間 退職金 勤続年数とポイントによる 通常の退職金
[通勤災害] 相殺なし	①死亡 1,500万円 ②継続雇用の場合, 退職の場合ともに業務上災害の50% ③勤怠 減点査定		<認定> 監督官庁による	
ダイフク (1,970名)	死亡 2,600万円 葬祭料 70万円 継続雇用・退職共通(万円+平均賃金) 1級 1,300+350日8級 250+120日 2 1,300+350 9 200+ 90 3 1,000+350 10 130+ 70 4 800+325 11 80+ 50 5 650+280 12 50+ 35 6 500+230 13 40+ 20 7 400+190 14 30+ 10	賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 医師の認めた必要な期間休暇を付与 の措置	医師が必要と認める費用	身分保障 原則として定年まで 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,800万円 葬祭料…70万円 ②継続雇用・退職共通(万円+平均賃金) 1～2級 750+350日 9級 105+ 90日 3 660+325日 10 75+ 70日 4 540+280日 11 45+ 50日 5 400+230日 12 30+ 35日 6 330+190日 13 20+ 20日 7 250+150日 14 12+ 10日 8 135+120日 ③休業(3年限度)・療養給付, 身分保障, 退職金 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
一般機械② (1,545名) 相殺あり	死亡 3,200万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 3,200 9級 400 4 1,600 10 310 5 1,500 11 240 6 1,200 12 180 7 1,000 13 125 8 500 14 95	補償期間 治療まで 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 治療するまで休業補償の内容を継続することが建て前 の措置	法定どおり	身分保障 治療まで 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 2,140万円 ②継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 2,140 4級 1,050 5級 950 6級 850 7級 750 8級 350 9級 280 10級 220 11級 170 12級 130 13級 95 14級 75 ③休業給付 所定賃金と法定との差額		<認定> 監督官庁による	

## 製紙パルプ

日本製紙 (3,637名) 相殺あり	死亡 2,800万円+基準内賃金の12カ月分 葬祭料 会社が葬儀を実施 ①継続雇用の場合 労基法の50% ②退職の場合 1~3級2,800万円+基準内賃金の12カ月分を基準に重篤度に応じ±20% 4級以下は労基法の100%	補償期間 3年間 賃金補償 所定賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償を行なう場合は退職(補償額は死亡に同じ) の措置	必要経費を 会社負担	身分保障 打切補償 を行なう 時点まで 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,400万円+基準内賃金の6カ月分(法定給付との合計額が2,800万円+基準内賃金の12カ月分に満たない場合にはその差額を加算) ②継続雇用の場合 労基法障害等級別給付額の25%相当額 ③退職の場合 1~3級 1,400万円+基準内賃金の6カ月分±20% 4~14級 労基法の給付額の50% ④休業給付 4カ月間は基準内賃金と法定との差額, 4カ月以降は私傷病に同じ		<認定> 監督官庁による	
巴川製紙所 (750名)	死亡 有扶2,300万円+基準内賃金24カ月分 無扶2,100万円+基準内賃金24カ月分 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1級 1,000 8級 250 2 950 9 200 3 900 10 150 4 600 11 110 5 500 12 80 6 400 13 60 7 350 14 40 ②退職の場合 労働不能は死亡に同じ	補償期間 3年間 賃金補償 所定賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償を実施 の措置	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 1,150万円(575万円)+基準内賃金の6カ月(3カ月) 無扶 1,050万円(525万円)+基準内賃金の6カ月(3カ月) ②継続雇用の場合 (万円) ※ ( ) 内は第三者給付ある場合の最低保障額 1級 500 (250) 8級 125 (63) 2 475 (238) 9 100 (50) 3 450 (225) 10 75 (38) 4 300 (150) 11 55 (28) 5 250 (125) 12 40 (20) 6 200 (100) 13 30 (15) 7 175 (88) 14 20 (10) ③退職の場合 労働不能は死亡に同じ ④休業給付 基準内賃金と法定給付, 第三者給付との差額		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料、障害補償	休業補償、昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
三菱製紙高砂工場 (301名) 相殺あり	死亡 有扶 平均賃金1,300日分に一律1,600万円加算 無扶 平均賃金1,300日分に一律1,100万円加算 葬祭料 葬祭を行なう者に対し葬祭料を支給 ①継続雇用の場合(万円) 1級 1,500 6級 600 11級 200 2 1,400 7 500 12 150 3 1,300 8 400 13 100 4 800 9 300 14 50 5 700 10 250 ②退職の場合 1～3級は死亡補償とおなじ	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 法定どおり	会社が必要と認めた場合付加	身分保障 定年まで 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 一律1,600万円 無扶一律1,100万円 ②継続雇用の場合(万円) 1級 750 4級 400 7級 250 10級 125 13級 50 2 700 5 350 8 200 11 100 14 25 3 650 6 300 9 150 12 75 ③退職の場合 1～3級は死亡補償と同様 ④補償期間 3年 ⑤賃金補償 休業4日目を降の平均賃金と法定との差額 ⑥昇給・賞与 出勤扱い ⑦療養補償 会社が必要と認めた場合付加 ⑧身分保障・退職金 定年まで・定年扱い		<認定> 監督官庁による	

## 化学工業

旭化成 (13,594名) 相殺あり	死亡 有扶 3,400万円 単身 2,550万円 葬祭料 ケースにより会社が葬儀を実施 ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 1,700 9級 500 4 1,310 10 385 5 1,125 11 285 6 955 12 200 7 800 13 130 8 645 14 70 ②退職の場合 1～3級 死亡に同じ 4級以下は年齢により17歳以下平均賃金の600日分～31歳以上432日分	補償期間 定年まで 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い	実費と法定との差額が生じた場合にはケース・バイ・ケース	身分保障 定年まで 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害退職 有扶 1,700万円 単身 1,275万円 ②継続雇用の場合(万円) 1～3級 215 4級 160 5～7級 130 8～11級 55 12～14級 15 ③休業給付 平均賃金と法定(特別支給金含む)との差額		<認定> 監督官庁による	
化学工業① (6,186名) 相殺規定あり	死亡 有扶 3,200万円 無扶 2,900万円 葬祭料 30万円+葬祭費用など ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 2,400 9級 640 4 1,920 10 480 5 1,600 11 320 6 1,280 12 240 7 960 13 160 8 800 14 100 ②退職の場合 1～7級 死亡と同額	補償期間 医師の診断により休業が必要な期間 賃金補償 100% 昇給・賞与 出勤扱い	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 ポイント付与
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 1,600万円 無扶 1,450万円 ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 1,200 4級 960 5級 800 6級 640 7級 480 8級 400 9級 320 10級 240 11級 160 12級 120 13級 80 14級 50 ③退職の場合 1～7級 死亡と同額 ④昇給・賞与 賞与は欠勤日数の1/2を算入		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
化学工業② (5,500名) 相殺あり	死亡 基礎額×63カ月分+1,100万円 最低保障 2,500万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (基礎額×月数) 1級 59カ月 8級 21カ月 2 54 9 17 3 49 10 13 4 42 11 10 5 37 12 7 6 32 13 5 7 27 14 4 ②退職の場合 (基礎額×月数+定額<万円>) 1級 63カ月+1,100 5級 44カ月+630 2 61 +1,100 6 38 +520 3 59 +1,100 7級 32カ月+430 4 50 + 750 ※8級以下は①に同じ	補償期間 4年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 欠勤扱い	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害 業務上災害と同様に取り扱う ②休業給付 欠勤扱い		<認定> 監督官庁による	
J S R (3,383名) 相殺あり	死亡 4,500万円 葬祭料 50万円 ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 3,375 7級 1,553 11級 540 4 2,903 8 1,148 12 405 5 1,924 9 979 13 270 6 1,721 10 776 14 169 ②退職の場合 (万円) 1~3級 4,500 7級 2,070 11級 720 4 3,870 8 1,530 12 540 5 2,565 9 1,305 13 360 6 2,295 10 1,035 14 225	補償期間 5年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 3年経過後の措置 出勤扱い 療養開始から5年経過しても療養が継続しており, 以後も就労不能と認められ, 傷病補償年金の支給が確定している場合, 第1級に相当する補償を行ない会社都合退職とする	法定どおり	身分保障 原則として傷病補償年金の支給までまたは5年間雇用 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,350万円 ②障害 (万円) 継続 退職 継続 退職 継続 退職 1~3級 540 1,350 7級 248 621 11級 86 216 4 464 1,161 8 184 459 12 65 162 5 308 770 9 157 392 13 43 108 6 276 689 10 124 311 14 27 68 ③休業給付 基準内賃金の90%		<認定> 監督官庁による	
三菱ガス化学 (2,392名) 相殺なし	死亡 3,000万円+一時金 500万円 葬祭料 平均賃金の40日分 ①障害補償付加金 (万円) 1級 1,769 6級 876 11級 264 2 1,570 7 736 12 183 3 1,387 8 590 13 118 4 1,207 9 465 14 72 5 1,031 10 359 ②障害補償支給金 (①と併給) (万円) 1級 471 6級 264 11級 40 2 440 7 219 12 28 3 413 8 89 13 20 4 363 9 69 14 11 5 309 10 54 ③1~3級で退職の場合 3,000万円+一時金500万円	補償期間 平均賃金と法定との差額 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 3年経過後の措置 出勤扱い その都度検討	法定どおり	身分保障 その都度 検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 1,750万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,120 4~5級 785 6~7級 570 8~9級 340 10~11級 207 12~13級 106 14級 42 ③休業給付 平均賃金と法定との差額を3年間 賞与は出勤扱い		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
積水化学工業 (4,337名) 相殺あり	死亡 3,500万円 葬祭料 100万円 継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 3,500 7級 1,190 11級 420 4 2,100 8 950 12 320 5 1,750 9 740 13 210 6 1,400 10 560 14 140	補償期間 3年間 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 原則とし て定年ま で
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	
住友ベークライ ト (2,260名) 相殺あり	死亡 複身者 3,000万円 単身者 2,500万円 葬祭料 社葬扱い ①継続雇用の場合 下記②の75%支給 ②退職の場合 (万円) 1級 3,000 6級 1,500 11級 250 2 2,900 7 1,200 12 200 3 2,800 8 600 13 150 4 2,100 9 450 14 100 5 1,800 10 350	補償期間 最低3年間, その後は 別に定める 賃金補償 基準内賃金と法定との 差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害 業務上災害の50% ②休業給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
日本新薬 (1,965名) 相殺あり	死亡 平均賃金1,000日分+1,000万円 葬祭料 平均賃金60日分 継続雇用・退職共通 (平均賃金) 1級 1,340日 6級 670日 11級 200日 2 1,190 7 560 12 140 3 1,050 8 450 13 90 4 920 9 350 14 50 5 790 10 270	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との 差額 (基準内の20%) 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 平均賃金1,200日分の の措置 打切補償を実施	法定どおり	身分保障 打切補償 後は解雇 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 平均賃金600日分+300万円 葬祭料 法定どおり ②継続雇用・退職共通 (平均賃金) 1級 804日 2級 714日 3級 630日 4級 552日 5級 474日 6 402 7 336 8 270 9 210 10 162 11 120 12 84 13 54 14 30 ③補償期間 休職期間満了まで (3~18カ月) ④賃金補償 基準内賃金と法定との差額 ⑤昇給・賞与 欠勤1カ月まで出動扱い		<認定> 監督官庁による	
化学工業③ (1,765名) 相殺なし	死亡 2,500万円+扶養家族1人60万円加算 (5人 まで) 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1級 2,000 6級 950 11級 250 2 1,900 7 750 12 200 3 1,800 8 550 13 150 4 1,300 9 450 14 100 5 1,100 10 350 ※1~3級は扶養家族1人60万円加算 (5人まで) ②退職の場合 1~3級 2,500万円+扶養家族1人60万円加算 (5 人まで)	補償期間 定年まで (ケース・バ イ・ケース) 賃金補償 平均賃金と法定との差 額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 定年時まで (ケース ・バイ・ケース) の措置	必要経費会 社負担	身分保障 定年時 まで (ケ ース・バ イ・ケ ース) 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,600万円+扶養家族1人48万円加算 (5人まで) ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 960 4級 520 5級 440 6級 376 7級 296 8級 216 9級 176 10級 136 11級 104 12級 80 13級 52 14級 36 ※1~3級の扶養家族1人48万円加算 (5人まで) ③退職の場合 1~3級1,600万円+扶養家族1人48万円加算 (5人まで) ④休業給付 給付基礎日額と法定との差額		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
化学工業④ (1,764名) 相殺あり	死亡 3,500万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 下記②の60%を限度 ②退職の場合 1~3級 3,500 7級 1,650 11級 600 4 2,800 8 1,330 12 420 5 2,380 9 1,050 13 280 6 2,000 10 810 14 180	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 3年経過 した時点 まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	
セントラル硝子 (1,724名) 求償権を取得	死亡 有扶3,480万円 無扶3,120万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1級 1,740 6級 670 11級 185 2 1,702.5 7 560 12 130 3 1,650 8 385 13 87.5 4 1,090 9 310 14 57.5 5 815 10 240 ②退職の場合 上記金額の2倍	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 打切補償を実施 の措置	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]	①死亡 1,915万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1級 957.5 6級 370 11級 102.5 2 937.5 7 310 12 72.5 3 907.5 8 212.5 13 50 4 600 9 172.5 14 32.5 5 450 10 132.5		<認定> 監督官庁による	
日本ゼオン (1,710名) 相殺あり	死亡 2,650万円+給与日額の1,000日分 葬祭料 60万円+給与日額の40日分 継続雇用・退職共通 (万円+給与日額) 1~3級2,650+1,000日分 4 1,230+870日分10級 150+250日分 5 640+750 11 110+190 6 530+630 12 90+130 7 410+530 13 80+80 8 330+420 14 60+40 9 250+330	補償期間 3年間 賃金補償 基準給与と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 打切補償を実施 の措置	会社が認め た所定の 費用は会 社負担	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]	①死亡 妻帯者 2,000万円 その他 1,500万円 ②葬祭料 70万円 ③継続雇用・退職共通 (万円) 1~3級 有配偶者 2,000 その他 1,500 4級 1,100 5級 800 6級 680 7級 560 8~9級 400 10~11級 200 12~14級 80 ④休業給付 基準給与と法定との差額 (3年間) ⑤賞与 出動扱い		<認定> 監督官庁による	
日油 (1,668名) 相殺あり	死亡 3,500万円+扶養家族1人につき60万円 (5人まで) ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 2,300+扶養1人60 (5人まで) 4級 1,560 8級 710 12級 220 5 1,310 9 550 13 160 6 1,100 10 430 14 100 7 890 11 320 ②1年以内退職の場合 1~3級は死亡に同じ, 4~14級は継続雇用の場合に同じ	補償期間 治療まで 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定給付と 妥当な実 費との差 額	身分保障 事例がで てきた時 点で検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]	①死亡3,000万円, 継続雇用の場合1~3級2,300万円, 1年以内に退職の場合1級3,000万円, 2~3級2,900万円, 4~14級は業務上災害の80% ②休業給付 法定どおり (無給休暇扱い) ③昇給 無給休暇扱い ④賞与 私傷病扱い		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
化学工業⑤ (1,505名) 相殺あり	死亡 3,500万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 1,750 7級 600 11級 200 4 1,100 8 480 12 130 5 930 9 350 13 80 6 750 10 280 14 50 ②退職の場合・複身者 上記①の倍額	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償として, の措置 3,500万円	実費会社負担	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1～3級退職 1,750万円 ②継続雇用の場合(万円) 労災(①)の半額 ③休業給付 基準内賃金と法定との差額を動続3年未満1年間, 3年以上2年間支給 ④昇給・賞与 出勤扱い		<認定> 監督官庁による	
化学工業⑥ (1,291名) 相殺あり	死亡 動続1年未満…平均賃金の200日分 1年以上…平均賃金の200日分に動続年 数に平均賃金の45日を乗じ た日数分を加算 最低保障3,200万円 葬祭料 平均賃金の60日分(最低60万円) ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 2,200 7級 1,135 11級 340 4 1,900 8 790 12 235 5 1,625 9 615 13 155 6 1,365 10 460 14 100 ②退職の場合 1～3級 3,200万円	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償として, の措置 3,200万円	実費会社負担	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害3級以上 1,650万円 ②継続雇用の場合(万円) 1～3級1,150 4級490 5級400 6級330 7級230 8級170 9級115 10級65 ③休業給付 平均賃金と法定との差額 ④昇給・賞与 出勤扱い		<認定> 監督官庁による	
化学工業⑦ (255名) 相殺あり	死亡 2,600万円+扶養家族1人60万円加算(5人 まで) 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 4～14級は下記②の90%相当額 ②退職の場合(万円+平均賃金) 1～3級 死亡に同じ 9級 20+350 4 125+920日 10 17+270 5 102+790 11 15+200 6 70+670 12 13+140 7 50+560 13 13+90 8 31+440 14 13+50	補償期間 3年間+動続1年につき 賃金補償 1カ月 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 補償期間を過ぎても治癒しない場合, 平均賃金300日分の打切補償を実施 の措置	必要経費は 会社負担	身分保障 打切補償 後は解雇 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 50%相殺あり	①死亡・障害 業務上災害の80%相当額 ②休業給付 見舞金として平均賃金の20%		<認定> 監督官庁による	

## ゴム工業

ブリヂストン (13,706名) 相殺あり	死亡 3,600万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 4級 1,300 8級 540 12級 170 5 1,100 9 420 13 115 6 900 10 320 14 80 7 750 11 240 ②退職の場合(万円) 1～3級3,600 4～7級はその都度労務部長決裁	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 3年経過 した時点 まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1～3級退職 1,600万円 ②障害1～3級継続雇用または4～7級退職 その都度労務部長決裁 ③休業給付 平均賃金と法定との差額 ④身分保障 長欠1年経過後に6カ月+動続3年を超える者は動続1年につき2カ月延長		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
横浜ゴム (5,200名) 相殺あり	死亡 有扶 3,600万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 4級 1,300 8 540 12 170 5 1,100 9 420 13 115 6 900 10 320 14 80 7 750 11 240 ②就労不能の場合 死亡に同じ	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 3年経過 した時点 まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	死亡・障害1～3級退職 ・第三者補償ない場合 1,600万円 ・ 〃 ある場合 1,300万円		<認定> 監督官庁による	

## 窯業

旭硝子 (6,367名) 相殺あり	死亡 平均賃金の800～1,000日分+2,200万円 (日数幅は災害の態様, 本人の過失度, 作業環境の欠陥度および家情を考慮) 葬祭料 法定どおり 障害解雇見舞金 (平均賃金) 1～5級該当者は800～1,000日分+2,200万円	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金の90～100% と法定との差額 昇給・賞与 点数制により減額 3年経過後 打切補償として障害補償欄の解雇見舞金を支給 の措置	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 標準の10 ～25%増 し
[通勤災害] 相殺あり	死亡・障害1～3級退職 有扶 1,300万円 無扶 650万円 4～8級退職 有扶 650万円 無扶 325万円		<認定> 監督官庁による	
窯業 ① (1,425名) 相殺あり	死亡 有扶 3,200万円 無扶 3,000万円 葬祭料 実費会社負担 ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 2,800 7級 990 11級 260 4 1,960 8 700 12 200 5 1,550 9 520 13 130 6 1,270 10 360 14 100 ②退職の場合 (万円) 有扶 無扶 有扶 無扶 1～3級 3,200 3,000 6級 2,010 1,790 4 2,750 2,540 7 1,600 1,450 5 2,400 2,200 ※以下 一律 8級 1,250 11級 470 14級 160 9 930 12 370 10 620 13 260	補償期間 定年まで 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 減額する 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 1,600万円 無扶 1,500万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,400 4級 600 5級 500 6級 400 7級 300 8級 90 9級 80 10級 70 11級 60 12級 50 13級 40 14級 30 ③退職の場合 (万円) 有扶 無扶 有扶 無扶 有扶 無扶 1～3級 1,600 1,400 5 600 500 7 400 300 4 700 600 6 500 400 ④休業給付 平均賃金の80%と法定との差額 ⑤昇給・賞与 減額する		<認定> 監督官庁による	

# 福利厚生 アラカルト

7月下旬分

## ● 労災保険給付額は17年度で7,380億円

「労災保険事業の保険給付等支払い状況」によると、17年度の給付額は、業務災害、通勤災害、二次健康診断等給付の合計で7,380億円だった。1件当たりの給付額は13万2,525円だった。(厚労省HP, 7.17)

## ● 年休取得5日未満は非製造業で14.4%

「労働時間等実態調査」によると、年次有給休暇取得日数が5日未満の一般労働者の割合は、17年で製造業が9.9%、非製造業が14.4%だった。15年調査に比べると、前者で4.2ポイント減少、後者で3.7ポイント減少した。調査は会員企業など400社を集計した。1社平均の従業員数は4,691人。

管理監督者を含めた年休取得率は17年で66.2%、15年に比べ3.3%アップした。(経団連HP, 7.17)

## ● 事業所内保育施設の入所児童は7.4万人

「認可外保育施設の現況」によると、17年3月で事業所内保育施設の施設数は4,766カ所(うち院内2,813カ所)、入所児童数は7万4,086人(うち院内5万4,371人)、児童数は前年同期に比べると426人増加(うち院内は1,562人減少)した。(厚労省HP, 7.19)

## ● 17年の余暇市場は69.9兆円、0.2%増加に

「レジャー白書2018」によると、17年の余暇市場規模は69兆9,310億円、前年より0.2%増加した。外国人旅行者によるインバウンド効果で観光・行楽、スポーツの部門がプラスになった。

国内観光旅行人口は5,240万人で、7年連続の首位だった。参加人口が全体として減少傾向にある中で、音楽鑑賞、カラオケ、テレビゲームなどは順位を上げ、参加人口も増えた。(日本生産性本部HP, 7.19)

## ● 世帯総数は5,043万に停滞

29年の「国民生活基礎調査」によると、世帯総数は5,042.5万となり、熊本県を除いた集計である前年を上回ったが、近年は15年5,036万、14年5,043万と停滞している。

世帯構造別で17年の世帯数が過去調査を上回ったの

は、夫婦のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯、高齢者世帯だった。(厚労省HP, 7.20)

## ● 平均寿命は男女とも過去最高

17年の「簡易生命表」によると、平均寿命は、男81.09年、女87.26年となり、それぞれ過去最高だった。(厚労省HP, 7.20)

## ● 過労死防止に6つの数値目標

「過労死等防止のための対策に関する大綱」の見直しが閣議でできた。この中で、政府は、過労死防止に次のように6つの数値目標を掲げた。

- 1 週60時間以上労働の雇用者割合を20年までに5%以下とする。
- 2 20年までに30人以上企業の勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を20%未満に、制度の導入率を10%以上にする。
- 3 年休取得率を20年までに70%以上とする。
- 4 22年までにメンタルヘルス対策取り組み事業場割合を80%以上にする。
- 5 仕事上の不安、悩み・ストレスの相談先がある労働者割合を22年までに90%以上にする。
- 6 ストレスチェックの集団分析の活用事業場割合を22年までに60%以上にする。

(厚労省HP, 7.24)

## ● 福利厚生施策の実態まとめる

1.2万社/5.4万人を対象に17年10~12月に実施した「企業における福利厚生施策に関する調査」がまとまった。主な制度の実施率は次のとおり。

慶弔休暇90.7%、慶弔見舞金86.5%、病気休暇62.1%、永年勤続表彰49.5%など

アウトソーシング実施企業は15.0%、カフェテリアプラン導入企業は1.3%だった。(JILPTHP, 7.24)

## ● 男性の育児休業所得率が5.14%に増加

17年度の「雇用均等基本調査」で、男性の育児休業取得率が前年度の3.16%を大きく上回る5.14%になったことがわかった。女性は83.2%で、07年以降高止まりになっている。(厚労省HP, 7.30)

## ● 健保組合の特定健診実施率は75.2%

16年度の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」によると、健診実施率は健保組合75.2%、共済組合76.7%、特定保健指導の実施率は健保組合19.2%、共済組合23.2%だったことがわかった。総数は特定健診51.4%、特定保健指導18.8%。(厚労省HP, 7.30)

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
太平洋セメント (2,320名)  相殺が原則	死亡 3,400万円 葬祭料 平均賃金の160日分と労災保険法の定める葬祭料との差額 ①継続雇用・退職共通 (万円) 1～3級 3,400 7級 880 11級 280 4 1,450 8 620 12 200 5 1,240 9 490 13 130 6 1,060 10 380 14 80	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償として, の措置 3,400万円	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 死亡, 重 度障害は 会社都 合, その 他はケー スによる
[通勤災害]  相殺あり	①死亡 2,040万円 ②継続雇用・退職共通 (万円) 1～3級 2,040 4級 870 5級 750 6級 640 7級 530 8級 380 9級 300 10級 230 11級 170 12級 120 13級 80 14級 55 ③休業給付 業務上災害に同じ ④葬祭料 法定外給付として特別葬祭料70万円		<認定> 監督官庁による	
日本板硝子 (2,300名)  相殺規程なし	死亡 3,300万円 葬祭料 100万円と法定との差額 ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 2,110 7級 790 11級 260 4 1,360 8級 580 12 180 5 1,140 9 460 13 130 6 950 10 350 14 90 ②退職の場合 (万円) 1～3級 3,300 7級 1,340 11級 380 4 2,150 8 850 12 270 5 1,800 9 670 13 190 6 1,540 10 500 14 130	賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 減額しない 3年経過後 打切補償を実施するま の措置 で休業補償を継続 ただし, 傷病の程度 により私傷病休職に引 き続き入る場合もあり	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 傷病・老 衰で業務 に耐えず と会社が 認めた時 退職扱い で100% 支給
[通勤災害]  相殺規程なし	①死亡 2,000万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,200 4級 720 5級 630 6級 520 7級 440 8級 350 9級 280 10級 210 11級 170 12級 120 13級 80 14級 60 ③退職の場合 (万円) 1～3級 2,000 4級 1,330 5級 1,150 6級 960 7級 830 8級 630 9級 500 10級 370 11級 280 12級 210 13級 150 14級 100 ④休業給付 業務上災害に同じ (ただし, 休業期間は勤続1年未満2年, 1年以上2年6カ月, 5年以上3年休業期間満了は退職 (ただし, 私傷病休職に入る場合もあり) ⑤退職金 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
案業 ② (1,213名)  相殺あり	死亡 3,200万円 葬祭料 100万円 ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,000 7級 500 11級 240 4 800 8 450 12 170 5 700 9 380 13 120 6 600 10 310 14 80 ②退職の場合 (万円) 1～3級 3,200 5級 1,300 7級 800 4級 1,600 6級 1,000	補償期間 1.5年間 賃金補償 基準内賃金と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 傷病年金移行時から定 の措置 年まで 月額 45,000円	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 定年扱い
[通勤災害]  相殺あり	①死亡 300万円 ②継続雇用の場合・業務上災害の50% ③退職の場合 (万円) 1～3級 1600 4級 625 5級 535 6級 455 7級 380 8 級 275 9級 215 10級 165 11級 120 12級 85 13級 60 14級 40 ④休業給付・その他 私傷病扱い (法定どおり)		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
窯業 ③ (239名) 相殺あり	死亡 有扶 2,500万円 無扶 2,000万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 (万円) 1～3級 有扶 2,500 無扶 2,000 4 1,350 8級 500 12級 170 5 1,120 9 400 13 120 6 940 10 300 14 65 7 750 11 230	補償期間 定年まで 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 定年まで休業補償の内容を継続 の措置	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 875万円 無扶 700万円 ②障害 1～3級退職 有扶 875万円 無扶 700万円 4～14級は業務上災害の35% ③休業給付 業務上災害に同じ ④賞与 査定は出勤扱い		<認定> 監督官庁による	

## 繊維工業

帝人 (4,947名) 相殺あり	死亡 有扶 3,300万円 無扶 2,475万円 葬祭料 実費会社負担 ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,650 7級 775 11級 275 4 1,275 8 625 12 195 5 1,090 9 485 13 125 6 925 10 375 14 70 ②退職の場合 (万円) 1～3級 死亡に同じ ※4級以下は上記①に同じ	賃金補償 平均賃金と法定との差額 3年経過後 休業補償の内容を継続 の措置	法定どおり	身分保障 原則として定年まで 退職金 労務不能は会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 1,650万円 無扶 1,240万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1～3級 205 4～7級 125 8～11級 55 12～14級 15 ③退職の場合 (万円) 1～3級 有扶 1,650 無扶 1,240 4～7級 125 8～11級 55 12～14級 15 ④休業給付, 身分保障, 退職金 私傷病休職と同じ		<認定> 監督官庁による	
倉敷紡績 (1,444名) 相殺あり	死亡 有扶 3,200万円 無扶 2,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,600 7級 750 11級 270 4 1,235 8 605 12 190 5 1,060 9 470 13 120 6 900 10 360 14 65 ②退職の場合 ※4級以下は上記①に同じ 1～3級 有扶 3,200万円 無扶 2,400万円	補償期間 3年間, 基本賃金の40% 3年経過後 継続雇用は治癒まで休業補償の内容を継続する の措置	法定どおり	身分保障 原則として定年まで 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1～3級退職 有扶 1,600万円 無扶 1,200万円 ②継続雇用の場合 1～3級 200万円 4～7級 125万円 8～11級 55万円 12～14級 15万円 ③身分保障 原則として定年まで ④退職金 死亡に同じ		<認定> 監督官庁による	
日本フェルト (480名) 相殺なし	死亡 有扶 3,300万円 無扶 2,475万円 葬祭料 会社が葬儀を実施 ①継続雇用の場合 (万円) 1級 1,650 8級 625 2 1,650 9 485 3 1,650 10 375 4 1,275 11 275 5 1,090 12 195 6 925 13 125 7 775 14 70 ②退職の場合 1～3級 死亡に同じ	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出動扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 ケース・バイ・ケース 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺なし	①死亡・障害1～3級退職 有扶 1,650万円 無扶 1,240万円 ②葬祭料 30万円 ③継続雇用の場合 1～3級 205万円 4～7 125万円 8～11 55万円 12～14 15万円 ④休業給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
繊維工業① (190名) 相殺なし	死亡 有扶 3,200万円 無扶 2,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1級 1,600 8級 605 2 1,600 9 470 3 1,600 10 360 4 1,235 11 270 5 1,060 12 190 6 900 13 120 7 750 14 65 ②退職の場合 1~3級 死亡に同じ	補償期間 3年間 賃金補償 基本給と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 ケース・ バイ・ケ- ス 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺なし	①死亡・障害1~3級退職 有扶 1,600万円 無扶 1,200万円 ②継続雇用の場合 1~3級 200万円 4~7 125万円 ③休業給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	

## 食品工業

明治 (10,673名) 相殺なし	死亡 3,200万円 + 扶養家族1人100万円 葬祭料 50万円 ①継続雇用の場合 (万円) 4級 1,600 8級 840 12級 270 5 1,400 9 650 13 210 6 1,200 10 510 14 120 7 1,020 11 360 ②退職の場合 (万円) 1級 3,200 3級 3,200 5級 2,100 7級 1,740 2 3,200 4 2,100 6 1,740 ※8級以下は1,320万円を基準にその都度協議 1~7級退職は扶養家族1人100万円, 8~14級 は家族1人30万円加算	補償期間 4年間 (欠勤3カ月 + 休 職45カ月) 賃金補償 基準内賃金と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 3年経過時点で傷病補 償年金を受けていると の措置 3年経過時点で傷病 補償年金を受けるとき、または以後に傷病 補償年金を受けるに 至ったときはその時点 で退職満了 該当しない場合は補償 期間で退職満了	法定どおり	身分保障 打切補償 を行なっ た後に解 雇 (休職 満了) 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺なし	①死亡 1,600万円 + 扶養家族1人50万円 ②継続雇用の場合 (万円) 4級 800 5級 700 6級 600 7級 510 8級 420 9級 320 10級 260 11級 180 12級 140 13級 110 14級 60 ③退職の場合 (万円) 1~3級 1,600 4~5級 1,100 6~7級 900 ※8級以下は660を基準に個別協議 1~7級で退職は扶養家族1人50万円 8~14級で " 15万円 ④休業給付 基準内賃金と法定との差額 ⑤勤怠 出勤扱い		<認定> 監督官庁によるが、場 合によっては独自認定 で救済することもあり 得る	
キンピール (5,190名) 相殺あり	死亡 有扶 4,000万円 無扶 3,200万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1級 } 死亡に 6級 1,040 11級 240 2 } 同じ 7 880 12 160 3 } 8 640 13 130 4 1,600 9 480 14 80 5 1,300 10 360 ②退職の場合 (万円) 1~3級 死亡に同じ 4級以下 有扶 3,200 無扶 2,560	補償期間 治療まで 賃金補償 基準内賃金と法定との 差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償を実施 の措置	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 有扶 2,400万円 無扶 1,900万円 ②継続雇用の場合 (万円) 4級 960 5級 800 6級 660 7級 530 8級 400 9級 290 10 220 11 140 12 100 13 80 14 50 ③退職の場合 (万円) 4~7級 有扶 960, 無扶 600を上記②に加算		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
食品工業① (8,999名) 相殺あり	死亡 給付基礎日額 2,100日分 (最低2,800万円, 最高6,300万円) 葬祭料 給付基礎日額45日分 (最低60万円) ①継続雇用の場合 (給付基礎日額) (最高4,200万円) 1級 1,400日 6級 700日 11級 210日 2 1,320 7 570 12 150 3 1,140 8 460 13 100 4 1,010 9 370 14 50 5 880 10 280 ②退職の場合 (給付基礎日額) (最高6,300万円) 1級 2,100日 5級 1,250日 2 1,900 6 1,000 3 1,630 7 820 4 1,440 8級以下は上記①に同じ	補償期間 定年まで 賃金補償 定例給与と法定との差額 昇給・賞与 一定限の査定あり 3年経過後 定年まで休業補償の内容を継続 の措置	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	死亡 給付基礎日額 1,400日分 (最低 1,900万円 最高 4,200万円) ①継続雇用の場合 (給付基礎日額) (最高3,200万円) 1級 1,050 2級 990 3級 860 4級 760 5級 660 6級 530 7級 430 8 400 9 320 10 240 11 180 12 130 13 80 14 40 ②退職の場合 (給付基礎日額) 1級1,400 2級1,270 3級1,090 4級960 5級840 6級670 7級550 8級以下は上記①に同じ (最高4,200万円) ③休業給付, 身分保障, 退職金 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
食品工業② (3,340名) 相殺は80%の 範囲で実施, 療養補償, 休業補償は 100%	死亡・退職 2,750万円+1人250万円 (3人まで) 葬祭料 実費会社負担 ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 2,750 7級 804 11級 287 4 1,320 8 646 12 201 5 1,134 9 503 13 130 6 962 10 388 14 72	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 下記の打切補償を実施 の措置 ①継続雇用 1,443万円 ②就労不能退職 死亡に同じ	①産業医認定の転地療養は実費支給 ②実費を支給することがある	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・退職 1,500万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,500 4級 720 5級 619 6級 525 7級 439 8級 353 9級 274 10級 212 11級 157 12級 110 13級 71 14級 40 ③休業給付 (1) 被災時より12カ月間は無事故扱いで給付基礎日額と法定との差額, 賞与は公傷に準じて取り扱う (2) 13カ月目以降は業務外傷病扱いとし, 欠勤期間中は欠勤減額後の給与と法定との差額, 休業期間中は傷手, 同付加金相当の合計額と法定との差額, 賞与は私傷病長欠者への給付に準ずる		<認定> 監督官庁による	
アサヒビール (3,200名) 相殺なし	死亡・障害1~3級退職 有扶 3,000万円 無扶 2,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 4級 1,200 8級 480 12級 120 5 1,000 9 360 13 90 6 810 10 270 14 60 7 660 11 180 ②退職の場合 1~3級 死亡に同じ 4級以下 有扶 2,400万円 無扶 2,000万円	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 下記の打切補償を実施 の措置 打切補償 平均賃金の1,200日分	その都度考慮	身分保障 その都度 考慮 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡・障害1~3級退職 有扶 1,800万円 無扶 1,450万円 ②継続雇用の場合 (万円) 4級 720 5級 600 6級 500 7級 400 8級 300 9級 220 10級 160 11級 110 12級 80 13級 60 14級 40 ③退職の場合 (万円) 4~7級 有扶 720, 無扶 450を上記②に加算 ④休業給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
食品工業③ (1,808名) 相殺規程なし	死亡 基準内賃金日額×1,300日 最低保障 3,200万円 遺族扶養加算1人100万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (基準内賃金, 最低保障:万円) 1~3級 3,000 7級 1,000 11級 330 4 1,500 8 840 12 240 5 1,300 9 580 13 180 6 1,100 10 440 14 120 ②退職の場合 (最低保障:万円) 1~3級 3,200 5級 1,900 7級 1,600 4級 2,100 6 1,700 扶養加算 1~4級1人100万円 5~7級1人50万円	補償期間 治癒まで 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 法定どおり	法定どおり	身分保障 療養開始後, 3年3カ月を経過し傷病補償年金を受給している場合は解雇退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺規程なし	①死亡・障害 業務上災害の60% ②休業給付 基準内賃金80%と法定(示談成立による給付含む)との差額を支給 ③昇給・賞与 病欠出勤扱い		<認定> 監督官庁による	
口ッテ (1,397名) 相殺あり	死亡・障害1~3級 3,200万円 葬祭料 会社負担 ①継続雇用の場合 (万円) 4級 1,600 8級 860 12級 290 5 1,380 9 660 13 230 6 1,200 10 540 14 130 7 1,080 11 380 ②退職の場合 (万円) 1~3級3,200 4級2,100 5級1,880 6級1,500 7級1,380 8級1,160 9級以下は上記①に同じ	賃金補償 会社が賃金100%支給 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 法定打切補償を基準に支給	会社が認め た法定外 実費を支 給	身分保障 規定なし 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 80%限度に相 殺あり	①死亡 1,600万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,600 4級 800 5級 690 6級 600 7級 540 8級 430 9級 330 10級 270 11級 190 12級 145 13級 115 14級 65 ③退職の場合 (万円) 1~3級 1,600 4級 1,050 5級 910 6級 750 7級 690 8級 580 9級以下は上記②に同じ ④休業給付, 療養給付, 退職金ともに私傷病に同じ扱い		<認定> 監督官庁による	
Jオイルミルズ (981名) 相殺規定なし	死亡 3,050万円+扶養家族1人50万円 (5人まで) 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,850 7級 830 11級 300 4 1,360 8 670 12 210 5 1,170 9 520 13 140 6 990 10 400 14 85 ②退職の場合 (万円) 1~3級 3,050 7級 1,250 11級 420 4 2,050 8 950 12 300 5 1,750 9 740 13 190 6 1,450 10 570 14 110 ※1~3級退職は扶養家族1人50万円 (5人まで)	補償期間 3年間 賃金補償 所定賃金と法定との差額 昇給・賞与 あり 3年経過後の措置 労基法に定める打切補償(平均賃金1,200日分)を実施	法定どおり	身分保障 打切補償 実施時ま で 退職金 定年また は会社都 合扱い
[通勤災害]	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
食品工業④ (1,425名) 相殺なし	死亡 労基法と同額 最低保障2,500万円 家族加給 1人100万円まで5人まで 葬祭料 労基法と同額 最低保障50万円 ①継続雇用の場合(万円) 1~3級 1,600 7級 900 11級 350 4 1,400 8 750 12 250 5 1,200 9 600 13 150 6 1,000 10 500 14 100 ②退職の場合(万円) 平均賃金の1,800日分 下記を最低保障 1~3級 2,500 6級 1,800 家族加給は 4 2,200 7 1,600 死亡に同じ 5 2,000	補償期間 1,095日 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 公傷休暇期間満了による退職 平均賃金 の措置 1,800日分 家族加給は死亡に同じ	法定どおり	身分保障 公傷休暇 期間満了 まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺なし	①死亡 1,250万円 家族加給 1人につき50万円まで5人まで ②継続雇用の場合(万円) 1~3級 800 4級 700 5級 600 6級 500 7級 450 8級 375 9級 300 10級 250 11級 175 12級 125 13級 75 14級 50 ③退職の場合(万円) ※家族加給は上記①に同じ 1~3級 1,250 4級 1,100 5級 1,000 6級 900 7級 800 ④休業期間 勤続10年=出勤扱い、3か月+欠勤 6か月+休職 24カ月 20年= 3か月+ 6か月+ 27カ月		<認定> 監督官庁による	
食品工業⑤ (984名) 相殺あり	死亡 3,000万円+扶養家族1人につき50万円加算(4人まで) 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 1~3級 3,000 7級 960 11級 350 4 1,440 8 780 12 260 5 1,200 9 600 13 160 6 1,080 10 500 14 110 ②退職の場合(万円) 1~3級 3,000 7級 1,160 11級 350 4 1,840 8 980 12 260 5 1,550 9 600 13 160 6 1,330 10 500 14 110 ※1~4級退職は扶養家族1人につき50万円加算(4人まで)	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 3年経過 時点で、 傷病補償 年金を受 給してい る場合は 解雇あり 退職金 勤続3年 以上の死 亡退職は 10~20% 加算
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,500万円 ②継続雇用の場合(万円) 1~3級 1,500 4級 720 5級 600 6級 540 7級 480 8級 390 9級 300 10級 250 11級 175 12級 130 13級 80 14級 55 ③退職の場合(万円) 1~3級 1,500 4級 920 5級 775 6級 665 7級 580 8級 490		<認定> 監督官庁による	
食品工業⑥ (850名) 相殺なし	死亡 3,000万円 ①継続雇用の場合(万円) 1~3級 3,000 7級 640 11級 300 4 1,500 8 600 12 200 5 1,200 9 480 13 150 6 960 10 360 14 100 ②退職の場合(万円) 1~3級 2,500 7級 800 11級 300 4 1,600 8 600 12 200 5 1,400 9 480 13 150 6 1,200 10 400 14 100	補償期間 治療まで 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	退職金 基準退職 扱い
[通勤災害] 相殺なし	①死亡 2,000万円 ②継続雇用の場合(万円) 1級 1,000 2級 1,000 3級 1,000 4級 640 5級 560 6級 480 7級 320 8級 200 9級 150 10級 120 11級 90 12級 60 13級 45 14級 30 ③退職の場合(万円) 1級 1,000 2級 1,000 3級 1,000 4級 800 5級 700 6級 600 7級 400 ※8級以下は上記②に同じ		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
虎屋 (955名) 相殺あり	死亡 有扶・無扶共通 3,000万円 葬祭料 平均賃金の60日分 継続雇用・退職共通 (万円) 1級 3,000 6・7級 1,500 11級 370 2・3 2,500 8 1,000 12 300 4・5 2,000 9・10 750 13・14 170	補償期間 3年間 賃金補償 休業補償として賃金相当分を支給 3年経過後の措置 平均賃金の1,200日分を支給	法定どおり	退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に扱う		<認定> 監督官庁による	
桂冠 (395名) 相殺あり	死亡 3,000万円 葬祭料 法定+40万円 継続雇用 (万円) 1~3級 2,800 7級 600 11級 200 4 1,500 8 500 12 150 5 1,000 9 400 13 100 6 800 10 300 14 70	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 法定どおり	法定どおり	身分保障 原則として3年間 退職金 定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,400万円 ②葬祭料 法定どおり ③継続雇用 (万円) 1~3級 1,400 4級 700 5級 500 6級 400 7級 300 8級 250 9級 200 10級 150 11級 100 12級 75 13級 50 14級 35 ④補償期間, 補償内容, 昇給・賞与, 3年経過後の措置 業務上災害に同じ ⑤療養補償, 身分保障, 退職金 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	
極洋 (500名) 相殺あり	死亡 有扶 2,800万円 無扶 2,240万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 (万円) 1級 2,800 6級 1,633 11級 300 2 2,567 7 1,400 12 200 3 2,333 8 650 13 150 4 2,100 9 500 14 80 5 1,867 10 400	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 打切補償を実施	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶 1,960万円 無扶 1,570万円 ②継続雇用・退職共通 (万円) 1級 1,960 2級 1,800 3級 1,630 4級 1,470 5級 1,310 6級 1,140 7級 750 8 455 9 350 10 280 11 210 12 140 13 105 14 55		<認定> 監督官庁による	
ヒゲタ醤油 (300名) 相殺あり	死亡 有扶 3,000万円 無扶 2,950万円 葬祭料 規定なし ①継続雇用の場合 (万円, 最低保障額) 1~3級 1,890 7級 590 11級 175 4 980 8 395 12 130 5 865 9 295 13 90 6 735 10 210 14 60 ②退職の場合 (万円) 1~3級 3,000 7級 1,100 11級 175 4 1,750 8 395 12 130 5 1,530 9 295 13 90 6 1,330 10 210 14 60	法定どおり	法定どおり	身分保障 規定なし 退職金 自己都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,500万円 ②継続雇用の場合 (万円) 1~3級 945 4級 490 5級 435 6級 370 7級 295 8級 200 9級 150 10級 105 11級 90 12級 65 13級 45 14級 30 ③退職の場合 (万円) 1~3級 1,500 4級 875 5級 765 6級 665 7級 550 ※8級以下は上記②に同じ		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
---------------	----------------	-------------------------	------	-------------

## 鉱業・非鉄金属

非鉄金属① (4,239名)	<p>死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり</p> <p>①復職後9カ月以後の退職の場合 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>1~3級</td> <td>1,700</td> <td>6級</td> <td>965</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,326</td> <td>7</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,139</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②即, または9カ月以内の退職の場合 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>1~3級</td> <td>3,400</td> <td>6級</td> <td>1,485</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,040</td> <td>7</td> <td>1,242</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,752</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③障害見舞品代 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>648</td> <td>12級</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>504</td> <td>13</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>389</td> <td>14</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>288</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1~3級	1,700	6級	965	4	1,326	7	807	5	1,139			1~3級	3,400	6級	1,485	4	2,040	7	1,242	5	1,752			8級	648	12級	202	9	504	13	130	10	389	14	72	11	288			<p>補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額</p> <p>昇給 出勤扱い 賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 打切見舞金として, 平均賃金の100日分</p>	実費会社負担	身分保障 休業開始後3年間 (普通は継続) 退職金 会社都合扱い																		
1~3級	1,700	6級	965																																																											
4	1,326	7	807																																																											
5	1,139																																																													
1~3級	3,400	6級	1,485																																																											
4	2,040	7	1,242																																																											
5	1,752																																																													
8級	648	12級	202																																																											
9	504	13	130																																																											
10	389	14	72																																																											
11	288																																																													
[通勤災害] 相殺あり	<p>①死亡 1,700万円 (第三者補償ある場合, 200万円の部分相殺)</p> <p>②1~3級 退職 1,700万円 非退職 850万円</p> <p>③見舞金 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>4級</td> <td>612</td> <td>5級</td> <td>526</td> <td>6級</td> <td>446</td> <td>7級</td> <td>373</td> <td>8級</td> <td>300</td> <td>9級</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10級</td> <td>180</td> <td>11級</td> <td>133</td> <td>12級</td> <td>93</td> <td>13級</td> <td>60</td> <td>14級</td> <td>33</td> <td></td> </tr> </table> <p>④休業給付 法定と傷病手当金とのいずれか高い額 ⑤賞与 業務上災害に同じ</p>	4級	612	5級	526	6級	446	7級	373	8級	300	9級	233		10級	180	11級	133	12級	93	13級	60	14級	33			<認定> 監督官庁による																																			
4級	612	5級	526	6級	446	7級	373	8級	300	9級	233																																																			
	10級	180	11級	133	12級	93	13級	60	14級	33																																																				
非鉄金属② (2,235名)	<p>死亡 3,400万円 葬祭料 社葬扱い</p> <p>①復職後9カ月以後の退職の場合 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>1,700</td> <td>6級</td> <td>965</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,700</td> <td>7</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,326</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,139</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②即, 9カ月以内の退職の場合 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>3,400</td> <td>6級</td> <td>1,485</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,400</td> <td>7</td> <td>1,242</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3,400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,040</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,752</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③軽度障害見舞金 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>648</td> <td>11級</td> <td>288</td> <td>14級</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>504</td> <td>12</td> <td>202</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>389</td> <td>13</td> <td>130</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1級	1,700	6級	965	2	1,700	7	807	3	1,700			4	1,326			5	1,139			1級	3,400	6級	1,485	2	3,400	7	1,242	3	3,400			4	2,040			5	1,752			8級	648	11級	288	14級	72	9	504	12	202			10	389	13	130			<p>補償期間 3年間 賃金補償 所定内賃金と法定との差額</p> <p>昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 打切加給金として障害補償の②を支給</p>	法定どおり	身分保障 打切加給金支給時まで 退職金 会社都合扱い
1級	1,700	6級	965																																																											
2	1,700	7	807																																																											
3	1,700																																																													
4	1,326																																																													
5	1,139																																																													
1級	3,400	6級	1,485																																																											
2	3,400	7	1,242																																																											
3	3,400																																																													
4	2,040																																																													
5	1,752																																																													
8級	648	11級	288	14級	72																																																									
9	504	12	202																																																											
10	389	13	130																																																											
[通勤災害]	<p>①死亡 退職1,700万円 (第三者補償ある場合, 200万円の部分相殺)</p> <p>②1~3級 退職1,700万円 非退職850万円 ③賞与 欠減額</p>		<認定> 監督官庁による																																																											
住友金属鉱山 (2,053名)	<p>死亡 3,400万円 葬祭料 社葬扱い</p> <p>①復職後退職の場合 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>1~3級</td> <td>1,700</td> <td>5級</td> <td>1,139</td> <td>7級</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,326</td> <td>6</td> <td>965</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②即時退職の場合 (万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>1~3級</td> <td>3,400</td> <td>5級</td> <td>1,752</td> <td>7級</td> <td>1,242</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,040</td> <td>6</td> <td>1,485</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1~3級	1,700	5級	1,139	7級	807	4	1,326	6	965			1~3級	3,400	5級	1,752	7級	1,242	4	2,040	6	1,485			<p>補償期間 3年間 賃金補償 一定条件の下に基準賃金と法定との差額</p> <p>3年経過後の措置 障害の程度により見舞金を支給</p>	法定どおり	身分保障 3年経過時点まで 退職金 会社都合扱い																																		
1~3級	1,700	5級	1,139	7級	807																																																									
4	1,326	6	965																																																											
1~3級	3,400	5級	1,752	7級	1,242																																																									
4	2,040	6	1,485																																																											
[通勤災害]	<p>①死亡 1,700万円 (第三者補償ある場合, 200万円の部分相殺)</p> <p>②休業給付 傷病手当金相当額を支給 ③長期休業見舞金 月額3万円 (3カ月限度)</p>		<認定> 監督官庁による																																																											

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
日鉄鉱業 (645名) 相殺なし	死亡 3,400万円 葬祭料 所葬扱い ①復職後9カ月以後の退職の場合 (万円) 退職 1~3級 1,700 5 1,139 7 807 4 1,326 6 965 ②即, 9カ月以内の退職の場合 (万円) 1~3級 3,400 5 1,752 7 1,242 4 2,040 6 1,485 ③見舞金 (万円) 8級 648 11 288 14 72 9 504 12 202 10 389 13 130	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 法定どおり	法定どおり	身分保障 3年経過 時点まで 退職金 非自己都 合扱い (自己都 合と定年 の中間 率)
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,700万円 ②退職の場合 (万円) 1~3級 ①退職後9カ月以後 850 ②復職後9カ月以内 1,700 ③見舞金 (万円) 4級 663 5級 570 6級 483 7級 404 8級 324 9級 352 10級 195 11級 144 12級 101 13級 65 14級 36 ④休業給付 法定と傷病手当金のいずれか高い額, 賞与は出勤扱い		<認定> 監督官庁による (有扶・無扶区別なし)	
古河機械金属 (本社212名) 相殺規程なし	死亡 3,400万円 葬祭料 社葬扱い ①復職後9カ月以後の退職の場合 (万円) 1~3級 1,700 5級 1,139 7級 807 4 1,326 6 965 ②即, 9カ月以内の退職の場合 (万円) 1~3級 3,400 5級 1,752 7級 1,242 4 2,040 6 1,485 ③障害見舞品代 (万円) 8級 648 11級 288 14級 72 9 504 12 202 10 389 13 130	補償期間 3年間 賃金補償 所定内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 障害の程度により見舞金を支給して退職	法定どおり	身分保障 3年経過 時点まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,700万円 (第三者給付200万円超の部分減額あり) ②障害1~3級退職 1,700万円 ③賞与 欠勤減額措置あり ④復職後9カ月以後の退職の場合 1~3級退職 850万円 ⑤特別障害見舞品代 (万円) 4級 663 7級 404 10級 195 13級 65 5 570 8 324 11 144 14 36 6 483 9 252 12 101		<認定> 監督官庁による	
<b>建設業</b>				
鹿島 (8,452名) 相殺あり	死亡 平均賃金の1,500日分限度 最低保障1,500万円 有配偶者300万円 扶養している父母 (養父母含み, 義父母は含まず) および18歳未満の子 (養子含む) 1人につき100万円 (限度額500万円) 葬祭料 平均賃金の60日分 継続雇用・退職共通 労災法と同日数分	補償期間 3年間 賃金補償 通常勤務時の給料と法定との差額 3年経過後の措置 解雇・退職の場合, 打切 打切見舞金支給 (平均賃金1,500日分)	会社が認め た実費と 法定との 差額	身分保障 3年経過 まで 退職金 ポイント 制 退職 金制度に より積み 上ったポ イントに 応じて支 給
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料、障害補償	休業補償、昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
建設業① (4,000名) 相殺規定なし	死亡 基本給の66カ月分 最高5,000万円 最低保障有配偶者2,500万円 独身者2,000万円 葬祭料 資格により15万～25万円 継続雇用・退職共通 (基本給) 1級 88カ月 6級 44カ月 11級 17カ月 2 78 7 36 12 9 3 69 8 29 13 5 4 60 9 23 14 3 5 52 10 17 ※1～3級の最低保障…有配偶者2,500万円 独身者2,000万円	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 打切補償として、基準内賃金の80カ月分 最高 5,000万円 最低保障有配偶者 3,000万円 独身者 2,500万円	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺規定なし	業務上災害と同様に取り扱う。ただし、50%を限度として減額することがある		<認定> 監督官庁による	
日 揮 (2,466名) 相殺あり	死亡 (遺族加算) 3,500万円 葬祭料 会社が認めた額 継続雇用・退職共通 1～3級 遺族加算金と同額 4～14級 2,000万円上限に次の基準内賃金日額 4級1,000日 8級 300日 12級 100日 5 900 9 250 13 50 6 800 10 200 14 20 7 700 11 150	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 法定どおり	法定に加え 適当と認められる 範囲の費用 (家族の旅費・宿泊費等)	身分保障 3年経過 または打切補償 実施まで 退職金 所定の計算額
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	

## 電力・ガス

電力ガス (8,516名) 相殺はケース・バイ・ケース	死亡 3,200万円+扶養加算一律300万円 葬祭料 社葬扱い ①継続雇用の場合 (万円) 1～3級 1,750 8～9級 410 4～5 1,320 10～11 210 6～7 880 12～14 110 ②退職の場合 (万円) 1～3級3,200+扶養加算300 4～51,970+ 190 6～71,310+ 130	補償期間 3年間 賃金補償 基準賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 業務に復帰できず退職の場合、打切補償を実施	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害に準じて取り扱う		<認定> 監督官庁による	

## 運輸業

運輸業① (35,174名) 相殺あり	死亡 3,000万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用・退職共通 (万円) 1～3級 3,000 9級 270 4 990 10 210 5 810 11 155 6 665 12 125 7 525 13 100 8 350 14 80	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 打切補償実施まで	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 定年乗率 を適用
[通勤災害] 相殺規定なし	①死亡 200万円 ②継続雇用・退職共通 1～3級 200万円 4～7級 50万円 8～14級 10万円 ③休業給付 基準内賃金と法定との差額 ④昇給・賞与 出勤扱い		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
運輸業② 原則的には相殺あり	死亡 3,120万円 葬祭料 法定どおり 障害補償 ④1級 3,120万円 2 2,880 3 2,520 4 2,280 5 1,920 6 1,560 7 1,320 8 960 9 840 10 720 11 480 12 360 13 200 14 100	補償期間 休業4日目～療養の期間中(在職中に限定, 上限1,095日) 賃金補償 給付基礎日額から労災法が補償する日額を差し引いた額に休業日数を乗じた額を支給。傷病補償年金を受けける場合は, 給付基礎年額から労災法が補償する年額を差し引いた額を支給 昇給・賞与 3年経過後の措置 出勤扱い 傷病補償年金移行後24カ月は休業ならびに療養補償を継続し, 治癒せず解雇することになれば給付基礎日額の120日分の解雇予告手当を支給	法定どおり	身分保障 事例が出てきた時点で検討 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による(原則)	
運輸業③ (8,554名) 相殺あり	死亡 3,400万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 1～3級 1,450 9級 460 4 1,350 10 360 5 1,160 11 260 6 820 12 190 7 780 13 130 8 590 14 90 ②退職の場合 1～3級 3,400万円	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 3年経過後の措置 出勤扱い 治癒しない場合打切補償3,400万円	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,700万円 ②(万円) <非退職> 1～3級 725 4級 675 5級 580 6級 490 7級 410 8級 275 9級 230 10級 180 11級 130 12級 95 13級 65 14級 45 <退職> 1～3級 1,700		<認定> 監督官庁による	
運輸業④ (5,000名) 相殺あり	死亡 平均賃金の1,000日分(最低保障3,000万円) 葬祭料 法定葬祭料+平均賃金40日分 継続雇用・退職共通(平均賃金) 1級 1,000日 8級 390日 2 950 9 300 3 850 10 230 4 780 11 170 5 670 12 120 6 570 13 80 7 480 14 50 ※障害1～3級の最低保障は 継続雇用1,500万円 退職 3,000万円	賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 3年経過後の措置 出勤扱い 療養開始後5年を経過した時(傷病補償年金を受給)は, 打切補償として, 平均賃金の700日分	必要と認められる費用と法定との差額 栄養補充金 入院1日 300円 その他 120円	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡, 葬祭料, 障害1～3級 業務上災害に同じ ②継続雇用の場合(平均賃金) 4級 700日 5級 600日 6級 510日 7級 430日 8級 350日 9級 270日 10級 210日 11級 150日 12級 110日 13級 70日 14級 45日 ③休業, 療養給付, 身分保障, 退職金 業務上災害に同じ ④3年経過後の措置 打切り補償として平均賃金の350日分		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
西日本鉄道 (4,292名)  相殺あり	死亡 平均賃金の1,000日分 (最低保障3,000万円) 葬祭料 実費会社負担 ①継続雇用の場合 (基準賃金) 1級 670日 8級 225日 2 595 9 175 3 525 10 135 4 460 11 100 5 395 12 70 6 335 13 45 7 280 14 25 ②退職の場合 1~3級 3,000万円	賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 治療開始後, 5年経過時に傷病補償年金に該当している時, またはその後に傷病補償年金に該当したとき, 打切補償として平均賃金の600日分	法定どおり	身分保障 治療開始後, 5年経過時に傷病補償年金に該当している時またはその後 退職金 規定による
[通勤災害]  相殺あり	①死亡 平均賃金の600日分 (最低保障1,400万円) ②継続雇用の場合 (基準賃金) 1級 335日 2級 298日 3級 263日 4級 230日 5級 198日 6級 168日 7級 140日 8級 113日 9級 88日 10級 68日 11級 50日 12級 35日 13級 23日 14級 13日 ③退職の場合 1~3級1,400万円 ④休業給付, 療養給付 業務上災害に同じ ⑤身分保障 治療開始後3年を経過しても治癒しない場合, 打切給付として平均賃金の360日分 ⑥退職金 規定による		<認定> 監督官庁による	
東京急行電鉄 (3,756名)  相殺あり	死亡 平均賃金の1,000日分 (最低保障3,000万円) 葬祭料 平均賃金の60日分 ①継続雇用の場合 (平均賃金) 1級 1,000日 8級 390日 2 950 9 300 3 850 10 230 4 780 11 170 5 670 12 120 6 570 13 80 7 480 14 50 ②ただし, 1~3級退職の場合 最低保障 3,000万円	補償期間 治療まで 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 5年を経過後, 治癒せず解雇する場合, 打切補償として平均賃金の900日分	実費と法定との差額	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]  相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う。補償期間は5年間, 打切補償は450日分		<認定> 監督官庁による	
阪急電鉄 (3,642名)  相殺あり	死亡 平均賃金の1,000日分 (最低保障2,750万~3,500万円) 葬祭料 平均賃金の40日分 ①継続雇用の場合 (平均賃金) 1級 750日 8級 230日 2 650 9 180 3 550 10 140 4 460 11 100 5 400 12 70 6 340 13 50 7 280 14 30 ②退職の場合 ①の50~100%を別途支給 ※1~3級の最低保障2,750万~3,000万円	賃金補償 平均賃金手取額から法定給付を控除した額 3年経過後 療養開始後5年を経過しても治癒しない場合, 打切補償として平均賃金の600日分	必要経費と法定との差額	身分保障 定年まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害]  相殺あり	①死亡 平均賃金の1,000日分 (最低保障1,930万~2,100万円) ②継続雇用・退職共通 1~3級は業務上災害①に同じ 4~14級は①の2分の1 ただし, 1~3級の最低保障1,930万~2,100万円 ③休業給付 療養開始後3年間, 平均賃金手取額から法定給付を控除した額 ④療養給付 法定どおり ⑤退職金 自己都合扱い		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
京王電鉄 (3,800名)	死亡 平均賃金の1,000日分 (最低保障3,000万円) 葬祭料 平均賃金の60日分 ①継続雇用の場合 (平均賃金) 1~3級 1,000日 7級 480日 11級 170日 4 790 8 390 12 120 5 680 9 300 13 80 6 580 10 230 14 50 ②退職の場合 (万円) 1~3級 3,000 4 2,000 5 1,700	補償期間 5年間 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 就業できなくなり、5年を経過し解雇する場合、打切補償として、平均賃金の700日分(最低保障1,200万円)の措置	法定のほか 会社が 必要と認 めた費用	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 平均賃金の1,000日分 (最低保障3,000万円) ②継続雇用の場合 (平均賃金) 1~3級 1,000日 4級 790日 5級 680日 6級 580日 7級 480日 8級 390日 9級 300日 10級 230日 11級 170日 12級 120日 13級 80日 14級 50日 ③退職の場合 1~3級 平均賃金の1,000日分 (最低保障3,000万円) ④休業給付 3年間は業務上災害に準じ、4年日以降2年間は無給休暇に準じて取り扱う (打切補償は700日分, 最低保障1,000万円)		<認定> 監督官庁による	
日本郵船 (陸1,300名)	死亡 労災法第16条の2該当者 3,300万円 同条の7該当者 2,640万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 (万円) 1~2級 3,300 8~9級 330 3~5 2,475 10~12 165 6~7 1,650 13~14 66	補償期間 3年間 賃金補償 基準内賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおりの措置	法定どおり	身分保障 3年経過 した時点 で検討 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	死亡・休業・障害給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による (マイカー通勤を除く)	
運輸業⑤ (892名)	死亡 労災法の遺族補償年金を受けるとき 3,300万円 同法の遺族補償一時金を受けるとき 2,640万円 葬祭料 月例基準給の1カ月分 継続雇用・退職共通 (万円) 1~2級 3,300 8~9級 330 3~5 2,475 10~12 165 6~7 1,650 13~14 66	補償期間 60カ月 賃金補償 基準賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 引き続き休職扱いの措置	法定どおり	身分保障 休職扱い 満了後は 解雇 退職金 会社都合 扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 業務上災害の90%以内 ②障害 金額は会社が判定 ③休業給付 業務上災害に同じ		<認定> 監督官庁による	

## 通信業

情報通信業① (4,747名)	弔慰金 基本額1,500万円 (扶養・グレード加算あり) 葬祭料 法定どおり 継続雇用の場合 (万円) 1~3級 1,500 7級 600 11級 180 4 960 8 420 12~14 120 5 840 9 300 6 720 10 240 退職の場合 (万円) 1~3級 2,500 7級 1,000 11級 300 4 1,600 8 700 12~14 200 5 1,400 9 500 6 1,200 10 400	-	-	-
[通勤災害] 相殺あり	葬祭料 法定どおり 継続雇用, 退職の場合 業務上災害の6割		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料、障害補償	休業補償、昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
情報通信業② (451名) 相殺なし	死亡 5,000万円 葬祭料 100万円 香典 200万円 ①継続雇用の場合(万円) 1~3級 5,000 9級 1,500 4 4,000 10 1,250 5 3,500 11 865 6 3,000 12 500 7 2,500 13 250 8 2,000 14 175 ②退職の場合 死亡と同じ	補償期間 治療まで 賃金補償 所定の月例賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 3年経過 した時点 まで 退職金 通常の退 職金算出 方式で得 た額+退 職前2年 分の平均 年収相当 額(最低 保障2,50 0万円)
[通勤災害] 相殺なし	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	

## 金融保険業

金融保険業① (16,000名) 相殺あり	死亡 法定外給付日額の1,800日分+控除対象配 偶者350万円+控除対象子女1人350万円(扶養 加算の限度額700万円) 葬祭料 法定外給付日額の60日分 継続雇用・退職共通(法定外給付日額) 1~3級 1,800日 7級 850日 11級 250日 4 1,500 8 650 12 160 5 1,270 9 500 13 110 6 1,050 10 350 14 60	補償期間 3年間 賃金補償 平均賃金と法定との差 額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後 打切補償として、法定 の措置 外給付日額1,200日分 業務に堪えず退職する場合、左表の 障害補償に700万円を加算(最高 4,500万円)	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 協議の上 決定
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	

## 商事サービス業

三菱商事 (6,760名) 相殺あり	死亡 2,600万円 継続雇用・退職共通(万円) 1級 2,144 8級 720 2 1,904 9 560 3 1,680 10 432 4 1,472 11 320 5 1,264 12 224 6 1,072 13 144 7 896 14 80	補償期間 勤続年数により一定期 間 賃金補償 年間給与と法定との差 額 3年経過後 勤続年数に応じて期間 の措置 を延長する 退職の場合、打切補償 として、平均給与の 1,200日分	会社が認め た実費と 法定との 差額	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 規定どお り(事由 区分なし)
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 1,820万円 ②継続雇用・退職共通(万円) 1級 1,500 2級 1,332 3級 1,176 4級 1,030 5級 884 6級 750 7級 627 8級 504 9級 392 10級 302 11級 224 12級 156 13級 100 14級 56 ③休業、療養給付、3年経過後の措置、身分保障、退職金 業務上災害と同じ		<認定> 監督官庁による	
商事サービス① (2,309名) 相殺なし	死亡 17~30万円 葬祭料 弔慰金として350~600万円	賃金補償 3日目まで全額、4日目 以降20%相当 昇給・賞与 昇給は出勤扱い 3年経過後 法定どおり の措置	法定どおり	身分保障 定年まで 退職金 一般社員 と同様
[通勤災害] 相殺なし	①死亡 12~20万円 ②葬祭料 弔慰金として350~600万円 ③身分保障 勤続年数により9カ月から1年6カ月まで ④退職金 一般社員と同様		<認定> 監督官庁による	

会社名 (従業員数)	遺族補償・葬祭料, 障害補償	休業補償, 昇給・賞与 3年経過後の措置	療養補償	身分保障 退職金
ヤナセ (4,237名) 相殺あり	死亡 有扶3,200万円 葬祭料 法定どおり ①継続雇用の場合(万円) 4級 1,350 8級 550 12級 180 5 1,250 9 450 13 130 6 1,000 10 350 14 80 7 900 11 250 ②退職の場合(万円) 1~3級 3,200 5級 1,900 7級 1,350 4 2,100 6 1,500	賃金補償 平均賃金と法定との差額 3年経過後の措置 労働不能で退職の場合は平均賃金の1,200日分	法定どおり	退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 2,000万円 ②継続雇用の場合(万円) 4級 1,000 5級 900 6級 750 7級 650 8級 450 9級 370 10級 290 11級 200 12級 150 13級 100 14級 70 ③退職の場合(万円) 1~3級 2,000 4級 1,500 5級 1,350 6級 1,100 7級 1,000 ④退職金 会社都合扱い		<認定> 監督官庁による	
商事サービス② (3,000名) 相殺あり	死亡 法定給付の50%相当額+有扶920万~1,200万円, 無扶720万~800万円 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 法定給付の50%相当額	賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 打切補償として, 平均賃金の1,800日分	会社が必要と認めた実費と法定との差額	身分保障 原則定年まで 退職金 自己都合の50%増 死亡は定年扱い
[通勤災害] 相殺あり	①死亡 有扶920万~1,200万円 無扶720万~800万円 ②障害, 休業, 療養, 身分保障, 退職金 業務上災害と同じ		<認定> 監督官庁による	
商事サービス③ (1,200名) 相殺あり	死亡 平均賃金の1,000日分(最低保障1,500万円) 葬祭料 平均賃金の30日分 継続雇用・退職共通(平均賃金) 1級 1,200日 5級 670日 9級 190日 13級 50日 2 1,100 6 550 10 150 14 30 3 1,000 7 450 11 110 4 800 8 250 12 80	補償期間 打切補償実施まで(3年経過後) 賃金補償 平均賃金と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い 3年経過後の措置 打切補償として, 平均賃金の1,000日分(最低保障1,500万円)	法定どおり	身分保障 打切補償 実施まで 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺あり	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	
ビー・エム・ダ ブリュー (290名) 相殺なし	死亡 下記①+② 7,000万円限度 ①…基礎給×30+600万円 5,000万円限度 ②…基礎給×30+600万円 2,000万円限度 ※基礎給…標準年俸×4.8% 葬祭料 法定どおり 継続雇用・退職共通 障害1級は死亡と同じ 2~3級 上記②の100% 9~10級 同30% 4~5 〃 8011~12 15 6~7 〃 6013~14 7 8 40	補償期間 3年間 賃金補償 賃金全額と法定との差額 昇給・賞与 出勤扱い	法定どおり	身分保障 原則定年まで 打切補償後は解雇 退職金 会社都合扱い
[通勤災害] 相殺なし	業務上災害と同様に取り扱う		<認定> 監督官庁による	

# 本年4月から新使用料適用

— 引き上げ終了70m<sup>2</sup>・経年15年で月額8万2,600円に —

2014年に10年ぶりに改定された国家公務員宿舎の使用料は、16年の激変緩和措置としての引き上げを経て本年4月に最終改定された。あらましをみることにする。

## 使用料の算定方法

### (m<sup>2</sup>単価－年数控除) × 面積が基本

宿舎使用料の算定方法は図表1のとおり、(1m<sup>2</sup>当たり基準使用料－年数による控除額) × 面積が基本になっている。面積は規模が著しく大きい場合、公用部分がある場合は調整される。このほか、施設にエレベーターがあればその運行料金、駐車場があればその料金が加算される。

基準使用料のm<sup>2</sup>単価は、1級地からその他の地域までの5段階の宿舎所在地域別とbからeまでの4段階の規格別に設けられている。

年数による控除額のm<sup>2</sup>単価は、当該宿舎の構造別、宿舎所在地域別に築後年数に応じて5年刻みで設けられている。

### 宿舎の規格は職務などで区分

貸与される宿舎の規格は、職務級などにより、b～eに区分されている。独身者は1室貸与、職務級5級以下で扶養同居者が3人以上いる場合にはそれぞれ1ランク上の規格を貸与することができるとしている。

仮に宿舎を貸与されることになった職員が職務級6～8級であれば、宿舎規格は70～80m<sup>2</sup>未満のd規格以下になる。

図表1

国家公務員宿舎の使用料算定方法

(18年4月)

$$\text{基準使用料} = [ (1\text{m}^2\text{当たり基準使用料の額 (図表7)} - \text{年数による控除額 (図表12)}) \times \text{施設の差異による調整率 (注1)} + \text{昇降機附設による加算額} \times \frac{1}{1 + \text{消費税率}} \text{ (注2)} + \text{土地面積が著しく大きいことによる加算額 (注3)} \pm \text{特別の事情による調整額} + \text{消費税等加算額} ] \times \text{面積 (注4)} + (1\text{m}^2\text{当たり駐車場使用料 (図表15)} \times 12.5\text{m}^2$$

注1 施設の差異による調整率

宿舎が、①応急仮設のもの、②居住用以外の目的で建設された施設のうち模様替え等によるもの、各戸専用の設備のうち、③給水設備なし、④入浴設備なし、⑤専用便所なし、⑥ガス設備なしは90/100、ただし、2項目以上に該当するものは、1項目につき10/100を100/100より控除する(70/100を下回るときは70/100とする)

注2 昇降機附設による加算額

加算額 = (保守経費 + 運行に要した電気料) ÷ 総専用面積

△保守経費 = フルメンテナンスの場合・・・月額契約料 × 50/100

パーツ・オイル・アンド・グリースの場合・・・月額契約料 × 100/100

△運行に要した電気料 = 月額の基本料金 + 1月平均の電力使用料金

注3 土地面積が著しく大きいことによる加算額 (土地面積が延べ面積の3倍を超える場合)

加算額 =  $\frac{\text{下記施行規則第18条の表の金額} \times [\text{土地の専用面積} - (\text{延べ面積} \times 3)]}{\text{調整済み延べ面積}}$

施行規則第18条の表の金額

1m <sup>2</sup> 当たり評価額	1万円未満	4円
	1万円以上	7円
	2万円以上	10円
	4万円以上	13円
	8万円以上	16円

注4 面積

面積 = 延べ面積 - 公用部分の面積 - 延べ面積が著しく大きいことによる控除面積 ± 特別な事情による調整面積

△延べ面積が著しく大きいことによる控除面積 = (延べ面積 - 公用部分の面積 - 100m<sup>2</sup>) × 50/100

△特別な事情による調整面積 = 施行規則第19条 (各省庁の長は、特別な事情がある場合においては有料宿舎の使用料の額に調整を加えることができる)

## 1戸当たり月額使用料の試算

### 宿舍使用料は8万2,600円

宿舍使用料と他の家賃・使用料を、東京都区部所在、床面積70m<sup>2</sup>換算で比較すると、図表2のようになった。

宿舍使用料は、構造を鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリートとした。使用料は、基準使用料1,305円－年数15年の控除額125円＝1,180円×70m<sup>2</sup>＝8万2,600円になる。

### 宿舍使用料と他の家賃・使用料との比較

これを民間新規供給マンション家賃19万6,000円に比べると42%の水準になる。民間借家家賃18万1,618円に比べると45%の水準になる。宿舍使用料は、民間賃貸住宅家賃の半額をやや下回る水準だった。

公営住宅の家賃3万6,845円と比べると宿舍使用料は2.2倍だった。

民間企業の社宅使用料との比較では、宿舍使用料は2.6～2.9倍だった。

宿舍使用料は大幅増になった。

### 70m<sup>2</sup>宿舍使用料は04～18年で1.57倍に

宿舍使用料月額を1級地、70m<sup>2</sup>で床面積別に見ると、04年から18年までの推移は図表3のようになった。

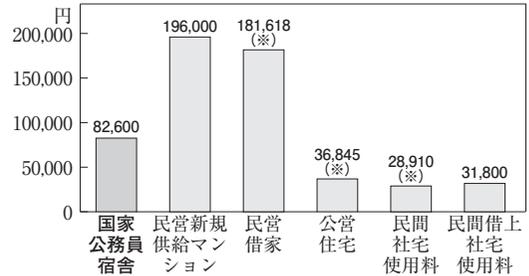
70m<sup>2</sup>の宿舍使用料は、04年が5万2,500円、18年が8万2,600円となり1.57倍になった。

その他の床面積別の同期間の使用料倍率は、60m<sup>2</sup>が1.65倍、80m<sup>2</sup>が1.73倍、100m<sup>2</sup>が1.76倍だった。14年間で、宿舍使用料は1.6～1.7倍に引き上げられたことになる。

こうした引き上げによって国家公務員宿舍に対する歳入は18年には500億円となり、歳入と歳出がほぼ均衡することになったとされている。

また、国家公務員宿舍は、戸数の削減を進めることにしており、16年度末までには11年12月時点より5.6万戸減の16.3万戸になるとした。ただし、16年9月の財務省資料によると、全国の宿舍戸数は16.4万戸で、当初計画の5.6万戸削減が5.4万戸削減となり、削減目標戸数の97.2%がほぼ達成されたとしている。

図表2 国家公務員宿舍の使用料と他の家賃・使用料の比較 (18年、都区部、70m<sup>2</sup>、1戸当たり月額)



注 本誌試算、国家公務員宿舍は鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート、年数15年、民間新規供給マンションは本誌既刊No.2251・12頁・図表1-9 (本誌調べ)、民間借家、公営住宅は本誌既刊No.2251・29頁・図表6-2 (総務省調べ)、民間社宅使用料は本誌既刊No.2239・8頁・表1 (本誌調べ)、民間借上社宅使用料は本誌既刊No.2244・7頁・図表6・4人家族 (本誌調べ) による。\*は17年平均

図表3 宿舍使用料の推移 (鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造) (各年4月、1戸当たり、円)

区分	床面積			
	60m <sup>2</sup>	70m <sup>2</sup>	80m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
2004年	27,780	52,500	65,280	92,900
14	33,840	62,510	81,120	116,600
16	39,900	72,590	96,960	140,200
18	45,960	82,600	112,800	163,900

注 本誌試算、基準使用料(図表7)－年数15年控除額(図表12)×床面積、04年は東京特別区、14年以降は1級地

図表4 床面積70m<sup>2</sup>の宿舍使用料 (鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造) (18年4月、円)

区分	年数				
	新築	15年	20年	25年	30年
1級地	91,350	82,600	79,730	76,860	73,990
2級地	56,630	47,880	45,010	42,140	39,270
3級地	46,970	38,220	35,350	32,480	29,610
4級地	43,540	34,790	31,920	29,050	26,180
その他の地域	41,160	29,470	26,110	23,450	21,350

注 本誌試算、標準使用料(図表7)－年数控除額(図表12)×床面積(70m<sup>2</sup>)、駐車場料金、消費税、エレベータ料金を除く

### 1級地新築に比べ年数30年は81.0%

70m<sup>2</sup>宿舍の使用料を年数別、地域区分別に見ると図表4のようになった。1級地の新築使用料9万1,350円を基準にすると年数30年の使用料7万3,990円は81.0%になる。

宿舍使用料は年数を経るほど低額になる。地域別に新築宿舍使用料に対する年数30年の宿舍使用料を計算すると、2級地69.3%、3級地63.0%、4級地60.1%、その他の地域51.9%となり、年数によ

る減額幅の度合いは所在地が地方になるほど大きくなる。

## 貸与基準、所在地の区分

### 貸与基準は職務級などで区分

宿舍の貸与基準は図表5のとおり、職務級などによる区分では4段階、宿舍規格による区分では5段階に分かれている。面積は段階ごとに決められ

図表5 宿舍の貸与基準 (18年4月)

職務級など	宿舍規格	面積	俸給月額(約万円)
指定職 10級 9級	e以下	80m <sup>2</sup> 以上	— 52.1~55.9 45.8~52.7
8級 7級 6級	d以下	70~80m <sup>2</sup>	40.8~46.8 36.2~44.5 31.9~41.0
5級 4級 3級	c以下	55~70m <sup>2</sup>	28.8~39.3 26.2~38.1 22.9~35.0
2級以下	b以下 a	25~55m <sup>2</sup> 25m <sup>2</sup> 未満	19.3以下~30.4以下

注 指定職は事務次官、外局の長など、独身者には原則として1室貸与、扶養同居者3人以上には5~3級の場合はd以下の規格を、2級以下の場合はc以下の規格を貸与できる、寒冷地手当の対象地域は7m<sup>2</sup>を加算、構造は共通

図表6 宿舍の所在地の区分 (18年4月、市)

1級地	東京都の特別区
2級地	さいたま、千葉、八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、町田、小金井、国分寺、国立、狛江、多摩、稲城、西東京、横浜、川崎、横須賀、鎌倉、葉山町、名古屋、京都、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、吹田、泉大津、高槻、貝塚、守口、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川、和泉、箕面、高石、東大阪、神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、福岡
3級地	札幌、仙台、つくば、川越、川口、所沢、狭山、草加、越谷、戸田、朝霞、志木、和光、市川、船橋、松戸、習志野、柏、八千代、浦安、四街道、青梅、昭島、小平、日野、東村山、福生、清瀬、武蔵村山、あきる野、相模原、平塚、藤沢、小田原、茅ヶ崎、三浦、厚木、大和、海老名、静岡、岡崎、大津、宇治、向日、柏原、羽曳野、門真、姫路、奈良、大和郡山、生駒、和歌山、岡山、広島、北九州、長崎
4級地	旭川、青森、盛岡、秋田、山形、福島、郡山、いわき、水戸、宇都宮、前橋、高崎、新潟、富山、金沢、福井、甲府、長野、岐阜、浜松、豊橋、一宮、春日井、豊田、津、四日市、鳥取、松江、倉敷、福山、山口、徳島、高松、松山、高知、久留米、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
その他の地域	1級地から4級地まで以外の地域

ている。職務級に対応する俸給月額(参考)は図表5左欄のとおり。

### 所在地は5段階

宿舍の所在地区分は図表6のとおり、東京都特別区を1級地として、5段階まである。基準使用料も所在地区分で異なる。

## 基準使用料

### 1級地70~80m<sup>2</sup>未満は1,305円に

18年4月からの1m<sup>2</sup>当たりの宿舍の基準使用料は図表7のようになった。

基準使用料は、所在地別では1級地が最も高く、面積別では面積の広いほど高額になる。構造は共通で、木造も鉄筋も変わらない。

70~80m<sup>2</sup>を例にとると、1級地は1,305円だが、その他の地域は588円で45.1%に下がる。

### 14年間のアップ率は70~80m<sup>2</sup>未満で39.7%

1級地の宿舍の基準使用料の推移をみると図表8のようになる。

04年と18年の基準使用料を比べると、70~80m<sup>2</sup>未満で934円が1,305円になり、14年間で39.7%ア

図表7 宿舍の基準使用料

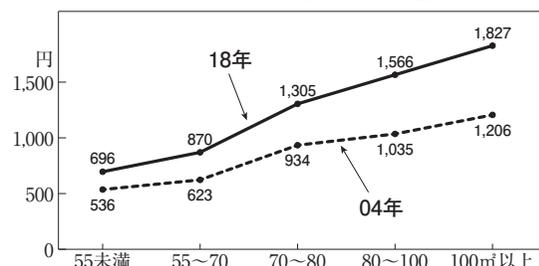
(18年4月、1m<sup>2</sup>当たり、円)

区分	所在地区分					
	1級地	2級地	3級地	4級地	その他地域	
55m <sup>2</sup> 未満	b	696	498	447	414	392
55~70m <sup>2</sup>	c	870	622	559	518	490
70~80m <sup>2</sup>	d	1,305	809	671	622	588
80~100m <sup>2</sup>	e	1,566	995	839	777	735
100m <sup>2</sup> 以上	e	1,827	1,213	1,006	932	882

注 構造は共通

図表8 宿舍の基準使用料の推移

(各年4月、1級地、1m<sup>2</sup>当たり)



注 04年は東京特別区、構造は共通

アップしたことになる。

### 地域別の基準使用料の推移

地域別、面積別の宿舍の基準使用料の推移をみると図表9のようになった。

このうち、1級地の面積別基準使用料の推移は前掲図表8のとおり、70～80㎡未満では04年から18年の14年間で39.7%アップしたが、他の級地での70～80㎡未満について同期間中のアップ率をみると、2級地30.3%、3級地28.3%、4級地22.4%、その他の地域15.7%だった。都市規模が小さいほどアップ率も低かった。

最もアップ率が高い1級地のアップ率を改定年別にみると、04年→14年13.3%、14年→16年11.6%、16年→18年10.5%になった。

なお、この間の総務省「消費者物価指数」によると、東京都区部の民営賃貸住宅家賃指数は、04年=100として14年97.2、16年96.6、18年5月96.1と低下している。

また、同省の「小売物価統計調査」でも、東京都区部の民営借家家賃は04年の9,286円（3.3㎡当たり）=100とした指数で、14年93.7、16年92.8、

図表9 宿舍の基準使用料の推移

(各年4月、1㎡当たり、円)

地域	面積	2004年	14年	16年	18年
1級地 (特別区)	55㎡未満	536	589	643	696
	55～70㎡	623	705	788	870
	70～80㎡	934	1,058	1,181	1,305
	80～100㎡	1,035	1,212	1,389	1,566
	100㎡以上	1,206	1,413	1,620	1,827
2級地 (甲地)	55㎡未満	398	431	465	498
	55～70㎡	483	529	576	622
	70～80㎡	621	684	746	809
	80～100㎡	720	812	903	995
	100㎡以上	885	994	1,104	1,213
3級地 (乙地)	55㎡未満	346	380	413	447
	55～70㎡	430	473	516	559
	70～80㎡	523	572	622	671
	80～100㎡	621	694	766	839
	100㎡以上	785	859	932	1,006
4級地 (その他の地域)	55㎡未満	330	358	386	414
	55～70㎡	414	449	483	518
	70～80㎡	508	546	584	622
	80～100㎡	605	662	720	777
	100㎡以上	769	823	878	932
その他地域	55㎡未満		351	371	392
	55～70㎡	同上	439	465	490
	70～80㎡		535	561	588
	80～100㎡		648	692	735
	100㎡以上		807	844	882

注 カッコ内は04年4月の地域名称、構造は共通

18年6月92.1となっている。

両調査とも家賃指数は下がっている。

### 70～80㎡未満の級地別基準使用料の推移

このように、民営借家家賃が低下している中で、宿舍の使用料が大幅にアップしているのは、先にみたように、宿舍に関する歳入と歳出のバランスを取るための政策的な対応による。

民間企業でも社宅使用料は非入居者との間の経済的利益の調整を目的に引き上げられており、本誌調べでは、04年=100とした指数で、14年121.5、16年128.0、17年129.2に引き上げられている。宿舍の使用料の04年から18年のアップ率39.7%には及ばないが、民間企業でも社宅使用料は着実に引き上げられている。

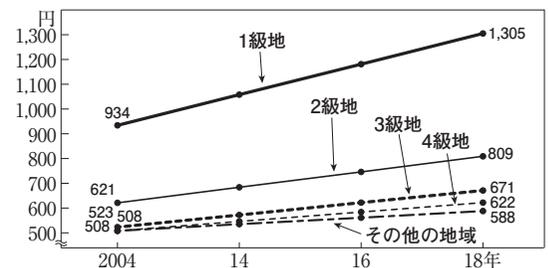
宿舍使用料の推移を70～80㎡未満について級地別にみると図表10のようになった。

3級地からその他の地域までの引き上げ幅に比べ、2級地、1級地、なかでも1級地の引き上げ幅が大きくなっている。

このことは図表11の基準使用料の地域差の推移によっても確認できる。70～80㎡未満のその他の地域の基準使用料=100とした指数は1級地では

図表10 宿舍の基準使用料の推移 (70～80㎡未満)

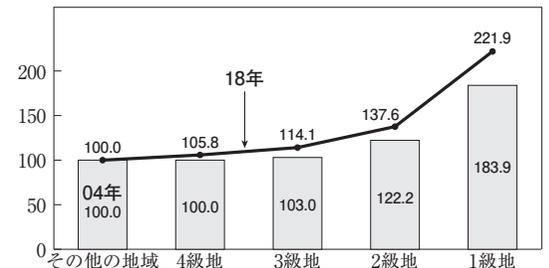
(各年4月、1㎡当たり)



注 構造は共通

図表11 宿舍の基準使用料の地域差 (70～80㎡未満)

(04年4月→18年4月、その他地区=100)



注 構造は共通

04年には183.9だったが、18年には221.9に拡大した。

## 基準使用料からの控除額

### 5年刻みで控除額を設定

宿舍の基準使用料は、築後年数に応じて5年ごとに变化する。年数が経過するほど基準使用料からの控除額は大きくなる。

図表12でみると、1級地の70～80m<sup>2</sup>未満の宿舍では、基準使用料は年数15年で125円安くなり、30年では248円、50年では371円安くなる。

控除額は、地域別、面積別に設定されている。

図表12は、鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリートの場合の控除額だが、このほか、木造、組積造の控除額も詳細に設定されているが割愛し

図表12 宿舍の基準使用料からの年数控除額（鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造）  
(18年、1m<sup>2</sup>当たり、円)

地域	年数	55m <sup>2</sup> 未満	55～70m <sup>2</sup>	70～80m <sup>2</sup>	80～100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup> 以上
1級地	15年	83	104	125	156	188
	20年	111	139	166	208	249
	25年	138	173	207	259	311
	30年	166	207	248	310	372
	35年	193	241	289	362	434
	40年	220	275	330	413	496
2級地	15年	83	104	125	156	188
	20年	111	139	166	208	249
	25年	138	173	207	259	311
	30年	166	207	248	310	372
	35年	193	241	289	362	434
	40年	220	275	330	413	496
3級地	15年	83	104	125	156	188
	20年	111	139	166	208	249
	25年	138	173	207	259	311
	30年	166	207	248	310	372
	35年	193	241	289	362	434
	40年	220	275	330	413	496
4級地	15年	83	104	125	156	188
	20年	111	139	166	208	249
	25年	138	173	207	259	311
	30年	166	207	248	310	372
	35年	193	241	289	362	434
	40年	220	275	330	413	496
その他の地域	5年	34	39	28	67	32
	10年	90	107	106	161	151
	15年	134	160	167	234	243
	20年	168	203	215	291	316
	25年	194	236	253	335	372
	30年	216	262	283	370	416
その他	5年	34	39	28	67	32
	10年	90	107	106	161	151
	15年	134	160	167	234	243
	20年	168	203	215	291	316
	25年	194	236	253	335	372
	30年	216	262	283	370	416
その他	35年	231	281	306	397	451
	40年	244	297	330	420	496
	45年	252	309	371	464	557
	50年	290	354	390	496	576

注 寒冷地手当の対象地域は7m<sup>2</sup>を減算、木造、組積造は略

た。また、単身赴任者向けの控除額も設定されている。図表13のとおり、控除額は図表12よりはる

図表13 単身赴任宿舍の基準使用料からの年数控除額（鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造）  
(18年、1m<sup>2</sup>当たり、円)

地域	年数	55m <sup>2</sup> 未満	55～70m <sup>2</sup> 未満	70～80m <sup>2</sup> 未満	80～100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上
1級地	新築	160	247	371	531	621
	5年	214	314	448	622	736
	10年	257	366	508	694	827
	15年	291	407	555	750	898
	20年	317	440	592	794	954
	25年	337	465	621	828	997
	30年	354	485	644	855	1,031
	35年	366	500	662	876	1,058
	40年	376	512	676	893	1,079
	45年	382	519	684	902	1,091
	50年	411	556	726	952	1,154
2級地	新築	100	139	188	275	328
	5年	154	206	265	366	443
	10年	197	258	325	438	534
	15年	231	299	372	494	605
	20年	257	332	409	538	661
	25年	277	357	438	572	704
	30年	294	377	461	599	738
	35年	306	392	479	620	765
	40年	316	404	493	637	786
	45年	322	411	501	646	798
	50年	351	448	543	696	861
3級地	新築	101	129	148	218	221
	5年	155	196	225	309	336
	10年	198	248	285	381	427
	15年	232	289	332	437	498
	20年	258	322	369	481	554
	25年	278	347	398	515	597
	30年	295	367	421	542	631
	35年	307	382	439	563	658
	40年	317	394	453	580	679
	45年	323	401	461	589	691
	50年	352	438	503	639	754
4級地	新築	84	104	114	172	163
	5年	138	171	191	263	278
	10年	181	223	251	335	369
	15年	215	264	298	391	440
	20年	241	297	335	435	496
	25年	261	322	364	469	539
	30年	278	342	387	496	573
	35年	290	357	405	517	600
	40年	300	369	419	534	621
	45年	306	376	427	543	633
	50年	335	413	469	593	696
その他の地域	新築	62	76	80	130	113
	5年	116	143	157	221	228
	10年	159	195	217	293	319
	15年	193	236	264	349	390
	20年	219	269	301	393	446
	25年	239	294	330	427	489
	30年	256	314	353	454	523
	35年	268	329	371	475	550
	40年	278	341	385	492	571
	45年	284	348	393	501	583
	50年	313	385	435	551	646

注 木造、組積造は略

かに大きい。

具体的な計算方法は、年数15年の1級地の70～80m<sup>2</sup>の宿舎の基準使用料1,305円—15年の控除額125円＝1,180円、仮に面積を70m<sup>2</sup>とすれば使用料は1,180円×70m<sup>2</sup>＝8万2,600円になる。

なお、鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリートの場合は、築後14年までは控除額が設定されておらず、新築と同じ扱いになる。

### 築後50年は新築の71.6%

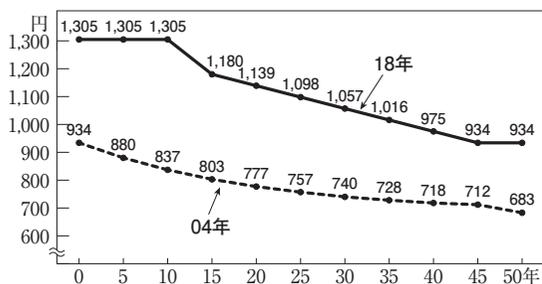
図表14は1級地の70m<sup>2</sup>宿舎の築年数別使用料をみたものだが、新築（年数0年）に比べ、50年の使用料は、04年で73.1%の683円に、18年の使用料は71.6%の934円に下がる。

築50年の宿舎の使用料単価を2級地以下、面積70～80m<sup>2</sup>未満についてみると、次のようになる。2級地以外は新築の50%を下回った。

2級地	新築809円、築50年438円
3級地	新築671円、築50年300円
4級地	新築622円、築50年251円
その他の地域	新築588円、築50年198円

図表14 築年数別宿舎の使用料（鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造）

（各年4月、70m<sup>2</sup>、1級地、1㎡当たり）



注 本誌試算、基準使用料（図表7）－年数調整額（図表12、04年は調整額表略）、04年は東京特別区

図表15 1m<sup>2</sup>当たりの宿舎駐車場基準使用料（18年4月、1m<sup>2</sup>当たり、円）

駐車場の区分	地域区分					
	1級地	2級地	3級地	4級地	その他地域	
①自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	1,234	526	399	316	262	
②地下に設置するものまたは居住用建物の一部に設置するもの（地下駐車場等）	2,050	1,342	1,215	1,132	1,078	
③専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの（地下駐車場等を除く）	1,394	685	558	475	421	
③の基準使用料の減算・加算	屋内設置	160加算	88加算	72加算	61加算	54加算
	屋外設置	180控除	88控除	72控除	61控除	54控除

注 構造は共通

図表16 1車輛当たりの宿舎駐車場使用料（18年4月、円）

駐車場の区分	地域区分					
	1級地	2級地	3級地	4級地	その他地域	
①自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	15,425	6,575	4,987	3,950	3,275	
②地下に設置するものまたは居住用建物の一部に設置するもの（地下駐車場等）	25,625	16,775	15,187	14,150	13,475	
③専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの（地下駐車場等を除く）	17,425	8,562	6,975	5,937	5,262	
③の基準使用料の減算・加算後	屋内設置	19,675	9,662	7,875	6,700	5,937
	屋外設置	15,175	7,462	6,075	5,175	4,587

注 駐車場使用料（図表14）×12.5m<sup>2</sup>で試算

## 駐車場の基準使用料

### 屋内設置は1級地で1,554円

宿舎入居者のうち駐車場利用者は図表15の駐車場基準使用料を負担する。屋内設置の基準使用料は、1級地で1,554円（③+加算）とされている。

### 1台当たりの使用料は12.5m<sup>2</sup>で計算

駐車場利用者は基準使用料×1台当たり12.5m<sup>2</sup>で計算した使用料を負担することになる。

計算すると図表16のとおり、屋内設置で、1級地は1万9,675円、その他の地域では5,937円の負担になる。

図表17は、駐車場の基準使用料の推移をみたもので、1級地の屋内設置の場合、04年の548円（496円+52円）が、14年には890円（795円+95円）に、18年には1,557円（1,394円+160円）となり、この間に2.9倍になった。

図表17

## 宿舎駐車場基準使用料の推移

(各年4月, 1m<sup>2</sup>当たり, 円)

地域	駐車場の区分	2004年	14年	16年	18年	
1級地 (特別区)	①自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	400	678	956	1,234	
	②地下に設置するものまたは居住用建物の一部に設置するもの(地下駐車場等)	1,282	1,538	1,794	2,050	
	③専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く)	496	795	1,095	1,394	
	③の基準使用料の減算・加算	屋内設置	52加算	95加算	137加算	160加算
		屋外設置	53控除	95控除	138控除	180控除
2級地 (甲地)	①自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	262	350	438	526	
	②地下に設置するものまたは居住用建物の一部に設置するもの(地下駐車場等)	1,144	1,210	1,276	1,342	
	③専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く)	358	467	576	685	
	③の基準使用料の減算・加算	屋内設置	46加算	60加算	74加算	88加算
		屋外設置	47控除	61控除	74控除	88控除
3級地 (乙地)	①自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	210	273	336	399	
	②地下に設置するものまたは居住用建物の一部に設置するもの(地下駐車場等)	1,092	1,133	1,174	1,215	
	③専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く)	305	390	474	558	
	③の基準使用料の減算・加算	屋内設置	44加算	53加算	62加算	72加算
		屋外設置	44控除	54控除	63控除	72控除
4級地 (その他の地域)	①自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	193	234	275	316	
	②地下に設置するものまたは居住用建物の一部に設置するもの(地下駐車場等)	1,075	1,094	1,113	1,132	
	③専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く)	288	350	413	475	
	③の基準使用料の減算・加算	屋内設置	43加算	49加算	55加算	61加算
		屋外設置	44控除	49控除	56控除	61控除
その他の地域	①自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	同上	216	239	262	
	②地下に設置するものまたは居住用建物の一部に設置するもの(地下駐車場等)		1,076	1,077	1,078	
	③専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く)		332	377	421	
	③の基準使用料の減算・加算		屋内設置	47加算	50加算	54加算
			屋外設置	47控除	51控除	54控除

注 地域欄のカッコは04年の地域名称

# 消費者物価指数

(全国 6月分)

(15年=100) (資料出所 総務省統計局)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
月別指数	2017年平均	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3	100.9	
	2017年 6月	100.2	102.0	99.7	96.1	99.0	103.0	101.2	98.3	102.2	100.9	100.8	
	7	100.1	101.7	99.7	96.1	98.7	100.1	101.3	98.5	102.2	100.9	100.9	
	8	100.3	102.0	99.7	96.0	98.4	99.2	103.0	98.2	102.2	102.6	101.1	
	9	100.5	102.9	99.7	96.2	98.1	103.6	103.0	97.8	102.3	101.3	101.0	
	10	100.6	102.2	99.7	96.4	99.1	104.1	102.8	98.4	102.3	101.9	101.1	
	11	100.9	103.2	99.7	96.4	99.1	104.4	102.7	98.9	102.3	101.8	101.2	
	12	101.2	104.3	99.6	96.5	98.8	103.2	102.6	99.2	102.3	101.8	101.2	
	2018年 1月	101.3	105.9	99.6	96.6	98.9	99.4	102.4	99.1	102.3	100.7	101.2	
	2	101.3	105.3	99.6	97.0	98.5	99.8	102.6	99.4	102.3	101.5	101.1	
	3	101.0	103.8	99.6	97.3	97.5	101.4	102.5	99.5	102.3	101.5	101.2	
	4	100.9	102.8	99.6	97.8	98.1	103.5	103.0	99.3	102.8	101.7	101.2	
	5	101.0	102.8	99.6	98.7	97.9	103.5	103.2	99.6	102.8	101.8	101.3	
	6	100.9	102.4	99.6	99.3	99.3	98.0	103.0	103.3	99.6	102.8	101.7	
	対前年同月比上年昇率(%)	2017年 6月	0.4	0.8	-0.2	3.5	-0.8	0.2	0.0	-0.1	0.4	-0.1	-0.1
		7	0.4	0.6	-0.2	4.3	-0.4	0.0	0.1	0.1	0.4	0.0	0.1
		8	0.7	0.9	-0.2	5.2	-0.2	0.6	1.8	-0.4	0.4	0.4	0.3
9		0.7	1.0	-0.2	6.0	-0.2	-0.3	1.8	0.0	0.4	0.2	0.1	
10		0.2	-1.3	-0.1	6.2	-0.3	-0.1	1.6	0.6	0.4	-0.1	0.2	
11		0.6	-0.1	-0.1	5.9	-0.5	-0.3	1.6	0.8	0.4	0.3	0.5	
12		1.0	1.8	-0.1	5.2	-0.9	-0.3	1.6	0.8	0.4	0.4	0.7	
2018年 1月		1.4	3.2	-0.1	4.6	-1.2	0.5	1.6	0.7	0.4	0.5	0.5	
2		1.5	3.0	-0.1	4.3	-1.7	0.3	1.8	1.5	0.4	1.3	0.6	
3		1.1	1.9	-0.2	4.0	-1.4	0.0	1.7	1.7	0.3	0.5	0.5	
4		0.6	0.7	-0.2	3.6	-1.5	0.1	1.9	1.1	0.3	0.2	0.1	
5		0.7	0.8	-0.1	3.1	-1.5	0.1	1.9	1.3	0.3	0.0	0.3	
6		0.7	0.4	-0.1	3.3	-1.0	0.0	2.0	1.4	0.5	0.8	0.4	

(東京都区部 7月分)

(15年=100)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
月別指数	2017年平均	100.0	101.9	99.3	91.1	99.9	101.2	101.6	98.3	101.2	102.0	100.6	
	2017年 7月	99.7	101.2	99.2	92.1	100.0	98.5	101.0	99.0	101.1	101.3	100.3	
	8	100.1	101.4	99.2	92.4	99.6	98.7	102.8	98.8	101.1	103.6	100.6	
	9	100.1	102.1	99.2	92.6	99.8	102.4	102.9	98.0	101.1	101.8	100.4	
	10	100.2	101.3	99.3	92.7	101.2	103.1	102.8	98.5	101.1	102.8	100.7	
	11	100.6	102.7	99.3	92.4	101.0	103.6	102.6	98.7	101.1	102.6	101.0	
	12	100.9	104.0	99.2	92.3	101.1	102.4	102.7	98.9	101.1	102.9	100.8	
	2018年 1月	100.8	105.6	99.2	92.2	100.4	98.1	102.7	98.7	101.1	101.0	100.7	
	2	100.8	104.9	99.2	92.3	100.1	99.0	102.6	98.7	101.1	102.2	100.9	
	3	100.5	103.2	99.2	92.7	98.7	101.3	102.6	99.1	101.0	102.2	101.0	
	4	100.5	102.0	99.2	93.4	99.0	102.7	103.2	98.7	101.9	102.9	101.2	
	5	100.5	102.0	99.2	94.4	98.3	102.6	103.2	98.9	101.9	103.0	101.0	
	6	100.5	102.0	99.2	94.9	99.6	102.1	103.4	98.6	101.9	102.9	100.9	
	7	100.6	102.6	99.4	95.0	99.4	99.6	103.4	99.2	101.9	102.3	100.7	
	対前年同月比上年昇率(%)	2017年 7月	0.2	0.5	-0.4	3.6	1.2	-0.6	-0.3	-0.4	0.1	0.1	-0.5
		8	0.5	0.7	-0.4	5.5	0.7	0.8	1.7	-1.0	0.1	0.7	-0.4
		9	0.5	0.5	-0.3	6.9	0.7	-0.3	1.8	-0.5	0.1	0.5	-0.8
10		-0.1	-2.1	-0.2	7.1	0.8	-0.1	1.7	0.1	0.1	-0.1	-0.5	
11		0.3	-0.6	-0.2	6.5	0.1	-0.4	1.6	0.3	0.1	0.5	0.4	
12		1.0	1.8	-0.2	5.8	1.3	0.5	1.9	0.3	0.1	0.6	0.4	
2018年 1月		1.3	3.2	-0.2	5.2	0.9	1.1	2.0	0.4	0.1	0.7	0.1	
2		1.4	3.1	-0.2	4.6	1.2	-0.8	2.1	1.0	0.1	1.9	0.5	
3		1.0	1.8	-0.2	4.1	0.3	-0.1	2.1	1.6	0.0	0.9	0.4	
4		0.5	0.3	-0.1	3.7	0.0	0.2	2.3	0.7	0.2	0.4	0.3	
5		0.4	0.3	-0.1	3.2	-1.8	0.3	2.1	0.6	0.2	0.2	0.2	
6		0.6	0.4	0.0	3.2	-0.3	0.0	2.3	0.3	0.8	1.5	0.7	
7		0.9	1.4	0.3	3.2	-0.6	1.1	2.4	0.2	0.8	0.9	0.5	

消費者物価指数(中分類)

全国(6月分)

(15年=100)

費目	2016年平均	17年平均	2017年			18年		
			6月	5月	6月	前月比(%)	前年同月比(%)	
総	99.9	100.4	100.2	101.0	100.9	-0.1	0.7	
食	101.7	102.4	102.0	102.8	102.4	-0.4	0.4	
穀類	101.7	103.2	102.9	104.6	104.6	0.0	1.6	
魚介類	101.8	107.1	105.7	109.5	109.0	-0.4	3.2	
生鮮魚介類	101.9	108.5	106.0	109.5	108.8	-0.6	2.7	
肉類	101.6	103.0	102.7	103.0	102.7	-0.3	0.1	
乳卵類	100.3	99.7	99.7	102.8	102.5	-0.2	2.9	
野菜・海藻類	103.7	101.7	97.8	97.7	96.7	-1.1	-1.1	
生鮮野菜	105.0	100.8	94.9	92.7	91.1	-1.8	-4.0	
果物	106.8	105.8	106.9	111.0	105.8	-4.7	-1.1	
生鮮果物	107.0	105.9	107.0	111.3	105.6	-5.1	-1.3	
油脂・調味料	100.7	101.0	100.6	100.9	100.8	-0.1	0.2	
菓子類	102.5	103.1	102.9	102.3	102.2	-0.1	-0.7	
調理食品	101.4	101.7	101.7	102.2	102.0	-0.1	0.3	
飲料	100.3	100.6	100.8	100.4	100.4	0.0	-0.4	
酒	99.6	102.7	105.2	103.4	103.0	-0.3	-2.1	
外食	100.8	101.1	101.1	101.9	102.0	0.1	0.9	
住居	99.9	99.7	99.7	99.6	99.6	0.0	-0.1	
家賃	99.7	99.4	99.4	99.3	99.2	0.0	-0.2	
設備・修繕・維持	101.0	101.5	101.4	101.8	101.8	0.0	0.4	
水道	92.7	95.2	96.1	98.7	99.3	0.5	3.3	
電気	92.1	95.0	96.8	99.4	99.8	0.4	3.1	
ガス	90.4	90.2	90.6	92.5	92.9	0.4	2.5	
他の光熱料	77.7	96.3	94.6	109.4	114.0	4.2	20.5	
上下水道	100.4	100.9	100.8	101.5	101.5	0.0	0.7	
家具・家事用品	99.6	99.1	99.0	97.9	98.0	0.1	-1.0	
家庭用耐用品	96.5	96.1	96.3	93.3	93.5	0.3	-2.9	
室内装備	96.0	92.9	92.1	90.9	90.2	-0.8	-2.1	
寝具	101.4	102.0	101.9	101.7	101.5	-0.2	-0.4	
家事雑貨	104.7	106.1	106.3	106.1	106.1	0.0	-0.2	
家事用品	99.7	97.9	97.4	97.3	97.6	0.3	0.2	
家事用品	100.0	100.1	100.1	100.1	100.1	0.0	0.0	
被服及び履物	101.8	102.0	103.0	103.5	103.0	-0.5	0.0	
衣服	101.6	101.7	102.8	102.9	102.4	-0.4	-0.4	
和服	100.0	100.2	100.4	99.9	100.1	0.1	-0.3	
洋服	101.7	101.7	102.9	103.0	102.5	-0.4	-0.4	
シャツ・セーター・下着	101.3	101.4	103.1	104.0	103.1	-0.8	0.1	
シャツ・セーター	100.9	100.6	102.9	104.1	102.8	-1.2	-0.1	
下着	102.3	103.4	103.4	103.6	103.9	0.3	0.5	
履物	104.2	105.2	105.2	105.7	105.3	-0.4	0.1	
他の被服	101.0	100.8	101.0	101.7	101.2	-0.5	0.2	
被服関連サービス	100.8	101.6	101.6	102.8	103.1	0.2	1.4	
保健医療	100.9	101.8	101.2	103.2	103.3	0.1	2.0	
医薬品・健康保持用器具	99.9	99.7	100.2	99.7	99.8	0.2	-0.3	
保健医療用品・器具	100.9	101.3	101.5	101.3	101.6	0.3	0.2	
保健医療サービス	101.4	103.0	101.7	105.5	105.5	0.0	3.8	
交通	98.0	98.3	98.3	99.6	99.6	0.1	1.4	
自動車等関係	99.9	99.8	98.9	99.5	99.2	-0.3	0.3	
自動車関係	97.0	99.4	99.0	101.9	103.0	1.1	4.0	
通信	99.1	95.3	96.4	94.8	93.0	-1.9	-3.5	
教育	101.6	102.2	102.2	102.8	102.8	-0.1	0.5	
授業料等	101.8	102.4	102.4	103.0	102.9	-0.1	0.4	
教科書・学習参考教材	100.4	101.0	101.0	101.0	101.0	0.0	0.0	
補習習教	101.2	101.8	101.9	102.7	102.7	0.0	0.8	
教育	101.0	101.3	100.9	101.8	101.7	-0.1	0.8	
養楽用耐久財	101.0	98.0	97.6	95.2	94.8	-0.4	-2.9	
養楽用品	100.9	100.8	100.7	100.8	100.0	-0.8	-0.7	
書籍・他の印刷物	100.3	100.8	100.8	101.6	101.6	0.0	0.8	
書籍・他の印刷物	101.1	102.0	101.3	102.9	103.0	0.1	1.6	
養楽サービス	101.1	102.0	101.3	102.9	103.0	0.1	1.6	
諸雑費	100.7	100.9	100.8	101.3	101.2	-0.1	0.4	
美容サービス	100.2	100.4	100.5	100.7	100.7	0.0	0.2	
美容用品	100.1	99.4	98.7	99.8	99.4	-0.4	0.7	
身の回り用品	101.3	101.8	101.6	102.3	102.5	0.2	0.9	
たばこ	101.2	102.3	102.4	103.5	103.5	0.0	1.1	
他の諸雑費	101.0	101.8	101.9	101.9	101.9	0.0	0.0	

## 福利厚生関連指標 (2018年8月分)

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
社内預金	平均利率年・%	16年 3月末 17年 3月末	0.84 0.79	厚労省
住宅ローン 注1 Q都銀 適用日 年・%	変動 毎月型	17年 4月 1日	店頭金利 2.475 ↓	引下後金利 0.625~0.775 ↓
		18年 8月 1日		
	固定特約 固定10年	18年 6月 1日 8月 1日	3.35 ↓	1.50~1.65 ↓
18年 8月1日の金利引下幅				1.7~1.85
フラット 35 注2	金利年・% 最多金利	18年 5月 1日 6月 1日 7月 1日 8月 1日	1.35 1.37 1.34 ↓	住宅金融支援 機構 資金受取月 新機構団信付
財形住宅 金融金 利	金利年・% 当初5年	17年 7月 10月 18年 8月	0.71 0.67 ↓	財形住宅金融 改定日
長プラ	基準金利年・%	16年 3月10日 7月 8日 8月10日 17年 7月11日	0.95 0.90 0.95 1.00	日銀 実施日
新築住宅 工事費 予定額	㎡単価 万円	17年平均	17.9	注3 居住専 用 木造一戸 建 着工単価
		17年 6月	18.0	
		18年 6月	18.2	
新設住宅	持ち家 戸数	17年計	284,223	注3  注 新設とは 新築、増・ 改築によっ て住宅の戸 が新たに造 られる工事
		17年 6月	26,037	
		18年 6月	25,148	
	給与住宅 戸数	17年計	5,770	
		17年 6月	476	
		18年 6月	962	
	給与住宅 床面積 ㎡/戸	17年平均	68.0	
		17年 6月	68.3	
		18年 6月	46.6	
新築マン ション 分譲価 格 万円/戸	首都圏	17年平均	5,908	不動産経済研
		17年 6月 18年 6月	5,642 6,244	
	近畿圏	17年平均	3,836	
		17年 6月 18年 6月	3,776 3,578	
新築マン ション 分譲価 格 ㎡/戸 万円	首都圏	17年平均	85.9	
		17年 6月 18年 6月	84.0 92.8	
	近畿圏	17年平均	63.0	
17年 6月 18年 6月		65.3 62.2		
住宅ローン 返済額	月額・円 (勤労者 世帯)	17年平均 17年 5月 18年 5月	90,723 81,900 89,918	注4 ローン返済世 帯
フラット35 返済負担 率(%)	マンション融資 (全国)	15年度 16年度 17年度	20.7 21.1 21.3	住宅金融支援 機構

注1 保証料一括前払い型 店頭金利-引下幅=引下後金利  
 2 返済期間21~35年以下、融資率9割以下、保証型除く。17年10月以降、新機構団信の保険料(0.2%)を含んだ金利  
 3 国交省「住宅着工統計」

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
個人向け 住宅資 金貸出	新規貸出 億円	17年 9月期 12月期 18年 3月期	36,777 34,930 41,977	日銀 国内銀行 割賦返済方式
給与住宅 家賃	円/戸 (勤労者 世帯)	17年平均 17年 5月 18年 5月	27,665 27,820 26,068	注4
民営家賃	3.3㎡/戸 円	17年平均 17年 7月 18年 7月	8,562 8,565 8,565	総務省 小売 物価統計調 査 ※以下、都区 部、ただし、 宿泊料、通 勤定期のみ 全国
都市再生 機構 家賃	3.3㎡/戸 円	17年平均 17年 7月 18年 7月	5,166 5,165 5,135	
灯油 円	18L	17年平均 17年 7月 18年 7月	1,529 1,503 1,738	
宿泊料 2食、円	税・サ込	17年平均 17年 7月 18年 7月	20,389 19,770 20,157	民営和式 休前日
家事代行 料	台所清掃 1回	17年 7月 18年 7月	17,100 16,785	レンジフード 幅95cm未満
出産費 円	正常分娩 料+入院	17年 7月 18年 7月	422,410 428,990	国立病院 入院7日間
人間ドク ク、円	1回 日帰り	17年 7月 18年 7月	57,856 57,856	男性 1日ドック
自動車 ガソリ ン代	1L	17年平均 17年 7月 18年 7月	132 130 151	レギュラー
公立保育 料、円	2歳児1人 1カ年	17年 7月 18年 7月	299,817 301,226	所得税 130,000円世帯
家計金融 資産	現在高 兆円	17年12月末 18年 3月末	1,855 1,829	日銀 08SNA
公的年金 夫婦、円	夫65歳~ 妻60歳~	17年平均 18年 5月	191,019 5,661	注4 無職世帯
厚生年金 月額、円	男女平均 老齢相当	17年 2月 18年 2月	147,893 147,141	注5 代行含む
確定給付 年金	加入者数 万人	17年 3月末 18年 3月末	826 901	信託協会受託 概況 企業型
確定拠出 年金	加入者数 万人	18年 4月末 5月末	678.5 679.8	企業型
	加入者数 万人	18年 5月末 6月末	91.5 94.6	個人型 (iDeCo)
修正総合 利回り	年、%	15年度 16年度	-0.92 3.52	企業年金連 企業型
雇用人員	過剰-不 足	17年12月期 18年 3月期 (先行き)	-31 -34 -34	日銀 全規模 全産業

注4 総務省「家計調査」(全国)  
 5 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」  
 6 厚労省「確定拠出年金の施行状況」  
 共通 金利欄の↓は表示年月日まで同一金利が続いていることを示す